

主要行等向けの総合的な監督指針

本 編

平成17年10月

金 融 庁

主要行等向けの総合的な監督指針

項 目	頁
I 基本的考え方	1
I-1 金融監督に関する基本的考え方	1
I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方	1
I-3 監督指針策定の経緯	3
I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点事項	4
I-5 監督事務上の留意点	9
II 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点	12
II-1 監督部局内の事務処理	12
II-1-1 監督事務の流れ	12
II-1-1-1 一般的な監督事務の流れ	12
II-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	12
II-1-2 財務局との連携	13
II-1-3 検査部局等との連携	14
II-1-3-1 検査・監督連携会議の開催	14
II-1-3-2 検査部局による検査着手前	14
II-1-3-3 検査部局による検査結果通知後	15
II-1-3-4 預金保険機構が行う検査との連携	17
II-1-4 個別銀行に関する行政報告	19
II-2 銀行に関する苦情・情報提供等	19
II-2-1 金融サービス利用者相談室との連携	19
II-2-2 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応	19
II-2-3 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応	20
II-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	20
II-3-1 照会を受ける内容の範囲	20
II-3-2 照会に対する回答方法	21
II-3-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	22
II-3-4 預金等に対する当局への照会等への対応	24
II-4 行政指導等を行う際の留意点等	27
II-4-1 行政指導等を行う際の留意点	27
II-4-2 面談等を行う際の留意点	30
II-5 行政処分等を行う際の留意点等	30
II-5-1 行政処分(不利益処分)に関する基本的な事務の流れについて	30
II-5-2 行政手続法との関係等	33
II-5-3 意見交換制度	34
II-5-4 関係当局・海外監督当局等への連絡	34
II-5-5 不利益処分の公表に関する考え方	34
II-5-6 予備審査	35
III 主要行等監督上の評価項目	36
III-1 経営管理(ガバナンス)	36
III-1-1 意義	36
III-1-2 主な着眼点	36
III-1-2-1 監査役設置会社である銀行の場合	36
III-1-2-2 委員会等設置会社である銀行の場合	40
III-1-3 監督手法	43
III-1-4 監督上の対応	44
III-2 財務の健全性等	45
III-2-1 自己資本の充実	45
III-2-1-1 自己資本の適切性(資本の質)	45
III-2-1-2 自己資本比率の正確性	52
III-2-1-3 早期是正措置	58
III-2-2 収益性の改善	63
III-2-2-1 意義	63
III-2-2-2 収益性改善への取組みに係る主な着眼点	64
III-2-2-3 監督手法・対応(早期警戒制度等)	64
III-2-2-4 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項	65
III-2-3 リスク管理	67
III-2-3-1 リスク管理共通編及び統合リスク管理	67
III-2-3-2 信用リスク管理	70
III-2-3-2-1 信用リスク管理・総論	71
III-2-3-2-2 大口与信管理	72
III-2-3-2-3 不良債権処理と企業再生(産業と金融の一体的再生)	73
III-2-3-2-4 カントリーリスク管理	78
III-2-3-2-5 信用リスク管理に係る監督手法・対応	78

項 目		頁
	Ⅲ-2-3-3 市場リスク管理	80
	Ⅲ-2-3-4 流動性リスク管理	82
Ⅲ-3	業務の適切性等	84
Ⅲ-3-1	法令等遵守(特に重要な事項)	84
Ⅲ-3-1-1	不祥事件等に対する監督上の対応	84
Ⅲ-3-1-2	役員による法令等違反行為への対応	85
Ⅲ-3-1-3	組織犯罪等への対応	86
	Ⅲ-3-1-3-1 本人確認、疑わしい取引の届出義務	86
	Ⅲ-3-1-3-2 偽造紙幣・硬貨等	89
Ⅲ-3-1-4	第三者割当増資のコンプライアンス	90
Ⅲ-3-1-5	不適切な取引等	95
Ⅲ-3-2	情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性	96
Ⅲ-3-2-1	意義	96
Ⅲ-3-2-2	財務報告に係る内部統制	96
Ⅲ-3-2-3	銀行に求められる開示の種類	96
Ⅲ-3-2-4	開示に当たっての留意事項	97
	Ⅲ-3-2-4-1 重要性の原則の適用	97
	Ⅲ-3-2-4-2 ディスクロージャー誌の記載項目について(施行規則第19条の2及び第19条の3関係)	98
	Ⅲ-3-2-4-3 リスク管理債権額の開示	99
Ⅲ-3-2-5	主な着眼点	103
Ⅲ-3-2-6	監督手法・対応	104
Ⅲ-3-3	利用者保護のための情報提供・相談機能等	104
Ⅲ-3-3-1	与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能	104
Ⅲ-3-3-2	預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能	114
Ⅲ-3-4	利用者保護ルール等	117
Ⅲ-3-4-1	顧客の誤認防止等	117
Ⅲ-3-4-2	顧客情報管理	118
Ⅲ-3-4-3	プライベートバンキング等の留意点等	119
Ⅲ-3-4-4	銀行の事務の外部委託	122
Ⅲ-3-5	事務リスク	125
Ⅲ-3-6	システムリスク	126
Ⅲ-3-6-1	システムリスク	126
Ⅲ-3-6-2	ATMシステムのセキュリティ対策	131
Ⅲ-3-6-3	金融機関相互のシステム・ネットワークの利用	133
Ⅲ-3-7	インターネットバンキング	134
Ⅲ-3-8	システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	135
Ⅲ-3-8-1	意義	135
	Ⅲ-3-8-1-1 システム統合リスク	135
	Ⅲ-3-8-1-2 システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策	136
	Ⅲ-3-8-1-3 プロジェクト管理(プロジェクトマネジメント)の重要性	137
Ⅲ-3-8-2	主な着眼点	138
Ⅲ-3-8-3	監督手法・対応	144
Ⅲ-3-9	海外業務管理	145
Ⅲ-4	利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供	147
Ⅲ-5	企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等	149
Ⅲ-6	業務継続体制(BCM)	150
Ⅲ-6-1	意義	150
Ⅲ-6-2	平時における対応	151
Ⅲ-6-3	危機発生時における対応	152
Ⅲ-6-4	事態の沈静化後における対応	155
Ⅲ-6-5	風評に関する危機管理体制	155
Ⅳ	銀行持株会社	156
Ⅳ-1	意義	156
Ⅳ-2	主な留意事項等	156
Ⅳ-3	一般的な監督手法・対応	157
Ⅳ-4	システム統合	157
Ⅳ-5	事務処理上の留意点	158
Ⅴ	銀行グループに対する連結ベースの監督等	159
Ⅴ-1	基本的な考え方	159
Ⅴ-2	アームズ・レングス・ルール	160
Ⅴ-3	銀行及びグループ会社の業務範囲等	161
Ⅴ-3-1	基本的考え方	161
Ⅴ-3-2	「その他付随業務」の取扱い	161
Ⅴ-3-3	子会社等の業務範囲	163
	Ⅴ-3-3-1 子会社等の業務の範囲	164

項 目		頁
	V-3-3-2 金融機関の貸出金等に係る担保不動産の保有・管理会社(いわゆる自己競落会社)の取扱い	168
	V-3-3-3 銀行の海外における子会社等の業務の範囲	169
	V-3-3-4 銀行とその証券子会社等の関係	170
	V-3-3-5 金融機関等とその関係保険会社の関係	172
	V-3-3-6 子会社等に係るその他の留意事項	173
	V-3-4 議決権の取得制限	173
	V-4 銀行主要株主	174
VI 外国銀行支店の監督		175
VII 銀行業への新規参入の取扱い		180
VII-1	銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等	180
VII-1-1	意義	180
VII-1-2	限定的な銀行業務を営む免許申請の取扱いについて	180
VII-1-3	資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点	181
VII-1-4	有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点	182
VII-1-5	事業親会社等が存在する銀行の免許申請について	183
VII-1-5-1	子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点	183
VII-1-5-2	事業親会社等の事業リスクの遮断の観点	184
VII-2	銀行主要株主の認可審査及び認可後の対応	185
VII-2-1	意義	185
VII-2-2	銀行主要株主認可審査において確認すべき事項	185
VII-2-3	認可後の監督において留意すべき事項	189
VII-3	既存銀行への資本参加等への適用	189
VII-3-1	既存銀行への資本参加等において留意すべき事項	189
VII-3-2	銀行主要株主認可について	190
VII-4	新たな形態の銀行等に対する本監督指針の準用	190

I 基本的考え方

I-1 金融監督に関する基本的考え方

(1) 金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある（銀行法（以下「法」という。）第1条参照）。

(2) 金融庁としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。

このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。

また、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーをより一層推進することも重要である。

(参考)「金融庁発足に当たって」(談話：平成12年7月3日)

I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方

I-2-1 監督部局の役割

我が国の金融監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関が

ら徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

特に、監督部局は、個別金融機関の状況のみならず、金融機関全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他金融機関との比較分析を通じて、当該金融機関が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。

I-2-2 監督事務の基本的考え方

上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2) 金融機関との十分な意思疎通の確保

金融監督に当たっては、金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、金融機関からの報告に加え、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 金融機関の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。金融監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

(参考) 金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）（平成 17 年 9 月 2 日）

I-3 監督指針策定の経緯

(1) 通達の見直しと事務ガイドラインの制定

平成 10 年 6 月の金融監督庁の発足を前に、旧大蔵省は、ルールに基づく透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、金融関係の通達等を全面的に見直し、大幅な廃止及び省令・告示化などを行い、行政の透明性の向上を図ることとした。

その一環として、行政の統一的な運営を図るための法令解釈、部内手続き及び業務の健全性に関する着眼点等については、行政部内の職員向けの手引書である「事務ガイドライン」として取りまとめられ、一般にも公表された。

その後、法律改正等に対応して、逐次、事務ガイドラインの改定が行われている。

(2) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定

中小・地域金融機関（注）については、平成 15 年 3 月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を踏まえ、平成 16 年 5 月、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が策定された。

これは、行政部内の職員、特に中小・地域金融機関の監督を直接担当する

財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務所を含む。）の職員向けの手引書として、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理したものである。

一方、主要行については、当時「金融再生プログラム」（平成14年10月）等に基づき、平成17年3月末までに不良債権比率を半減させるという目標に向けた取組みを推進中であったことから、主要行向けの総合的な監督指針は、不良債権問題が終結した段階で、策定することとされた。

（注）中小・地域金融機関とは、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合を指すが、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、労働金庫、信用保証協会についても規定している。

（3）主要行等向けの総合的な監督指針の策定

主要行の平成16年度決算において不良債権比率は2.9%となり、「金融再生プログラム」において示された「平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状（平成14年3月期：8.4%）の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る」という目標が達成された。

金融庁としては、不良債権問題が再び発生し、それが経済の足枷となることのないよう、今後とも個々の金融機関の不良債権の状況やリスク管理態勢等を注視していくとともに、「金融再生プログラム」の残された課題についても、着実に取り組んでいく。それらを前提とした上で、今般、金融行政は不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行していく節目を迎えたと考えている。

今後は、「金融改革プログラム」（平成16年12月）等を着実に実施することにより、利用者満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指していくこととする。

このような状況の中で、主要行等（注）を対象とした監督事務を担当している行政部内の職員向けの手引書として本監督指針が策定された。

（注）主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。

I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点事項

主要行等は、規模が非常に大きく我が国経済に大きな影響力を有し国際的な金融活動を展開しているケースも多いので、世界最高水準の金融サービスを提供し、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することが期待されていると考えられる。

このためには、主要行等は、金融仲介において不可欠な要素であるリスク管理について特に高度な対応を行うとともに、利用者利便と国際競争力の向上を目指し、業態に相応しい適切な経営管理（ガバナンス）を行うことが必要である。

主要行等向けの総合的な監督指針の策定に当たり、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の意義を踏まえつつ、世界のリーディングバンクに期待される水準を念頭に置き、かつ、バブル崩壊後の様々な経験を踏まえた反省と教訓に照らして、特に重点とした事項は以下のとおりである。

（１）不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体再生）

我が国経済は、いわゆるバブル崩壊以降、長らく低迷を続けた。この間の銀行を巡る状況を見ると、株価下落により保有株式の含み益が減少し、企業の業績悪化、資産価格の低下等から不良債権が増加し、平成9年秋には複数の金融機関等の破綻を契機に金融システムに対する内外の信認が急激に低下した。

平成10年～平成11年にかけて公的資金による資本増強等やその他の金融システム安定化策の実施により、ジャパンプレミアムは沈静化し、金融システムは落ち着きを取り戻した。

しかしながら、その後も、景気の低迷、株価、地価の下落等が続く中、不良債権の最終処理は進まず、一方で処理額以上の不良債権が新規発生したこともあり、結果として不良債権残高はなかなか減少しなかった。また、損益をみても、不良債権処分損が実質業務純益を上回る厳しい経営環境が続いた。

平成13年から、破綻懸念先以下の不良債権のオフバランス化の促進（いわゆる2年・3年ルール等）や特別検査の実施等の取組みが進められたが、平成14年の金融再生プログラムにより、平成16年度という期限を区切って主要行等の不良債権比率を半減させるという目標の下、資産査定を厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化という新しい金融行政の枠組みとともに、企業再生インフラの拡充を背景とする「産業と金融の一体再生の取組み」が推進された。

こうした銀行と企業両サイドの努力によって、バブル崩壊後、久しく苦しめられた主要行等の不良債権問題の正常化がようやく図られた。今後は、不良債権問題再発の防止に資するよう、定着した厳格な資産査定を前提に、不良債権の早期認識、早期の財務上の手当て、早期のオフバランス化処理がビルトインされたリスク管理を求めていくこととし、これまでの不良債権処理と企業再生に係る様々な取組みを体系的に整理することとした。

(2) 自己資本の質

不良債権処理に目処をつけた主要行等も、自己資本の充実に関しては、適切な繰延税金資産の計上及び公的資金の返済を進めながら、質量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じていく必要があると考えられる。

こうした課題に備え、自己資本の適切性（自己資本の質）に関し、国際的な評価基準を踏まえた監督上の着眼点を明確化することとした。

(3) 収益性の改善に向けた取組み

規模が非常に大きく、かつ、複雑なリスクを抱える主要行等は、当該リスクが顕在化した場合に我が国経済に対して及ぼしうる影響の大きさにかんがみ、自己資本の充実を図るほか、リスクを勘案した収益管理等により、一定の期間収益を確保し、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することによって、金融機能を適切に発揮しつつ銀行としての持続可能性（サステナビリティ）を図ることが特に重要である。

その際、IT（情報通信技術）の戦略的活用により、販売チャネルの多様化等に伴う利便性の向上、事務コストの低減等を図っていくことも重要である。

こうしたことを踏まえて、収益性の改善に関する監督上の着眼点をできる限り明確にすることとした。

(4) 統合リスク管理

収益性の改善に向けた新しいビジネスモデルの展開を拡大・強化するには新しいリスクテイクを伴うことから、リスク管理の確立が重要である。したがって、管理会計の構築によりターゲットとする事業分野毎にリスクや収益性を的確に評価できるようにした上で、①銀行が抱える各種リスクを総合的に把握し、経営体力に見合った範囲内にリスクを制御することにより健全性を確保しつつ、②リスクを勘案した収益管理（資源配分、収益性評価）により収益力を向上させるといった「統合リスク管理」の取組みがますます重要となる。

こうした統合リスク管理の枠組みはまだ完全に確立されていないが、主要行等における取組み状況を踏まえ、統合リスク管理に関する監督上の着眼点を新たに明記することとした。

(5) システムリスク

主要行等においては、経営統合が相次ぐ中、銀行業務におけるIT（情報

通信技術)依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大に応じて、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。

実際にも、①合併に伴うシステム統合におけるATM取引の障害及び多数の口座振替の処理の遅延等、②合併時以外で更新を行ったプログラムの不具合による多数の給与振込等の処理の遅延等の大規模なシステム障害が発生している。このような主要行等のシステム障害は、多数の利用者の日常生活や広範囲にわたる企業の経済活動に大きな影響を与え、中には経営陣が経営責任を問われる事態も発生している。

また、犯罪技術の巧妙化等への対応として、①偽造キャッシュカード問題等のATMのセキュリティ、②インターネットバンキングにおける不正防止策、③ネットワークセキュリティ等への対応も求められているところである。

こうした事態にかんがみ、主要行等に求められるシステムリスク、とりわけシステム統合リスク・プロジェクト管理態勢とシステムセキュリティについて、監督上の着眼点等を明確にした。

(6) 法令等遵守（コンプライアンス）

金融機関の健全性を支える基本は、リスク管理と法令等遵守（コンプライアンス）であり、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」においても、リスク管理態勢と法令等遵守態勢に大別して確認検査用のチェックリストを構成している。

企業を巡る不祥事件は世界中で続発しているが、バブル崩壊後の銀行業界においても、様々な不祥事件が相次いだ。我が国を代表する主要行等においても、総会屋利益供与事件、不正融資、行員による巨額損失事件、検査忌避等の犯罪で経営陣が民事・刑事責任を問われた事例も発生しており、こうした事態の再発防止のためにもより強固な自浄機能の確立が求められる。

また、主要行等は組織犯罪の多い都市部に集中して業務展開をしていること等から「振り込め詐欺」等の組織犯罪に「利用されやすい」というリスク特性を有することにも留意する必要がある。

こうしたことを踏まえ、主要行等に求められる法令等遵守態勢の重要事項について、監督上の着眼点を明確化した。

(7) 海外業務及び外国銀行支店

銀行の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開される中、海外業務における巨額損失事件等の教訓を踏まえ、海外業務管理に関する監督上の着眼点を拡充することとした。

また、外国銀行支店についても、その特性を勘案した監督上の着眼点を明確化することとした。

(8) 経営管理（ガバナンス）

リスク管理及び法令等遵守を確保する責任は、第一義的には経営陣にあり、経営陣により堅牢な内部統制（インターナルコントロール）組織（内部管理態勢）の構築がなされているかがガバナンス評価の基本となる。

組織が巨大で、国際的にも業務展開しているケースも多い主要行等の経営管理（ガバナンス）の検証に特に重要な着眼点として、①内部監査等の相互けん制機能の重要性、②社外取締役等の外部人材等の活用、③コーポレートガバナンスの新たな形態である委員会等設置会社に対する取扱い等を明確化した。

(9) 市場規律の確保と利用者保護

金融機関の健全な経営の確保に当たっては、まず、金融機関が自己責任原則に基づき主体的に行う自己規律（経営管理）が根幹となるが、この前提の下で、株主、預金者、取引先等による外部からの監視・けん制が的確に行われ、金融機関の経営に市場規律が確保されることが重要である。

こうした観点から、銀行法上も、財務内容の適正な開示（ディスクロージャー）と、提供する金融サービスに関する十分な情報提供・説明責任（アカウンタビリティ）を果たせるような体制整備を義務付ける法制整備が行われている。

利用者保護のための情報提供・相談苦情処理機能の重要性、及び、規模が非常に大きく国際的な投資家の評価にさらされている主要行等の監督に当たっては、株価や格付けなどを通じた市場規律が適切に機能する環境を整えることが重要であること等を踏まえ、情報開示・情報提供に関する監督上の着眼点を整理し、明確化した。

(10) 国際的な監督水準の確保

監督当局は、本監督指針の対象となる主要行等の多くが国際的に活動する金融機関であることを踏まえ、監督に当たっては、バーゼル銀行監督委員会等において決定される国際的な銀行監督に関する諸原則・指針（注）等を可能な限り反映するよう努めることとする。

また、主要行等の海外における活動に関し、当該主要行等が拠点を有する国（ホスト国）の金融監督当局と密接に連携する必要がある。

監督指針では、これらの取組み姿勢等を明確化した。

(注) 別紙 1 の監督上の検証プロセスに関するガイダンスを参照のこと。

(11) 銀行業への新規参入等の取扱い

これまで新たな形態の銀行や特色ある銀行が設立されたほか、ビジネスモデルの大幅な変更を行う事例も出てきている。これを株主構成面からみると、事業会社等の異業種による銀行業への参入もなされている。

こうした状況や銀行主要株主に対する規制が導入されていることを踏まえ、新規参入等の取扱いに関する監督上の着眼点をできる限り明確化した。

I-5 監督事務上の留意点

I-5-1 主要行等向け監督指針の位置付け

(1) 監督指針においては、銀行法等に基づく主要行等の監督事務に関し、その基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目について、従来の事務ガイドライン及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の内容も踏まえ、可能な限り体系的に整理した。

また、主要行等の監督を担当する職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。

(2) また、事務の便宜上、①長期信用銀行、②外国銀行支店、③信託兼営銀行、④銀行業への新規参入の取扱い（免許付与、主要株主認可）等についても、一括して整理してある。

(注) 信託兼営銀行における信託勘定に係る業務については、別途「信託会社等に関する総合的な監督指針」によることとなる。

(3) 金融庁担当課室においては、本監督指針に基づき主要行等の監督事務を実施するものとする。その際、本監督指針が、金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

なお、本監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）は、廃止することとする。

I-5-2 他の監督指針等との関係

I-5-2-1 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」との関係

- (1) 検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。
- (2) 監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサイト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、銀行経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。したがって、
- ① 検査マニュアルに加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。
 - ② さらに、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立という観点からは、銀行に対して行政処分等の予見可能性についても可能な限り明確化していく必要もある。
- (3) こうしたことから、監督部局の職員向けの手引書として、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を網羅的に取りまとめ、併せて公表するものである。

I-5-2-2 「金融コングロマリット監督指針」との関係

- (1) 銀行持株会社の監督指針については、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とする。
- (2) なお、コングロマリット監督指針の対象は銀行持株会社に限定されておらず、同指針の監督上の着眼点等は必ずしも銀行持株会社の特性を十分考慮したものとはなっていないものもあること、また、本監督指針の銀行に係る部分も必ずしも持株会社に必要な規定を網羅していないことから、銀行持株会社特有の留意事項等については、本監督指針の銀行持株会社に関する部分（Ⅳ）において補足して規定している。

I-5-2-3 早期健全化法等に基づき公的資本増強を受けた銀行に対する フォローアップとの関係

(1) 金融機関の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）・預金保険法に基づき公的資本増強を受けた銀行に対するこれらの法律に基づくフォローアップ事務は、本監督指針とは別に定められている、一連の金融再生委員会の決定や金融庁作成のガイドライン等（注）に基づき行われることに留意する。

(注) 主要なルールは、以下のとおりである。

① 金融再生委員会決定

- イ. 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）（平成11年6月29日）
- ロ. 転換権付優先株の転換権行使について（平成11年6月29日）
- ハ. 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方（平成11年9月30日）
- ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について（平成11年9月30日）

② 預金保険機構決定

資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済等の申出に対する当面の対応について（平成12年11月21日（平成16年7月8日一部改正））

③ 金融庁作成ガイドライン

- イ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（平成13年6月11日）
- ロ. 公的資金による資本増強行（主要行等）に対するガバナンスの強化について（平成15年4月4日（平成15年8月7日一部改正））
- ハ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（その2）（平成16年7月30日）

(2) 公的資本増強行においては、①経営健全化計画の策定・公表、②健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記(1)のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、できる限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする（I-2-2(4)参照）。

Ⅱ 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理

Ⅱ－１－１ 監督事務の流れ

Ⅱ－１－１－１ 一般的な監督事務の流れ

別紙２

Ⅱ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール

主なオフサイト・モニタリングは、別紙３の「主要行等の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール」を目途に行うものとする。

(１) 毎事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表

監督に当たっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフサイト・モニタリングを実施することとする。

(２) 継続的なモニタリング

銀行に対し継続的に財務会計情報や統合リスク管理、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、銀行の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、当該分析結果を銀行に還元することを通じ、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。

(３) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

① 決算ヒアリング

半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。

② 総合的なヒアリング

銀行の決算状況等を踏まえ、収益管理体制の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況、資本政策の状況等について、年に２回

(6月及び12月を目途)ヒアリングを実施することとする。

③ リスク管理ヒアリング

銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、年に2回(3月及び9月頃を目途)ヒアリングを実施することとする。その際、経営陣の認識、関与状況等についてもヒアリングすることとする。

④ 内部監査ヒアリング

銀行のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、銀行の内部監査部門から、年2回(4月及び10月頃を目途)ヒアリングを実施することとする。その際、銀行の内部監査部門の役割、内部監査の実施状況(監査結果に基づく改善状況を含む)、今後の課題等についてもヒアリングすることとする。

(4) 随時のヒアリング

銀行の業績や戦略の変化、金利・資産価格の変動等の経済情勢や銀行に対する利用者の姿勢の変化をはじめ、銀行の業務の健全かつ適切な運営に影響を及ぼしかねない事象が生じるなど、監督上の必要が認められる場合には、オフサイト・モニタリングの一環として、銀行の経営者に対するトップヒアリングを含め随時ヒアリングを実施することとする。

(5) 個別銀行に関するデータの整備

① 銀行台帳の作成

銀行台帳については、毎年6月末日現在にて作成するものとする。また、モニタリングの結果等により特筆すべき事項が生じた場合や中間決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、都度、改訂を行うものとする。

② 決算等に関する提出資料

決算状況表及び日計表等については、銀行に対して提出を求めているが、提出期限等は別紙4のとおりとすることに留意する。

Ⅱ-1-2 財務局との連携

(1) 金融庁は、主要行等の営業地域を管轄する財務局に対し、当該地域経済・社会に大きな影響を及ぼす可能性のある経営戦略を主要行等が選択する場合には、それらに関して参考となる情報を提供するなど、密接な連携に努めるものとする。また、金融庁は、財務局の有する主要行等に関する情報や主要行等の監督事務に対する財務局の意見などについて、積極的な収集

に努めるものとする。

- (2) 銀行持株会社の子銀行に対する監督権限が財務局長に委任されている場合には、当該子銀行の適切な業務運営を確保するために財務局と密接な連携に努めるものとする。

Ⅱ－１－３ 検査部局等との連携

検査部局及び預金保険機構（検査部）との連携を以下のとおり行うものとする。

Ⅱ－１－３－１ 検査・監督連携会議の開催

- (1) オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することとする。

本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催するほか、必要に応じて適宜開催することとする。

- (2) 本会議において監督部局は、検査部局に対して、主要行等の経営状況全般、当面の監督課題、規制の創設・改廃など検査に当たって必要な情報の提供を行うとともに、検査部局より、新事務年度の「検査基本方針及び基本計画」等について説明を受けるものとする。

(注) 個別銀行の説明については、Ⅱ－１－３－２（２）に掲げる事項を参考とする。

- (3) なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。

Ⅱ－１－３－２ 検査部局による検査着手前

- (1) 個別銀行に対する検査着手に当たって、監督部局は、検査班の主任検査官に対し、当該銀行の現状等についての説明を行うものとする。

- (2) 銀行の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明

を行うものとする。

- ① 前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き
(他行との提携、増資、経営陣の交替等)
- ② 直近決算の分析結果
- ③ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果
- ④ 各種ヒアリングの結果
- ⑤ 監督上の措置(報告徴求、行政処分等)の発動及びフォローアップの状況
- ⑥ 監督局として検査で重視すべきと考える点
- ⑦ その他

- (3) なお、合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している銀行の検査については、経営再編のスケジュール等についても併せて説明を行うものとする。

Ⅱ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後

- (1) 検査結果通知後、下記(2)の報告を求める前に、検査結果通知書の審査担当者等(注)から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする。

(注) 原則として審査担当者とするが、立入りを行った主任検査官等の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。(3)において同じ。

- (2) 検査結果通知書の交付日から原則として一週間以内に銀行に対し、法第24条に基づき(預金口座名寄せのための整備状況等(以下「名寄せ」という。))の指摘がある場合については、「法第24条及び預金保険法第136条に基づき」。以下この項及び(4)において同じ。)、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(必要に応じて項目毎に短縮するものとする。)に提出することを、求めるものとする。

報告を求める事項については、様式・参考資料編 様式Ⅱ－１－３－３(2)を基本様式として参照するが、指摘の内容に応じ、上記(1)の説明を踏まえ個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記の着眼点の例示を踏まえ、十分検討することとする。

- ① 検査結果通知書の中に、リスク管理態勢に関する重大な指摘がある場

合

上記の改善・対応策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策及びこれらを効果的に実施するための態勢整備（内部監査態勢も含む。）についても併せて報告を求めるものとする。

イ. 信用リスクの場合には、例えば、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用、信用リスクデータベースの活用等によるリスク管理態勢の強化等。

ロ. システムリスクの場合には、例えば、セキュリティ管理体制の整備や内部監査態勢の強化等。特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクの場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システム統合リスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等。

- ② 検査結果通知書の中に法令等遵守態勢に関する重大な指摘がある場合
上記の改善・対応策の中で、特定の問題事例の発生原因を分析している場合には、銀行における内部管理態勢上の問題点も含めて報告を求める。また、今後の対応については、効果的な銀行内部のけん制機能（内部監査態勢を含む。）の整備、必要に応じ外部けん制機能の効果的な活用、それらを実施する責任の所在の明確化、有効性のフォローアップ態勢等も視野に入れた報告を求めるものとする。

- ③ 検査結果通知書の中に、特に以下の項目について、重大な指摘がある場合

イ. 自己査定と検査結果との格差が大きい場合には、発生原因分析等について特に詳細な報告を求めるものとする。

ロ. 検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算（決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）における財務諸表をいう。）に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。

その際、検査結果の内容に応じ重要な事項（例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等）については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。

なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）の提出期限とする。

（注）銀行の決算は、銀行が自己責任で作成し、監査法人の監査を受けべきものであり、当局が事前に指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。上記口. の取扱いは、あくまで検査結果が決算に適正に反映されているか否かを厳正に検証するという範囲にとどまるものである。

（3）上記（2）の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等（注）の出席を原則として確保するものとする。また、名寄せに係るヒアリングに当たっては、預金保険法第 137 条に基づく立入検査チェック項目（「第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項関連チェック項目」）も参考にするものとする（様式・参考資料編 資料 1 参照）。

（注）特に、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を予定している銀行に対し、システム統合リスクに係る検査が実施された場合にあつては、当該検査におけるシステム統合リスク担当検査官を含むものとする。

（4）検査結果及び法第 24 条に基づく報告書の内容等により、法令遵守態勢又はリスク管理態勢の改善等に一定の期間を要すると認められる場合や、名寄せについて、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況（以下「各種進捗状況等」という。）の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第 24 条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。

また、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合や検査結果が決算に適正に反映されていない場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、名寄せについて、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－１－３－４ 預金保険機構が行う検査との連携

預金保険機構（以下「機構」という。）が預金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。

- (1) 機構が被検査銀行に対し名寄せ検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、法第24条及び預金保険法第136条に基づき求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅱ-1-3-4（1）参照）。
 - (2) 上記（1）の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目（「第50条第1項関連チェック項目」、「第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」）を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする（様式・参考資料編 資料1参照）。
- (注) 機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。
- (3) 機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、監督当局において問題ありと判断した場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。
 - (4) 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は名寄せ検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況（以下「各種進捗状況等」という。）に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条及び預金保険法第136条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業

務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－１－４ 個別銀行に関する行政報告

財務局長が次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。

なお、銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。

- ① 法第 24 条第 1 項及び第 2 項並びに第 48 条の規定による報告及び資料の提出の命令
- ② 法第 26 条第 1 項、第 52 条の 14 第 2 項及び第 52 条の 33 第 3 項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）
- ③ 法第 52 条の 7 の規定による報告及び資料の提出の命令
- ④ 法第 52 条の 11 の規定による報告及び資料の提出の命令
- ⑤ 法第 52 条の 31 の規定による報告及び資料の提出の命令

Ⅱ－２ 銀行に関する苦情・情報提供等

Ⅱ－２－１ 金融サービス利用者相談室との連携

監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。

- ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
- ② 相談室との情報交換

Ⅱ－２－２ 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応

（１）ヒアリング

金融サービス利用者相談室で受け付けた情報（財務局で商工会議所等からヒアリングを行う中小企業金融モニタリングで得られた情報を含む。以下同じ。）のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして

提供された情報については、四半期毎に取りまとめ、銀行の対応方針、態勢面等のヒアリングを行うこととする。また、これらの情報のうち、情報提供者等が銀行側への企業名等の提示に同意している場合には、臨機に、事実確認等のヒアリングを行うこととする。

(2) 報告徴求

- ① 上記(1)のヒアリングを行った結果、内部管理態勢の実効性等について確認する必要がある場合は、現状認識や今後の内部管理態勢の改善方針等を取りまとめた報告書を法第24条に基づき求めることとする。
- ② 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報を参考とした検査の結果、問題のあった銀行に対しては、改善措置に関する報告書を法第24条に基づき求めることとする。

(3) 業務改善命令

- ① 法第24条に基づく報告書の内容等により、更なる実態把握が必要な場合には検査において確認することとする。その結果、重大な問題が把握された場合には、必要に応じて法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。
- ② 法第24条に基づく報告書の内容等により、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢の整備に支障を来すと認められる場合には法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-3 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応

預金口座の不正利用に関する情報（具体的には、当該口座に振込みを行うよう、架空請求がなされたとの情報等）について、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている銀行及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとする。

なお、当該情報に関しては、原則として、顕名情報とし、根拠となる請求書等とともに、文書、ファックス又は電子メールにて受け付けるものとする。

Ⅱ-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅱ-3-1 照会を受ける内容の範囲

銀行法等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

Ⅱ－３－２ 照会に対する回答方法

(1) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。

(2) 金融庁担当課室長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から受けた、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注) 事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）

① 本手続きの対象となる照会の範囲

本手続きの対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

イ. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと。）。

ロ. 事実関係の認定を伴う照会でないこと。

ハ. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること。

ニ. 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと。

② 照会書面（電子的方法を含む。）

本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- イ. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- ロ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ハ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

③ 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室とする。

④ 回答

イ. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2か月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

ロ. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

ハ. 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課室長は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

(3) (2) に該当するもの以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ「応接箋」(様式・参考資料編 様式Ⅱ-3-2 (3))を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室の法務担当係に保存するものとする。

(4) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅱ-3-3 (2) に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅱ-3-3 法令適用事前確認手続 (ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続 (以下「ノーアクションレター制度」という。) とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当

該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続きに関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 資料2「金融庁における法令適用事前確認手続きに関する細則」を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、本制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続きの対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。

- イ. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。
- ロ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。
- ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、以下の要件を満たしているものか。

- イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- ロ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ハ. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意しているこ

とが記載されていること。

二. 上記ロ.において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答

照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。

イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合：原則60日以内

ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合：30日を超える合理的な期間内

ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合：原則60日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から30日を超えた時期での公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から30日を超えた時期に公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

II-3-4 預金等に対する当局への照会等への対応

(1) 預金等の取扱い

当局に対し、次の預金及び定期積金（外貨建てのものを除く。以下「預金等」という。）について、その商品の定義等に係る照会があった場合には、一般法

令や他商品の取扱いを定めた法令等での取扱いを勘案し、以下の点に留意のうえ対応するものとする。

なお、当局が上記の照会等に対応するに際しては、銀行における預金等の商品設計については、元本保証を前提に、原則として自由であり各行の経営判断によりこれを行うことができる点に留意するものとする。

① 譲渡性預金（外国で発行されるものを除く。）

譲渡性預金とは、「払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約のないもの」をいう。なお、こうした商品性にかんがみ、以下のような取扱いについて留意する必要がある。

イ. 期限前解約及び買取償却

預入日に指定された満期日前の解約及び発行金融機関による買取償却は行われていないか。

ロ. 流通取扱

金融機関は、自己の発行した譲渡性預金の売買を行っていないか。また、金融機関は、譲渡性預金発行の媒介等を行っていないか。

ハ. 個別の相対発行ではなく、均一の条件で不特定多数の者に対して、公募といった形で大量に発行されていないか。

② 期間の定めのある預金

以下の点に留意した取扱いとなっているか。

イ. 定期預金の預入期間については、「準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）」に定める区分（払出しについて期限の定めのある預金で、その払戻期限が当該預金を締結した日から起算して1か月を経過した日以後に到来するもの）との整合性が保たれているか。

ロ. 変動金利定期預金（預入時に満期日までの利率が確定しない定期預金）の利率は、基準となる指標及び一定の利率設定方法により設定し、この指標及び利率設定方法を満期日まで継続しているか。

③ 期間の定めのない預金

以下の点に留意した取扱いとなっているか。

イ. 据置期間のある預金

据置期間が1か月以上の場合又は据置期間内と据置期間後とで利率設定があらかじめ異なる場合には、据置期間内の取扱いについて、上記Ⅱ-3-4（1）②ロ. と同様の取扱いがなされているか。

ロ. 貯蓄預金

貯蓄預金とは「受入対象を個人のみとする預金で、預入・払出について、給与、公的及び私的年金（財形年金を含む。）、株式・信託の配当金及び投資信託の分配金等並びに保護預りの国債及び社債等の元利金に係

る自動振込入金、同時に百件以上の取扱いを行う総合振込入金、公共料金の払込み等契約に基づく継続的な自動振替及び振込出金、総合口座の取扱いが行われていないもの」をいい、当局は、本預金を官民トータルバランスの確保の際の基準となるべきベンチマークとするものとする。

(2) 長期信用銀行法に規定する預金受入先の範囲等について

長期信用銀行法に規定する預金受入先、預金に準ずるもの及び準備金の範囲について照会があった場合には、以下を参考に判断するものとする。

① 長期信用銀行法第6条第1項第3号に規定する預金受入先

イ. 「国若しくは地方公共団体」には国家行政組織法第3条に規定する行政機関、地方自治法第1条の3に規定する各種地方公共団体(都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団)が含まれる。

ロ. 「貸付先」及びこれに準ずる「取引先」には「貸付先」のほか次のものが含まれる。

- a. 貸付有価証券の貸付先、当座貸越の契約先及び日本政策投資銀行その他の代理人として行う貸付に係る貸付先
- b. 融資確約書の発行先等貸付の予約先
- c. 手形の割引先、引受先(輸出手形の買取先及び外貨手形等の買取先を含む。)及びその他手形の関係人
- d. 保証先
- e. 連帯債務者、保証人及び担保提供者

ハ. 「社債の管理の委託会社」及びこれに準ずる取引先には社債(その他の債権を含む。以下同じ。)の募集又は管理の委託者の外、次のものが含まれる。

- a. 社債総額引受の委託会社
- b. 社債担保の委託会社
- c. 社債の担保提供者又は保証会社
- d. 受託の場合の引受証券会社
- e. 総額引受したものを売り出す場合の証券会社
- f. その他委託の予約先

ニ. その他の「取引先」には次のものが含まれる。

- a. 債券応募者(債券募集の際における申込者をいう。)なお長期信用銀行の発行する金融債支払のためにのみ引き出される預金(いわゆる債券募集特約預金などの名称を以て呼ばれるもの。)は、債券応募者からの預金に含まれる。

- b. 金融機関であつて長期信用銀行の発行する金融債に反復継続的に応募するもの。為替コルレス先、保護函貸付先及び保護預り先
- c. 株式（出資証券を含む。以下同じ。）払込金受入事務取扱の委託先、株式配当支払事務取扱の委託先及び社債元利金支払事務取扱の委託先及び社債払込金受入事務取扱の委託先
- d. 長期信用銀行の株式、社債等による投資先
- e. 公社債等の登録委託先
- f. 審査、評価、代理交換等の事務の委託契約先
- g. 特別の法令等により長期信用銀行に預金することを指定されたもの。
- h. その他これに準ずるもの。

② 長期信用銀行法第6条第2項の「預金及びこれに準ずるもの」のうち「これに準ずるもの」には次のものが含まれる。

- イ. 債券募集金：金融債の払込金
- ロ. 証券募集金：公社債等若しくは株式の申込証拠金若しくは払込金
- ハ. 証券支払基金：公社債等の元利金支払基金及び買入基金又は株式の配当支払基金
- ニ. 未決済為替借：内国における為替取引先との取引による受入為替金にして決済をなすまでのもの。
- ホ. 貸出受入金：財団組成等の関係で貸出金の引渡しが一時遅れた場合の受入金又は貸出金の元利金の内入金若しくは引当金
- ヘ. 未払債券元利金：長期信用銀行の発行する金融債の償還期日において支払うべき元利金又はその未払金
- ト. 未払配当金：株主（優先株主を含む。）配当金の未払金
- チ. 受入諸税：利子、利息、給与等支払の際源泉徴収した税金
- リ. 仮受金：引当金等預金に準ずる性格を有する仮受金
- ヌ. 調整勘定借：調整勘定の益金
- ル. 日本銀行借入金、日本銀行再割引手形、輸入手形決済資金借及びコール・マネー
- ヲ. その他これに準ずるもの。

II-4 行政指導等を行う際の留意点等

II-4-1 行政指導等を行う際の留意点

銀行に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（1）一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

ロ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

イ. 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

ロ. 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

（2）申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

- ③ 例えば、以下の点に留意する。

イ. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行

使を妨げるようなことをしていないか。

ロ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ハ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第 34 条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

ロ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

ニ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）。

イ. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

- ロ. 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
- ハ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

Ⅱ－４－２ 面談等を行う際の留意点

職員が、銀行の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、以下の事項に留意するものとする。

- （１）面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- （２）面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- （３）面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- （４）面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- （５）面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要がある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅱ－５ 行政処分等を行う際の留意点等

Ⅱ－５－１ 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

Ⅱ－５－１－１ 行政処分

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第26条に基づく業務改善命令、②法第26条に基づく業務停止命令、③法第27条に基づく業務停止命令、④法第27条に基づく免許取消しがあるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

（1）法第24条に基づく報告命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件等届出など）を通じて、銀行のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、法第24条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めるとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第24条第1項に基づき、追加報告を求めるとする。

（2）法第24条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、銀行の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、法第24条第1項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

（3）法第26条第1項に基づく業務改善命令等

上記（1）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、銀行の自主的な取組みでは業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第26条第1項に基づき、業務の改善計画の提出とその実行を命じることを検討する。

なお、単独で、又は、下記（4）又は（5）の行政処分と同時に、制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

（4）法第26条第1項に基づく業務停止命令

上記（３）の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第 26 条第 1 項に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命じることを検討する。

（５）法第 27 条に基づく業務停止命令

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重犯性や故意性・悪質性が認められる等の重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 27 条に基づき、当該業務の停止を命じることを検討する。併せて、銀行法第 26 条第 1 項に基づき、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の確立等を命じることを検討する。

（６）法第 27 条に基づく免許の取消し

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合においては、法第 27 条に基づく免許の取消しを検討する。

（７）標準処理期間

上記（３）（４）（５）（６）の不利益処分をしようとする場合には、上記（１）の報告書又は不祥事件等届出書（法第 24 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）を受理したときから、原則として概ね 1 か月（処分が他省庁との共管法令に基づく場合は 2 か月）以内を目途に行うものとする。

（注 1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- ① 複数回にわたって法第 24 条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

（注 2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

（注 3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報毎に適用する。

Ⅱ－５－１－２ 法第 26 条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第26条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく銀行の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該銀行の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第26条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該銀行の報告義務は解除される。
- (2) 法第26条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅡ-1-3-3(1)により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅱ-5-2 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

上記Ⅱ-5-1-1(3)(4)(5)の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記Ⅱ-5-1-1(6)の不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

上記Ⅱ-5-1-1(1)(3)(4)(5)(6)の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

上記Ⅱ-5-1-1(1)(3)(4)(5)(6)の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起する

ことができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅱ－５－３ 意見交換制度

(1) 意義

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、銀行からの求めに応じ、監督当局と銀行との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

(2) 監督手法・対応

法第24条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自行に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した銀行から、監督当局の幹部（注1）と当該銀行の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注2）であって、監督当局が当該銀行に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注1）監督当局の幹部の例：金融庁の担当課長

（注2）銀行からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第24条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る

Ⅱ－５－４ 関係当局・海外監督当局等への連絡

上記Ⅱ－５－１－１（3）（4）（5）（6）の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

Ⅱ－５－５ 不利益処分の公表に関する考え方

（1）上記Ⅱ－５－１－１（4）（5）（6）の不利益処分のうち、業務停止・免許の取消しを命じたときは、法第56条第1項第1号又は第2号に基づき、官報に告示しなければならないことに留意する。

(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」の「I-5. 透明性」に規定された考え方によることに留意する。

(3) 上記II-5-1-1(3)(4)(5)(6)の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

II-5-6 予備審査

(1) 銀行法施行規則(以下「施行規則」という。)第39条に基づく予備審査申請があった場合には、以下の要領により、審査等を行うものとする。

- ① 提出：長官宛
- ② 審査：本認可申請時に準じて行うこととするが、事柄の性質上、標準処理期間は定められていないことに留意する。
- ③ 回答：審査終了時に長官名により、文書で回答する。

(2) 審査・回答内容

- ① 予備審査は申請者の事情や判断により行われることから、事案毎に認可等を受けるための準備の進捗状況等に大きな差があることに留意し、事案に応じ申請者の実態に相応しい審査内容を適切に検討することを基本とする。
- ② 例えば、予備審査の結果、認可等を受けるために必要な準備がほぼ整っていることが確認された場合には、「〇〇〇については、更に本認可申請がある場合には、改めて内容を審査した上で認可することと決定されたので、準備が整い次第、申請手続きをとりたい。」等の趣旨を回答する。
- ③ 例えば、予備審査の結果、認可等を受けるために必要な準備はまだ整っていない場合でも、いたずらに予備審査を継続することが申請者の利益に適うわけではないこと等から、例えば、充足すべき課題が明確に絞られていること等が確認された場合には、認可申請等に必要な留意事項を付して、予備審査を終了させることも検討する。

その場合には、「〇〇〇については、別紙の内容に関する準備が整い、認可申請がある場合には、改めて内容を審査の上、認可することと決定されたので、通知する。」等の趣旨を回答する。

Ⅲ 主要行等監督上の評価項目

Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス）

Ⅲ－１－１ 意義

国際的な金融市場において活動している主要行等の抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、金融システムの安定を確保するとともに、主要行等の持続可能性を確保し、経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

Ⅲ－１－２ 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（委員会等設置会社にあつては取締役会、監査委員会等）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。特に、常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては執行役）は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならないとされている。

経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合

（１）代表取締役

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するた

めの内部管理態勢を構築しているか。

- ④ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

また、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。

- ⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。

特に、委員会等設置会社制度の発足に対応して、監査役設置会社の企業統治の新たな方向を示す動き、例えば監査役監査基準の改定（平成16年2月）等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。

（2）取締役及び取締役会

- ① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

- ② 社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、銀行との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。

また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。

- ④ 取締役会は、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

- ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取り組み、全行的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮してい

るか。

- ⑥ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑦ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、行内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑧ 取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ⑨ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。
- また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。
- さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ⑩ 取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査役選任議案を決定するに際し、監査役としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、社外監査役が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。
- さらに、社外監査役が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。
- ⑪ 法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

(3) 監査役及び監査役会

- ① 監査役及び監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役及び監査役会は、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、銀行の健全で持続的な成長を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監査役及び監査役会は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。
- ④ 各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。特に社外監査役は、監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。また、常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、行内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。
- ⑤ 監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。
特に社外監査役については、銀行との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係を検証しているか。
- ⑥ 銀行の監査役は業務監査の職責を担っていることから、取締役が内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）の構築を行っているか否かを監査する職務を担っており、これが監査役としての善管注意義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

(参考)「監査役監査基準」(社団法人日本監査役協会 平成16年2月12日改正)

(4) 管理者(営業店長と同等以上の職責を負う上級管理者)

- ① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。
- ② 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、相互けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(5) 内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、各金融機関を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

(6) 外部監査の活用

- ① 実効性ある外部監査が、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等、適切に取り扱われているか。

(7) 監査機能の連係

外部監査機能と内部監査部門又は監査役・監査役会の連係が有効に機能しているか。

Ⅲ－１－２－２ 委員会等設置会社である銀行の場合

(注) 委員会等設置会社である銀行については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的には、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うこととなる。

(1) 取締役及び取締役会

- ① 取締役会は、経営の基本方針、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項など業務執行の決定権限等を

明確にしているか。

また、執行役の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制や業務の適正を確保するために必要な体制等を整備し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査委員会又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

- ② 取締役会は、監査委員会の職務の遂行のために必要な体制（監査補助要員体制、情報報告・管理体制、内部統制体制）整備等に積極的に取り組んでいるか。
- ③ 取締役会は、あらゆる職階における職員に経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成させるとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ④ 取締役会は、各委員会を活用し、かつ、各委員会と連携し、経営執行の監督権限を適確に行使しているか。
- ⑤ 取締役会は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。
- ⑥ 取締役は、取締役会における業務の決定、取締役及び執行役の職務の執行の監督等に積極的に参加しているか。法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

（２）監査委員会等

- ① 各委員会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査委員会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。

監査役設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査委員会をサポートする体制が整備されているか。

（３）執行役（代表執行役を含む。）

- ① 執行役は、取締役会の決議に基づき委任された権限と責任を十分認識

し、取締役会で決定された経営の基本方針を踏まえた業務執行の意思決定を実施しているか。

- ② 執行役は、経営の基本方針に沿った業務計画を明確に定め、行内に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ③ 執行役は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、全行的な内部管理態勢の確立・執行のため適切に機能を発揮しているか。
- ④ 執行役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当執行役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑤ 執行役は、経営の基本方針を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、行内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑥ 執行役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査機能が十分発揮できる措置を講じるとともに、内部監査の結果等について適切な措置を講じているか。

(4) 管理者（営業店長と同等以上の職責を負う上級管理者）

- ① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分理解した上で、リスク管理方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。
- ② 管理者は取締役会等で定められた方針に基づき、相互けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(5) 内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時に収集する態勢・能力を有し、各金融機関を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部

監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。

- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表執行役及び監査委員会等に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

(6) 外部監査の活用

- ① 実効性ある外部監査が、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等、適切に取り扱われているか。

(7) 監査機能の連係

外部監査機能と内部監査部門又は監査委員会の連係が有効に機能しているか。

(参考) 経営管理（ガバナンス）態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。

- ① 金融庁「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」（平成11年7月）
- ② バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」（1998年9月）
- ③ バーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」（1999年9月）

(注) 以下、本監督指針においては、原則として監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、委員会等設置会社である銀行の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。

Ⅲ－１－３ 監督手法

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢について検証することとする。

(1) オフサイト・モニタリング

- ① 総合的なヒアリング（Ⅱ－１－１－２（3）②参照）、リスク管理ヒア

リング（Ⅱ－１－１－２（３）③参照）及び内部監査ヒアリング（Ⅱ－１－１－２（３）④参照）において、所要のヒアリングを行うとともに、取締役会・監査役会の機能発揮の状況、経営陣の認識・関与状況等について検証することとする。

② トップヒアリング（Ⅱ－１－１－２（４）を参照）

必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うこととする。

③ また、必要に応じ、銀行の監査役、社外取締役に対し経営管理（ガバナンス）に関する認識等につきヒアリングを実施することとする。

（２）通常の監督事務を通じた経営管理（ガバナンス）態勢の検証

① 経営管理（ガバナンス）態勢については、上記（１）①～③のヒアリングに加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢の有効性について検証することとする。

② 特に、内部管理態勢等に問題があると認められ、法第 24 条に基づき改善対応策の報告を求めた場合や、特に重大な問題が認められ、法第 26 条に基づく業務改善計画の提出を求めた場合には、問題の発生原因分析を踏まえ、必要に応じ、経営管理（ガバナンス）機能が適切に発揮される態勢となっている改善対応策又は業務改善計画となっているかどうかについても検証することとする。

Ⅲ－１－４ 監督上の対応

（１）上記のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務を通じた検証の結果、経営管理（ガバナンス）態勢の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、経営管理（ガバナンス）態勢の着実な改善を促すものとする。

（２）また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理（ガバナンス）態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき経営管理（ガバナンス）態勢の確立を求

める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③監査役設置会社と委員会等設置会社の制度間の移行の検討等を求めるものとする。

Ⅲ－２ 財務の健全性等

Ⅲ－２－１ 自己資本の充実

Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）

Ⅲ－２－１－１－１ 意義

主要行等が、預金者等の信認を確保するため、自己資本の充実に図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。そのため、主要行等は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。

Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点

Ⅲ－２－１－１－２－１ 取締役及び取締役会

- (1) 取締役は、銀行が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な自己資本の水準との関係について理解しているか。
- (2) 取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、戦略目標に照らして適切な資本計画を策定しているか。
- (3) 取締役会は、経営計画の策定に当たって、現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、同計画において、戦略目標に照らして望ましい自己資本の水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等についての概要を示しているか。
- (4) 取締役は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価

するプロセス及び質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に参与しているか。

Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価

(1) 銀行がリスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価する態勢は、以下の内容を含む適切なものとなっているか。

- ① あらゆるリスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための方針と手続き
- ② 上記①において認識し、評価・計測したリスクとの対比において自己資本の充実の程度を評価するプロセス
- ③ 戦略目標及び経営計画を考慮した上で、リスクとの対比での自己資本の目標を設定するためのプロセス
- ④ 銀行のリスク管理プロセス全体が適切なものであることを確保するための内部監査部門による検証を含む内部統制のプロセス

(2) 銀行は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。

- ① 自己資本の中で基本的項目(Tier1)が中心の資本構成となっているか。
- ② 基本的項目(Tier1)の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金(資本金及び資本剰余金のうち普通株式(普通株式転換権付優先株式を含む。)以外の株式に相当する金額を除く。)が基本的項目(Tier1)の主要な部分を占めているか。
- ③ 自己資本比率規制において算入上限の対象となる資本(海外特別目的会社の発行する優先出資証券、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等、補完的項目、準補完的項目)に過度に依存することにより自己資本比率が低下するリスクが大きくなっていないか。
- ④ 資本調達を行った銀行が、劣後ローン等の貸し手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。

(3) 繰延税金資産

自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の自己資本に対する割合が大きいことは銀行の健全性の観点から問題となり得ることから、以

下の点にも留意するものとする。

- ① 繰延税金資産について、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。
 - ② 繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるために、決算短信（中間決算を含む。）の公表時に下記イ. ～へ. の項目について開示するとともに、開示する計数等を基に計算手続き等に即した分かりやすい説明を行っているか。
 - イ. 繰延税金資産の算入根拠（過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針（注）の例示区分（4号但書の場合には非経常的な特別な原因を含む。））及び将来の課税所得の見積り期間（X年間）。
 - ロ. 過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）。
 - ハ. 見積りの前提とした実質業務純益の見込み額（X年間の合計値）。
 - ニ. 見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額（X年間の合計値）。
 - ホ. 調整前課税所得の見積り額（X年間の合計値）。
 - ヘ. 繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。
 - a. 繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。
 - b. 繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。
- （注）「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成11年11月9日、日本公認会計士協会）

Ⅲ－２－１－１－２－３ 十分な自己資本維持のための方策

- （１）銀行は、上記の自己資本の充実度の評価を踏まえて、Ⅲ－２－３に示される適切なリスク管理を行うとともに、質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じているか。
- （２）銀行は、仮に自己資本が不足した場合の資本調達手段と調達可能額について、資本市場における自行の評価、予想外の損失が発生し業績が悪化する局面等において通常よりも調達が困難になる可能性等も踏まえた上での評価・検討をあらかじめ行っているか。

Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

- ① 半期毎の決算ヒアリングにおいて、自己資本の充実の状況を確認するとともに、繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関する情報開示の内容を確認する。
- ② 総合的なヒアリング及び必要に応じ随時行われるトップヒアリング等の機会において、上記Ⅲ－２－１－１－２の着眼点を踏まえ、自己資本の評価態勢、質量両面にわたる充実度に関する銀行自身の分析、今後の資本政策等について確認する。

(2) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認

自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成 5 年大蔵省告示第 55 号）」（以下「告示」という。）並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。

① Tier II 適格性（劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行について）

施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

イ. 劣後債権者の支払い請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。

ロ. 告示第 5 条第 1 項第 4 号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に配当可能利益がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。

また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当

局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。(平成 11 年 3 月 1 日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)

ハ. 告示第 4 条第 3 項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が告示及び本監督指針に定める基本的項目としての適格性を満たしているか。

ニ. 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容がある旨の記載があるか。

ホ. 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか（海外特別目的会社の発行する優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より劣後債務の発行等が行われている場合の当該優先出資証券の償還についても同じ。）。

なお、事前承認に当たっては、告示及び下記（3）に留意するものとする。

ヘ. ステップ・アップ金利等を上乘せする特約等を付す資本調達手段について、告示第 5 条第 3 項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。

a. 契約時から 5 年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利等を上乘せしていないこと。

b. 『「150 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』又は『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。

c. スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記 b. の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。

② Tier I 適格性（海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について）

海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券

の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。

イ. 告示第4条第3項に定める基本的項目として該当するもの（海外特別目的会社が発行する優先出資証券）については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。

a. 当該発行銀行にとって発行代り金は即時かつ無制限に利用可能なものであるか。

仮に、発行代り金が海外特別目的会社において利用可能なものである場合には、連結ベースでの自己資本には算入可能であるが、その場合でも、当該銀行の健全性に問題が生じる十分前に、例えば当局の要求する最低自己資本比率を下回る場合には、例えば当該銀行の発行する基本的項目に該当する資本への転換などにより発行代り金相当額が即時・無制限に当該銀行に利用可能となる契約内容となっているか。

b. 当該優先出資証券に先立って当該銀行の普通株式への配当が停止されている場合には、当該銀行が優先出資証券の配当の金額と時期についての裁量を有しており、停止した優先出資証券の配当は当該銀行に完全に利用可能なものであるか。また、国内直接発行の優先株が存在する場合、それに対する配当と連動する契約内容となっているか。

c. 上記にかかわらず、当該優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する銀行のその他証券の配当金額合計が、銀行の配当可能利益を超えてはならない旨の契約内容となっているか。

なお、上記の配当金額には、配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む。

d. 当該優先証券の配当が事前に設定されている場合には、発行者のその後の信用度によって設定が変更されることがないようになっているか。

ロ. 告示第4条第2項に定めるステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す資本調達手段について、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第4条第2項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する）。

- a. 『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』又は『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。
- b. 資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に1回を超えるステップ・アップの特約が付されていないか。
- c. スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記a. の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。
- d. 発行後10年目以降にステップ・アップ特約により金利が上昇するものとなっているか。

(3) 期限前償還等の届出受理に際しての確認

- ① 施行規則第35条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出（当該劣後ローン又は劣後債が海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代わり金を銀行に回金するためのものである場合を含む。）又は施行規則第35条第1項第24号に規定する自己の株式の消却を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。
- ② 告示第4条第4項第2号に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券又は告示第5条第2項第2号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。

(注) 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の償還を行うために資本調達（再調達）を行うときに、当該資本調達が償還日よりも前に行われる場合には、当該資本調達が行われた時点以降償還日までの間は、償還予定額の自己資本への算入を認めないものとする。

(4) 自己資本の質の維持・資本政策の確認

資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時(基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行時を含む。)において、以下に関する資料の提出を求めることとする。

イ. 他の資本調達手段との比較において当該資本調達手段を選択した理由

ロ. 今後の資本政策の予定(海外優先出資証券等による代替調達計画を含む。)

(注) なお、増資(海外優先出資証券の発行を含む。)のコンプライアンスについては、Ⅲ-3-1-4を参照。

(5) 監督上の対応

上記(1)~(4)のヒアリング、確認等において、改善が必要と認められる銀行に関しては、必要に応じて法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行う(自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときは、法第26条第2項に基づく早期是正措置(Ⅲ-2-1-3)による。)ものとする。

(6) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項

主要行等においては、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(平成16年内閣府令第67号)第12条に規定する事業再構築(資本の最大限の増加等)が講じられているかに留意することとし、その他の取扱いは「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に準じるものとする。

Ⅲ-2-1-2 自己資本比率の正確性

Ⅲ-2-1-2-1 意義

自己資本比率については、銀行の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。

自己資本比率の計算の正確性等については、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

Ⅲ-2-1-2-2 留意事項

自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基

づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。

(1) 自己資本比率の算定に関する外部監査(『自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い』(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第三十号)に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。

(2) 「意図的な保有」について

① 「意図的な保有」控除のためのチェック

金融システム内での資本調達(いわゆるダブル・ギアリング)は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というパーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第7条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有している場合(以下「意図的な保有」という。)」と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。

イ. 我が国の預金取扱金融機関が借手となる劣後ローンを平成9年7月31日以降供与している場合

※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、全て「意図的な保有」に該当する。

ロ. 劣後ローンを除く他の金融機関の株式その他の資本調達手段を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、平成10年3月31日以降、新たに引き受ける場合

※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

(注) 「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックは、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた自己資本の調達について行うものとする。

② 意図的な保有に該当する場合には、貸手金融機関の自己資本の額から当該

保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。

- ③ 連結財務諸表の作成上、意図的な保有に係る他の金融機関又は金融業務を営む関連法人等（比例連結の簡便法が適用されているものを除く。）に持分法が適用されている場合には、控除すべき資本調達手段の額は、投資原価にそれまで計上された持分法による評価損益の累計額を加減した額となっているか。

（3）リスクアセットの計算方法

- ① 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。

- ② 買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。

ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。

なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。

- ③ 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。

ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合（注）にはリスクアセットの削減効果を認める。

なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。

（注）当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする（ただし、保証等の残存期間が1年以上のものでも、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。）。

- ④ マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。
・別表第3、Ⅱ-2-(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた、円投別枠ポジション等

については、今後も除いてよい。

- (4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック
- ① 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等については、以下の点に留意するものとする。
- イ. 告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約（以下「合弁契約」という。）については、以下の点についてチェックする。
 - a. 契約当事者に全ての共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。
 - b. 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合（告示第7条の2第1項第1号に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ－2－1－2において同じ。）、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。
 - ロ. 告示第7条の2第1項第2号ロ又は第25条の2第1項第2号ロに規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。
 - a. 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下Ⅲ－2－1－2において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を与えられているか。
 - b. 各共同支配会社の合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合弁契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であると同視できるか。
 - c. 合弁契約において定められている保有議決権割合が、当該合弁契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記二.の場合を除く。）。
 - d. 意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定

款に基づいているか。

- e. 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資並びに各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。
 - f. 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの営業譲受け等、その設立態様の如何を問わず、合弁契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。
 - g. その他合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。
- ハ. 告示第7条の2第1項第1号若しくは第2号ニ又は第25条の2第1項第1号若しくは第2号ニに規定する、当該銀行が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下Ⅲ-2-1-2において、「過大負担契約等」という。）は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。
- ニ. 合弁契約において一定の事由を停止条件として保有議決権割合の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、過大負担契約等に該当しないものとする。
- ホ. 告示第7条の2第2項及び第25条の2第2項については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。
- ② 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。
- イ. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を控除項目の額（告示第7条第1項、第8条第1号、第25条第1項及び第26条に規定する控除項目の額をいう。以下②において同じ。）に含めず、告示第7条の2第1項本文後段又は第25条の2第1項本文後段の規定に

かかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額（国際統一基準に係る場合に限る。）の合計額をいう。以下②において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。

（注1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、投資消去差額の調整、未実現損益の消去、配当金・役員賞与の消去等の会計処理が行われることによる。

（注2）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。

ロ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。

a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）

b. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第8条から第10条まで又は第26条及び第27条を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額

ハ. 上記ロ. b. において、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等の間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記ロ. b. の分母の額を算定する。

ニ. 上記ロ. b. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示別表第1のリスク・ウェイト及び別表第2の掛目に、本来適用すべき割合よりも高い割合として掲げられているものを用いても差し支えない。

ホ. その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。

Ⅲ－２－１－２－３ 監督手法・対応

（1）オフサイト・モニタリング

銀行からの照会を受けて検討したところ、自己資本比率の計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。

- (2) 検査結果により、自己資本比率の計算の正確性に問題があると認められたときは、法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。さらに重ねて、検査結果により、自己資本比率の計算の正確性に重大な問題があると認められる等、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅲ－２－１－３ 早期是正措置

Ⅲ－２－１－３－１ 意義

財務の健全性を確保するためには、銀行が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、銀行の取組みを補完する役割として、自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。

Ⅲ－２－１－３－２ 監督手法・対応

「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成 12 年総理府・大蔵省令第 39 号。以下Ⅲ－２－１－３－２において、「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる自己資本比率

「区分等を定める命令」第 1 条第 1 項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。

- ① 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された自己資本比率）
- ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率

(注) 本監督指針における自己資本比率の具体的計数は、明示的な規定のない限り、便宜的に、海外営業拠点を有する銀行の自己資本比率である国際統一基準の数値を用いることとするが、海外営業拠点を有しな

い銀行にあっては、国内基準の数値（特に注書のない限り、国際統一基準値の2分の1の計数）と読み替えるものとする。

(2) 「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に基づく命令

① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率8%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。

第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。

② 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。

このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。

一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の充実に資する措置」、及び第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措

置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。

また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅲ-2-1-3-3(1)の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

③ 第2区分の2に係る措置

「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。

Ⅲ-2-1-3-3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準

「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3か月以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

- (2) 当該銀行が預金保険法第 105 条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、同条第 3 項の規定に基づく経営健全化計画と整合的な内容であること。

Ⅲ－２－１－３－４ 命令区分の根拠となる自己資本比率

「区分等を定める命令」第 2 条第 1 項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」は、原則として 3 か月後に確実に見込まれる自己資本比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

Ⅲ－２－１－３－５ 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第 2 区分の 2 の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が 2 %以上 8 %未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率の係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第 2 区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が 4 %以上 8 %未満の範囲に達したときは、当該時点において第 1 区分の命令を行うことができるものとする。

また、銀行が、「区分等を定める命令」第 2 条第 1 項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第 1 条第 1 項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

Ⅲ－２－１－３－６ 「区分等を定める命令」第 2 条第 2 項に掲げる資産の評価基準

「区分等を定める命令」第 2 条第 2 項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる

資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。

(1) 第1号「有価証券」

「区分等を定める命令」第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、証券会社等から算出日の時価情報として入手した評価額又は銀行の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。

なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。
- ② 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。

(2) 第2号「動産不動産」

① 土地

鑑定評価額(1年以内に鑑定したもの。)又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

② 建物及び動産

原則、帳簿価格とする。

(3) 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」

金銭の信託(有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。)において信託財産として運用されている有価証券(外国有価証券を含む。)の評価は、「区分等を定める命令」第2条第2項第1号及び上記(1)に準ずるものとする。なお、金融先物取引、証券先物取引及びオプション取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。

Ⅲ-2-1-3-7 その他

- (1) 「区分等を定める命令」第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。

- (2) 自己資本比率が4%未満の銀行に対しては、原則として「区分等を定める命令」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。
- (3) 早期是正措置は、自己資本比率が銀行の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な自己資本比率の操作を行うといったことがないよう銀行に十分留意させることとする。

Ⅲ－２－２ 収益性の改善

Ⅲ－２－２－１ 意義

- (1) 大規模かつ複雑なリスクを抱える主要行等は、当該リスクが顕在化した場合に対応するため、自己資本の充実のほか、リスクを勘案した収益管理等による一定の期間収益を確保し、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することによって、金融機能を適切に発揮しつつ銀行としての持続可能性（サステナビリティ）を図ることが重要である。
- (2) 現状、主要行等においては、スコアリングモデルに基づくミドルリスク・ミドルリターンの商品の開発・財務制限条項の活用等融資手法の転換、信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利体系の構築、手数料体系の見直し、証券化・シンジケートローン等の市場型間接金融の拡大といった金融機能の強化、及び、それに伴う収益源の多様化の動きもみられるところである。
- (3) 一定の収益を確保することにより、持続的に内部留保の蓄積が進むような体質になれば、銀行のリスク負担能力が高まり、より高次の金融サービスの提供が可能となるとともに、積極的な不良債権処理・借手の早期事業再生等にも資する結果が期待される場所である。
- (4) 逆に、収益性が低く恒常的に赤字体質であるような場合には、仮に足元の自己資本は充実していても次第に毀損していき、いずれ健全性の基準を下回る事となる可能性がある。さらに、収益性の低い銀行の場合には、

そのような状況に立ち至ってから増資を行おうとしても投資家の理解を得て円滑に実行することは困難である場合が多いと見込まれるので、早め早めに収益性（損益ベース：以下同じ。）の改善に向けた取組みを促していく必要がある。

Ⅲ－２－２－２ 収益性改善への取組みに係る主な着眼点

主要行等は、多様な顧客ニーズに対応したより良い商品・サービスを提供していく取組みや経費の節減等の効率的な業務運営等を通じて、収益力の向上を志向し、経営の健全性を確保していくことが期待されている。そのためには、収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組みを行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。例えば、

- (1) 経営陣は、業務純益、経常利益、当期利益等の量的指標、及び、利鞘、ROA、ROE、OHR等の効率を表す指標等を参考に、また、信用リスク、市場リスク等のリスク管理態勢を踏まえて、自行の収益性を総合的に分析・評価しているか。
- (2) 管理会計の整備等により、事業部門別・顧客セグメント別の収益性を的確に分析・評価しているか。特に、大口与信先については、各々の信用リスク状況や与信先との間の様々な取引の実態を踏まえ、取引の収益性を正確に把握し、合理的な経営判断が行える態勢となっているか。また、主要行等は大規模かつ複雑なリスクを抱えていることから、Ⅲ－２－３－１に示された適切なリスク管理（統合リスク管理）を行い、各事業部門毎のリスク考慮後の収益性を的確に分析・評価しているか。
- (3) IT（情報通信技術）の戦略的活用により、販売チャネルの多様化等に伴う利便性の向上、事務コストの低減等を図ることを検討しているか。
- (4) 収益性の改善に組織的に取り組むため、役職員の権限と責任分担の明確化等が図られているか。

Ⅲ－２－２－３ 監督手法・対応（早期警戒制度等）

(1) 基本的考え方

銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2

項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。特に、収益性の改善の意義（Ⅲ－２－２－１）にかんがみ、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。

（２）ヒアリング

- ① 半年毎の決算ヒアリングや総合的なヒアリング等により、収益性や収益管理態勢等の状況を常時把握し、分析等を行う。
- ② 必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、収益性の改善に向けた経営戦略や業務再構築に向けた取組み方針等について確認する。
- ③ 銀行の「中期経営計画」等が策定されたときは、随時のヒアリングを行い、経営戦略や業務再構築にむけた取組み内容等を検証する。

（３）早期警戒制度

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（収益性改善措置）。

Ⅲ－２－２－４ 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項

産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）、共同事業再編に関する計画（以下「共同事業再編計画」という。）、経営資源再活用に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）及び事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）の記載事項については、金融機関の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

（１）産活法第 2 条第 2 項第 2 号及び産活法の施行に係る指針（以下「施行指針」という。）第 6 条、第 8 条、第 9 条の事業革新の定義

- ① 施行指針第 6 条の「当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の 1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の業務収益

(資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益)の合計額が全ての事業の業務収益の1%以上となる場合をいう。

- ② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の1単位当たりの経費が5%以上低減される場合をいう。
- ③ 施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5%以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5%ポイント以上上回る場合をいう。

(2) 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)二. ロ. の事業再構築の認定の基準

- ① 基本指針二. ロ. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率 ≥ 2 」は、例えば、自己資本当期利益率が2%ポイント以上上昇する場合をいう。
- ② 基本指針二. ロ. 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率) $\times 100 \geq 105$ 」は、例えば、業務収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。
- ③ 基本指針二. ロ. 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人当たり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額) $\times 100 \geq 106$ 」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(業務純益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

(3) 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一. ハ. 2. ③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義

- ① 基本指針一. ハ. 2. ③(イ)の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段の全てを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。
- ② 基本指針一. ハ. 2. ③(ロ)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。

(4) 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三. ロ. の過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義

基本指針三. 口. 3. の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。

(5) 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三. 八. の共同事業再編の認定の基準

- ① 基本指針三. 八. 1. の「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。
- ② 基本指針三. 八. 2. ①については、上記(2)②を準用する。

(6) 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四. 口. の経営資源再活用の認定の基準

基本指針四. 口. 1.、2. 及び3. については、それぞれ上記(5)①、上記(2)②及び上記(2)③を準用する。

Ⅲ-2-3 リスク管理

Ⅲ-2-3-1 リスク管理共通編及び統合リスク管理

Ⅲ-2-3-1-1 リスク管理の意義

銀行は、財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスクはもとより事務リスク、システムリスク等についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要である。

Ⅲ-2-3-1-2 統合リスク管理の意義

(1) 大規模かつ複雑なリスクを抱える主要行等は、各事業部門等が内包する種々のリスクを、信用リスク、市場リスク等の各リスクカテゴリー毎に適切に管理することは当然のこととして、これらのリスクを統合して管理することができる態勢を整備することがより一層重要である。こうした「統合リスク管理」の枠組みはまだ完全に確立されてはいないが、主要行等においては、これまで相当の取組みが行われてきているところである。

(2) 自己資本によるリスクの制御

まず、各事業部門等のリスク量を、例えばVaRなど共通の尺度で、可能な限り計量的に把握した上で、各リスクカテゴリー・各事業部門等に対

しそのリスク量（自己資本でカバーされるべき部分）に応じた資本（リスク資本（注））を自己資本の範囲内で配賦する。これを受け、各事業部門等がポジション枠等を設定し、リスク量がリスク資本を超過しないような業務管理を行うことにより、銀行の負うリスク量全体を常時、経営体力（自己資本）でカバーできる範囲内に制御することが期待されている。

（注）「リスク資本」「割当資本」「配賦資本」等と呼ばれていることがある。

（3）リスクを考慮した収益管理等

各事業部門等のリスク調整後の収益という量的指標や、例えばRAROC等の比率指標により、各事業部門等のリスク考慮後の収益性が把握できる。

これによって、各事業部門等のパフォーマンスを評価することにより、リスクを考慮した収益管理が可能となり、経営の効率化と収益性の向上につながることも期待される。

（注1）量的指標の例

「リスク調整後収益（業務純益－予想損失）」

（RAR、RACAR）

「株主資本コスト控除後収益（リスク調整後収益－リスク資本×資本コスト率）」（EP）

（注2）比率指標の例

「リスク調整後資本利益率（リスク調整後収益／リスク資本）（RAROC）」

Ⅲ－2－3－1－3 リスク管理に共通する主な着眼点

（1）取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。

（2）取締役会は、リスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、その体制においては、相互けん制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。

（3）取締役会等は、定期的にはリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

- (4) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。
- (5) 取締役会は、内部監査部門が機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。また、取締役会は、内部監査部門が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。
- (6) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。また、国際統一基準適用金融機関においては、海外の各拠点毎に各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。

Ⅲ－２－３－１－４ 統合リスク管理に関する主な着眼点

- (1) 多様なリスクを総合的に把握するため、全てのリスクを認識した上で、計量的な統合リスク管理の対象となるリスクカテゴリーを適切に決定しているか。
- (2) 対象となる全てのリスクを共通の基準の下で計量化しているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaRを用いる場合の信頼区間及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。
- (3) 計量化の精度をより向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関（分散効果）について、適切性を確保すべく検討を行っているか。
- (4) リスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。
- (5) 主要なリスクは、「自己資本の基本的項目（Tier I）」でカバーされるようになっているか。
- (6) 各事業部門等へのリスク資本の配賦は、業務計画、収益計画等と整合性

がとれているか。

(7) 各事業部門のリスク量がリスク資本を超過しないような業務管理が適切に行われているか。

(注) 上記Ⅲ-2-3-1-3及びⅢ-2-3-1-4の着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

Ⅲ-2-3-1-5 監督手法・対応

(1) 基本的考え方

銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

(2) オフサイト・モニタリング

- ① リスク管理ヒアリング及び統合リスク管理に関するオフサイトモニタリングデータの分析等により、統合リスク管理態勢の機能について、常時把握し、必要に応じ実効性等について分析・検証等を行う。
- ② 必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、必要に応じ統合リスク管理態勢等についてヒアリングを行う。
- ③ 銀行が各事業部門等への資本配賦の見直しを行ったときをはじめ、企業業績の悪化、金利又は資産価格の変動等の経済情勢の変化等に対応して、必要に応じ随時のヒアリングを実施し、統合リスク管理態勢の実効性等を検証する。

(3) 検査結果やリスク管理ヒアリング等のオフサイト・モニタリングにより、リスク管理態勢・統合リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ-2-3-2 信用リスク管理

Ⅲ－２－３－２－１ 信用リスク管理・総論

Ⅲ－２－３－２－１－１ 意義

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、財務の健全性の確保に努める必要がある。

特に、近時の急激な信用リスク顕在化の過程では、与信集中の弊害、厳格な資産査定やグループとしての信用リスク管理の必要性などの問題が明らかになっており、的確な与信ポートフォリオ管理や信用リスク管理手法を選択することにより、再度、不良債権問題を引き起こさないような態勢を整備すべきである。

Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点

- (1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。また、信用リスク管理の方針に基づき、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオ管理方針、決裁権限などが規定されたクレジット・ポリシーを定めているか。
- (2) 取締役会は、営業推進部門と審査管理部門の分離、あるいは、与信監査部門及びリスク管理部門の設置等、適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。例えば、事業再生や問題債権処理に当たって、当該スキームが回収の極大化に偏重していないか、などの観点から、監査部門が適正なけん制機能を果たしているか。
- (3) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況の報告を受け、信用リスク管理の方針の遵守状況の検証や信用リスク量の軽減の指示を行う等、リスク管理のために活用しているか。また、信用リスクに係る規定・組織等の整備・見直しに当たっては、例えば、必要に応じ外部の有識者等を活用するなど、その妥当性・公正性を確保するための方策を講じているか。
- (4) 信用リスク管理に当たっては、銀行と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する体制となっているか。特に、自行貸出について、子会社が保証している場合に、連結ペー

スで適切な引当処理が行われているか。

(5) 審査管理部門は、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証される等、適切な審査管理を行っているか。例えば、債務者企業グループ全体の実態を的確に把握し、リスク制御できる管理態勢が構築されているか。

(6) 与信先の業況推移等の状況等について、適切に与信管理が行われる体制となっているか。また、例えば、不良債権の新規発生を極力防止する観点から、問題債権に陥ることを未然に防止するための取組み、取引先企業に対する経営相談・支援機能強化への取組み、事業再生への取組み等が図られているか。なお、ある程度の不良債権の発生を前提としたビジネスモデルの場合は、それに見合ったリスク管理態勢が構築されているか。

(7) 信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利（適正な貸出金利）体系の構築については、銀行の信用リスク管理に係る重要課題であることを経営陣が認識し、顧客の理解を得つつ円滑に推進する体制が整備されているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

Ⅲ－２－３－２－２ 大口与信管理

Ⅲ－２－３－２－２－１ 意義

近時の急激な信用リスク顕在化の過程では、特定企業グループに集中して与信を実行した結果、当該債務者の不芳により、自らの存続可能性をも懸念される状況となった事例も認められており、大口与信先の財務・業務状況等についての早めの認知、早めの対応が大きな経営課題となっている。

Ⅲ－２－３－２－２－２ 主な着眼点

(1) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況、財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。

- (2) 特定の業種、企業グループ、国、地域、融資商品などリスク特性が相似した対象への与信については、例えば、個々のポートフォリオ別の与信上限の設定や債権流動化など、信用リスクを分散化できるような管理態勢が構築されているか。
- (3) 信用リスクの早めの認知、早めの対応といった観点から、例えば、コベナンツ、シンジケートローンや債権流動化などの活用により、信用リスクに応じて与信量を制御できるような管理態勢が構築されているか。
- (4) 取締役会等は、大口与信先の取組みについて、厳格な自己査定の実施や事業再生に当たっての十分な検討・指示を行っているか。特に、大口与信先の再建計画の検証に当たっては、当該計画の妥当性・有効性等について、十分に慎重な検証を行う態勢が構築されているか。
- (5) 事業再生に資するためには債務者の状況の早期認知が必要との観点から、株価や格付の動向などの市場のシグナルを適時・的確に自行の信用格付に反映し、取組み方針（支援方針）を早期に明確化することとしているか。さらに、不良債権の開示認定に当たっても、当該支援意思を適切に反映できるような態勢となっているか。
- (6) 貸出のみにとどまらず、債券やDES（デット・エクイティ・スワップ）によって取得した優先株等についても、債務者の状況、市場実勢や格付を踏まえ適正に判断する態勢が構築されているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）

Ⅲ－２－３－２－３－１ 意義

金融仲介においてリスクテイクは不可欠な要素であり、景気変動や企業間の競争等に伴い、与信ポートフォリオの一部に不良債権は絶えず発生するものである。

銀行の財務の健全性にとって重要なことは、まずは適切な与信管理を行うとともに、厳格な資産査定の下で不良債権の発生を早期に認知し、そのリスクに応じ健全債権化を基本とした適切な対処を早期に行うこと等を通じて、不良債

権の発生に伴う信用リスクを銀行のリスク負担能力の範囲内に適切に管理することである。特に銀行の財務面に大きな影響を与える大口債務者については、不良債権の厳格な管理等が不可欠である。

債務者企業の面から見ると、不良債権の存続は、問題企業に対していたずらに与信を継続し延命させることにつながりかねないものである。このため、我が国における資金の効率的な配分を実現する観点からも、問題企業の再生可能性等を厳正に判断し、抜本的かつ実現可能性の高い再建計画の策定・実施による速やかな再生等の措置を実施することが、極めて重要である。

不良債権問題の再発を防止するためにも、このように、不良債権への適切な対応がなされることによって、主要行全体としての不良債権比率が平成17年3月末時点の水準以下に維持されることが重要であり、各行において最善の努力が果たされることを期待する。

Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点

(1) 不良債権管理態勢等

- ① 不良債権の発生が銀行の財務の健全性に与える影響を十分に認識した上で、不良債権の早期認知、健全債権化を含む早期対応を行うための適切な経営管理態勢が構築されているか。
- ② 不良債権の管理方針が明確に定められているか。また、当該方針は、銀行の経営方針やビジネスモデル等との整合性が確保されているか。
- ③ 不良債権の管理方針に則った体制が整備されるとともに、担当部署において適切な不良債権の管理が実施されているか。また、その管理態勢の適切性、十分性について必要な内部監査が適時に実施されているか。

特に、問題債権として特に管理が必要な不良債権については、その範囲が特定されるとともに、問題先に対する取組方針が明確にされた上で、その経営状況等を適切に把握し、十分な対応を行っているか。

(2) 不良債権に係る厳正な自己査定及び償却・引当等

- ① 不良債権に係る厳格な自己査定が実施されるとともに、適切な償却・引当処理が行われているか。

特に、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した行内格付等が行われるとともに、最近の貸倒、倒産等の趨勢をも勘案した適正な債務者区分及び償却・引当が確保されているか。

- ② 要管理先の大口径債務者については、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法により引当が見積もられているか。

- ③ 危険債権以下の債権やDCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用する場合で担保評価額を利用する債権については、担保評価を勘案して償却・引当を行うため、適切な担保評価が行われることが重要である。このため、これらの債権に係る担保評価については、以下の取扱いを行っているか留意する必要がある。

イ. 法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化

- a. 銀行から独立した（注）鑑定業者に依頼すること。

（注）銀行が当該業者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないこと。

- b. 金融機関では、合理的・客観的に担保評価額を求めることが難しい特殊な物件（ゴルフ場、野球場、マリナー、サーキット場等）であって高額（50億円以上の担保評価額）の担保評価については、原則として1度は、担保評価見直し時において、法定鑑定を実施すること。

- c. 鑑定評価額が担保評価額として精度が十分に高いことを確保するため、その依頼に当たっては、担保不動産の種類、評価条件、依頼目的等についてその実態を踏まえ依頼すること。

- d. 鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、所要の修正を行うこと。

- e. 担保評価に係る社内ルールにこれらの内容を整備すること。

（参考）法定鑑定については、検査マニュアルにおいて、「『鑑定評価額』とは、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものを含まない」とされたことに留意すること。

ロ. 自行評価（子会社評価を含む。）の運用の強化

- a. 法定鑑定に準じた評価方法を整備し、その上で、実際の売却実例と評価額に大きな差が生じる場合には、適正な掛目を乗じるあるいは担保の評価方法を是正するなどの措置を講ずること。

- b. 担保評価の精度の検証を監査部署において定期的実施すること。

- c. 担保評価に係る社内ルールにこれらの内容を整備すること。

（3）不良債権の健全債権化

- ① 不良債権処理に当たっては、債務者の再生可能性を的確に見極め、再建可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこととしているか。

- ② 企業再生に当たっては、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・

スワップ)、DDS (デット・デット・スワップ)、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドラインに沿った私的整理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応を実施しているか。

- ③ 債務者の再生可能性等の厳正な検証のため、以下のような取組みを行っているか。

イ. 再建計画の進捗状況や妥当性の継続的かつ厳格な検証

ロ. 要管理先の大口債務者についてのDCF (ディスカウント・キャッシュフロー) 法による引当の実施

ハ. 大口貸出先のDES (デット・エクイティ・スワップ) についての時価評価の適用

(4) 不良債権の流動化

- ① 不良債権の売却、証券化等により、その保有する不良債権をオフバランス化する場合には、流動化対象債権の信用リスクが明確に切り離されており、信用補完を行うなどによって実質的に当該債権の信用リスクを負担し続けていないか。

- ② 流動化された不良債権を直接又は間接的に購入する場合には、銀行の経営方針やビジネスモデル等との整合性が確保されているか。

購入する不良債権について、情報の非対称性、業種・地理的な集中等の観点を含め、新たに生じる信用リスクについての適切な評価が行われるとともに、リスクとリターンとの関係について十分な検討が行われ、採算が確保されることが十分に見込まれているか。また、購入後において適切な債権管理が実施されているか。

不良債権を流動化する場合、対象債権を有する銀行は、原債務者の保護に十分配慮しているか。

債務者等を圧迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような者に対して貸付債権を譲渡していないか。

(5) 危険債権以下の債権に対する取組み

- ① 危険債権以下の債権については、信用リスクが大幅に高まっている状況にあるため、そのような債権を早期に認知し、早期に不良債権処理を実施することは極めて重要である。このような観点に基づいた危険債権以下の債権についての早期認知、早期処理に関する方針が定められているか。

- ② 銀行の経営に大きな影響を持つ貸出先で、破綻懸念先に区分されてい

る債務者については、私的整理ガイドライン等による徹底的な再建計画策定や、民事再生法等の法的手続きによる会社再建、債権売却等の措置を講じ、速やかに処理されているか。

- ③ オフバランス化等(注)に当たっては、以下の点に十分留意しているか。
- イ. その判断が、各行の経営に与えるリスク、地域経済に与える影響等も含め経済合理性に基づき行われる必要があること。
 - ロ. 債務者の再建可能性を的確に見極め、再建可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこと。
 - ハ. 特に、中小企業については、中小企業の実態等を十分に考慮し、再生可能性、健全債権化について、きめ細かく的確な判断を行うこと。
- 二. 債務者企業の取引先である健全な中小企業の連鎖的な破綻を招かないようにする必要があること。

- ④ 危険債権以下の債権の処理状況について、各行の財務状況を預金者等が適切に評価し得るよう、オフバランス化等の実績を毎期公表しているか。

(注) ここでいう「オフバランス化等」とは、いわゆる「オフバランス化」(危険債権以下の債権が、売却や回収、債権放棄、再建型処理等により、貸借対照表から落とされること、あるいは要管理債権以上の区分に上方遷移することをいう。)及び「オフバランス化につながる措置」をいう。
なお、「オフバランス化につながる措置」とは以下に掲げる措置をいう。

イ. 法的整理

(注) 破産、清算(特別清算を含む。)、会社整理、会社更生、民事再生手続き続行中の債権及び銀行取引停止処分を受けた債務者に対する債権

ロ. 法的整理に準ずる措置

(注) 民事調停(特定調停を含む。)、裁判上の和解などの法的手続き中の債権及びこれらに基づいた弁済計画期間中の債権

ハ. いわゆるグッドカンパニー、バッドカンパニーへの会社分割

(注) 分割後、整理を予定しているバッドカンパニーについては、速やかに整理するものに限る。

二. 個人・中小企業向け小口の債権(10億円[元本ベース]未満)について、部分直接償却の実施

ホ. 以下の要件を満たす株式会社整理回収機構への信託

- a. 株式会社整理回収機構の関与の下、企業の再生等を信託の目的と

するもの

b. 信託期間終了時まで、再生・売却等によりオフバランス化が図られるもの

(注)「中小企業再生型信託スキーム」に係る債権は本件に該当する。

- ⑤ 再建計画策定中の債務者に対する融資（DIPファイナンス等）については、その円滑化について十分に配慮し、資金供給に前向きに取り組むよう努めているか。なお、DIPファイナンス等については、上記④イ、ロ.にかかわらず、採算可能性を十分に検証の上、積極的な対応を行うことは差し支えないことに留意する。

Ⅲ－２－３－２－４ カントリーリスク管理

Ⅲ－２－３－２－４－１ 意義

カントリーリスク（トランスファーリスクも含む。）とは、国際的な与信・投資活動等を行うに当たっての取引先の母国の経済・社会・政治的環境に係るリスクである。国際的に活動する主要行等においては、当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、カントリーリスクを適切に管理していくことが重要である。

Ⅲ－２－３－２－４－２ 主な着眼点

- (1) 取締役会等は、カントリーリスクの重要性を認識し、当該リスクを的確に把握するための態勢を整備し、継続的なモニタリングを行っているか。
- (2) 取締役会等は、カントリーリスクの適切な評価に基づき、国際的な与信に対する適切な引当を行うための規定の整備など、カントリーリスクを管理し適切に対応するための態勢を構築しているか。
- (3) カントリーリスクの管理に当たって、国際情勢の変化に応じた機動的な対応を行う態勢が構築されているか。

Ⅲ－２－３－２－５ 信用リスク管理に係る監督手法・対応

- (1) オフサイト・モニタリング
- ① 継続的なモニタリング

信用リスク情報に関するオフサイトモニタリングデータ（四半期）及び中間決算、決算状況表等に基づき、信用リスクの状況を常時把握し、分析等を行う。

② 随時のオフサイト・モニタリング

大口先の経営再建計画とあわせて金融支援策が発表された場合、債権の取立不能等のタイムリーディスクロージャーが行われた場合、銀行の業績予想修正発表が行われた場合等、必要に応じ随時ヒアリングを行い、信用リスクの状況を把握し、分析等を行う。

③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めるとして、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（信用リスク改善措置）。

(2) 自己査定と検査結果の格差

検査部局による検査結果通知後、法第 24 条に基づく報告を求め（Ⅱ－1－3－3 参照）、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など当該銀行の自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行のリスク管理態勢の整備等に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。

(3) 上記（1）③及び（2）以外の場合であっても、検査結果やリスク管理ヒアリング等のオフサイト・モニタリングにより、銀行の信用リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

(4) なお、銀行の個別取引先に対する与信判断は、あくまでも当該銀行の経営判断で行われるものであることに留意する必要がある。即ち、銀行監督当局の職責は、銀行の検査・監督を通じてその財務の健全性を確保することにある。銀行監督当局として債務者区分や債権の自己査定結果を検証する際、債務者の経営改善計画等の実現可能性等を検証することがあるが（金融検査マニュアル参照）、その結果は銀行の不良債権額と償却・引当額に反映されるにとどまる。不良債権を売却するか否か、債務者をどのようにに再

生させるか等については、銀行（及び債務者）の経営判断に属する事項であり、当局が指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。

（５）大口信用供与

法第 13 条第 1 項ただし書きの承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことその他銀行法施行令（以下「施行令」という。）及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

なお、承認に当たっては、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

Ⅲ－２－３－３ 市場リスク管理

Ⅲ－２－３－３－１ 意義

（１）市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価値が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、財務の健全性の確保に努める必要がある。

（２）特に株式については、「我が国金融システムの構造改革を推進し、その安定性への信頼を高めていくためには、不良債権のオフバランス化促進策とあわせて、銀行の保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内にとどめることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保するため」（平成 13 年 4 月緊急経済対策）、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に定める保有制限が設けられていることに留意する必要がある。

（注）銀行の株式保有制限は、銀行の財務の健全性・リスク管理の問題以外に、株式持合いの縮小を通じて我が国株式市場の構造改革と活性化を促すとともに、コーポレートガバナンスの改善なども通じ、我が国経済の再生にも寄与するものと考えられる。

（参考）金融審議会「銀行の株式保有に関する報告」（平成 13 年 6 月 26 日）

Ⅲ－２－３－３－２ 主な着眼点

- (1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた市場リスク管理の方針を定めているか。また、取締役会は、銀行の戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場リスクの管理体制を整備しているか。
- (2) ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際しては、取締役会において、銀行におけるリスク管理の方針として、各枠の設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、取締役会等において、定期的に（最低限各期に1回）、各部門の業務の内容等を再検討し、枠を見直しているか。
- (3) 市場リスク管理のための規程においては、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス）について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。
- (4) 市場関連リスク管理に当たっては、特定取引（トレーディング）部門と非特定取引（バンキング）部門の双方がカバーされる体制をとっているか。
- (5) ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）を明確に定めているか。
- (6) リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、担当取締役（必要に応じ取締役会等）に報告しているか。
- (7) ストレステストやシナリオによる分析を定期的に行っているか。
- (8) 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に定める株式等の保有の制限を踏まえ、適切に株式保有リスクを管理しているか。
- (9) 市場リスク管理の方針の下で、内部モデルの限界と弱点を把握しているか。また、内部モデルの高度化及び精緻化のための研究を随時行っているか。

か。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

Ⅲ－２－３－３－３ 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

① 継続的なモニタリング（月次）

市場リスク情報に関するオフサイトモニタリングデータ（月次）に基づき、市場リスク等の状況を常時把握し、分析等を行う。

② 随時のオフサイト・モニタリング

金利や資産価格の変動が発生した時など、必要に応じ随時ヒアリングを行い、市場リスクの状況を把握し、分析等を行う。

③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。

(2) 上記③以外の場合であっても、検査結果やリスク管理ヒアリング等により、銀行の市場リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－２－３－４ 流動性リスク管理

Ⅲ－２－３－４－１ 意義

流動性リスクとは、銀行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより銀行が被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市

場流動性リスク) からなる。銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。

Ⅲ－２－３－４－２ 主な着眼点

- (1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。また、取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切なリスク管理を行うため、けん制機能が十分発揮される体制を整備しているか。
- (2) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。
- (3) 資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産（国債など）の保有や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。
- (4) 主要行等の場合、内外の市場から流動性を調達していることが多いことを踏まえ、特に市場調達環境について注意深くモニタリングするとともに、危機対応態勢を構築しているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

Ⅲ－２－３－４－３ 監督手法・対応

- (1) オフサイト・モニタリング
 - ① 継続的なモニタリング（月次）
流動性リスク情報に関するオフサイトモニタリングデータ（月次）に基づき、流動性リスク等の状況を常時把握し、分析等を行う。
 - ② 随時のオフサイト・モニタリング
例えばジャパンプレミアムの発生等、市場調達環境が悪化した時など

には必要に応じ、随時ヒアリングを行い、流動性リスクの状況を把握し、分析等を行う。

③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒

預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（資金繰り改善措置）。

(2) 上記(1)③以外の場合であっても、検査結果やリスク管理ヒアリング等により、銀行の流動性リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－3 業務の適切性等

Ⅲ－3－1 法令等遵守（特に重要な事項）

銀行の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要である。

遵守すべき法令等は多岐にわたり（「金融検査マニュアル法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅤ. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等」参照）、いずれも重要性に差はないが、これまでの様々な経験と最近の政策的な動向を踏まえ、当面、特に留意すべき点は以下の通りである。

Ⅲ－3－1－1 不祥事件等に対する監督上の対応

役職員の不祥事件等に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。

(1) 不祥事件等の発覚の第一報

銀行において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を

確認するものとする。

- ① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った取締役会等への報告。
- ② 刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等への通報。
- ③ 事件とは独立した部署での事件の調査・解明の実施。

(2) 不祥事件等届出書の受理

法第 53 条に基づき、銀行が不祥事件の発生を知った日から 30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時には、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。

なお、銀行から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記(1)の点も併せて確認するものとする。

(3) 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

- ① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ② 当該事件の内容が銀行の経営等に与える影響はどうか。
- ③ 内部けん制機能が適切に発揮されているか。
- ④ 改善策の策定や自浄機能が十分か。
- ⑤ 当該事件の発覚後の対応が適切か。

(4) 監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、法第 26 条に基づく業務改善命令等を発出することとする。

Ⅲ-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応

Ⅲ-3-1-2-1 意義

- (1) 銀行業務を遂行するに際しての役員による組織的な法令違反行為については、当該個人の責任の問題に加え、法人としての銀行の責任も問われる重大な問題であり、信用失墜・風評等により銀行の経営に重大な影響を及

ばすことに留意すべきである。

- (2) さらに、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行の中でも、特に大規模に事業を営む主要行等がそのような事態に陥った場合には、金融システムの健全性を損ね、これに対する国民の信頼を著しく傷つけることとなり、その社会的影響は看過できないことを銘記する必要がある。

Ⅲ－３－１－２－２ 監督手法・対応

- (1) 検査結果、不祥事件等届出等により、役員による組織的な法令違反の疑いがあると認められた場合には、厳正な内部調査を行うよう要請し、法第24条に基づき報告を求める。

特に、重大な法令違反の疑いがある場合には、事案に応じ、弁護士、外部専門家等の完全に独立した第三者（注）による客観的かつ厳正な調査を行うよう要請し、法第24条に基づき報告を求める。

（注）例えば顧問弁護士は、完全な第三者には当たらないことに留意する。

- (2) 当該調査結果及び銀行の対応等を踏まえ、法第27条に基づく行政処分など、法令に則して、厳正な行政上の対応を検討する。

Ⅲ－３－１－３ 組織犯罪等への対応

Ⅲ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務

Ⅲ－３－１－３－１－１ 意義

(1) 総論

公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。銀行が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全行的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、①「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下「本人確認法」という。）に基づく本人確認、及び、②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下「組犯法」という。）に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することが重要である。

(2) 「組犯法」制定の経緯

- ① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和 57 年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成 4 年には暴力団対策法が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。
- ② また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和 63 年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。
- ③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成 9 年 9 月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。

この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成 12 年 2 月から組犯法が施行されている。

(3) 組犯法の概要と金融機関のコンプライアンスにとっての意義

- ① 組犯法は、組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関にも適用）、犯罪収益の没収・追徴、金融機関に対する「疑わしい取引」の届出の義務付け等からなる。
- ② 組犯法は、組織的な犯罪に対する刑事法としての意義、及び、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関にとっては、
 - イ. 「マネー・ローンダリング防止」を単なる「本人確認」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備）へと位置付け直すとともに、
 - ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全行的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で極めて重要な意義を有するものである。

(4) 本人確認法の金融機関のコンプライアンスにとっての意義

- ① 平成 13 年 9 月の米国の同時多発テロを受け、テロリズムへの資金供与

に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含まれるとともに、平成15年1月から、新たに本人確認法が施行されることとなった。

- ② 本人確認法の目的は、イ. テロ資金供与防止条約の的確な実施、ロ. 疑わしい取引の届出の実効性の確保、ハ. テロ資金の提供が金融機関を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、具体的には、顧客等の本人確認及び確認記録・取引記録の作成・保存が義務付けられた（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の本人確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。

（注）その後、いわゆる「振込詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。

- ③ 金融機関においては、本人確認法が、組犯法とともに、広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。

特に国際的に活動する主要行等にとっては、国際社会の厳しい要請に応えていく必要があることに留意する必要がある。

Ⅲ－３－１－３－１－２ 主な着眼点

銀行の業務に関して、本人確認法による本人確認及び組犯法による疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。

- (1) 「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。
- (2) 「疑わしい取引の届出」を行うに当たって、顧客の属性、取引時の状況その他銀行の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。
- (3) 銀行が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑

いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求めるなどして、本人確認の再確認を行う態勢が整備されているか。

- (4) 盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。また、利用者保護のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。

特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。

- (5) 預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。

Ⅲ－３－１－３－１－３ 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件等届出等により、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。

また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。

さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。

Ⅲ－３－１－３－２ 偽造紙幣・硬貨等

刑法第 152 条が、偽造・変造通貨の流通を阻止しようとする趣旨であることにかんがみ、銀行においても適正な内部管理体制の構築のために、例えば、以

下のような取組みが行われているか。

- (1) 顧客より提示のあった紙幣等が偽造・変造であると判明した段階で、警察への届出や疑わしい取引の届出が速やかになされる体制となっているか。
- (2) 偽造・変造紙幣等を再流通させないために銀行が採るべき行動について、適切な規定・要領等の整備や役職員への徹底がなされているか。

(注) 組織犯罪等への対応としては、以上のほか、偽造・盗難キャッシュカード対策(Ⅲ-3-6-2 ATMシステムのセキュリティ対策)、インターネットバンキング(Ⅲ-3-7 インターネットバンキング)のフィッシング対策等も参照のこと。

Ⅲ-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス

Ⅲ-3-1-4-1 意義

- (1) 銀行の増資(普通株式及び優先株式)の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、公募増資は、通常、株式を公開している銀行が証券会社を引受人として行われるので、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。
- (2) しかしながら、第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対し直接に割当てを行うので、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある。
また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築され、行内に徹底される必要がある。
- (3) ついては、銀行法上、増資は届出事項とされていることを踏まえ、第三者割当増資時のコンプライアンスについては、以下のように取り扱うものとする。
- (4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール(注

1) を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。

(注1) 一般的な第三者割当増資のスケジュール

- ① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議
- ② 割当先名簿の作成
- ③ 取締役会において、新株発行（条件）決議
- ④ 有価証券届出書の提出
- ⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み

(5) また、告示第4条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする（注2）。

(注2) 資本充実の原則の遵守の観点等から、少なくとも以下の報告を求めて必要な検証を行う。

- イ. 内部管理態勢の構築状況
- ロ. 優先出資証券の引受先との取引の実態（発行後6か月間の事後点検を含む。）

Ⅲ－3－1－4－2 着眼点と監督手法・対応

(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い

銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（様式・参考資料編 様式4-7-1）を求めるとともに、商法、独占禁止法及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めることとする。

(注1) 優先出資証券については、施行規則第35条第1項第22号に定める届出

- (注2)
- ① 基本的な経営姿勢
 - ② 資本充実の原則の遵守等
 - ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止
 - ④ 商品性の適切な説明等
 - ⑤ 適正なディスクロージャーの確保
 - ⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備

- (2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。

① 基本的な経営姿勢

イ. 取締役会が、第三者割当増資に関する法令等遵守の重要性を理解し、全行的な態勢整備を行っているか。

・例えば、適切に区分された事務の区分毎に、決定権限と責任の所在（担当役員、統括部門等の特定を含む。）が明確になっているか。

ロ. 取締役会は、単に行内規則の制定、通知の発出等にとどまらず、行員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、行内における監視・けん制機能を実効性あるものとしているか。

ハ. 取締役会が、商法、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。

ニ. 銀行持株会社が第三者割当増資を行う場合、子銀行の関与のあり方について、適切に対応することとしているか。

② 特に留意すべき事項

増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。

特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。

イ. 商法の「資本充実の原則」の遵守及び「銀行の自己資本としての健全性（安定性・適格性）」の確保

a. 割当先名簿の作成及び取得の申込みの勧誘に係る方針は、「資本充実の原則」及び自己資本としての健全性の確保の観点を十分踏まえたものとなっているか。必要があれば、融資取引先に対する割当てについて、その適法性等に関する弁護士等の意見書を踏まえて対応することとしているか。

b. 少なくとも、以下のような問題のあるケースについての取扱いは、明確にされているか。

一 財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、直接又は迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせる場合

二 増資引受先の株式保有リスクを何らかの形で銀行又は銀行グループが肩代わりしている場合

(注) なお、信用リスク管理の観点からは、経営改善支援に注力すべき融資取引先に増資払込みを行わせることのないよう、業況や財務内容等を十分見極める必要があることに留意する。例えば、「要管理先」以下の債務者に対し、増資払込みを行わせることは、信用リスク管理の適正の観点から問題であることに留意する。

ロ. 不公正な取引の防止（独占禁止法、証券取引法等）

a. 独占禁止法関係

独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為、例えば「優越的な地位の濫用」の発生をどのように防止しようとしているか。

b. 証券取引法関係

証券取引法が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生をどのように防止しようとしているか。

ハ. 適正なディスクロージャーの確保（証券取引法等）

a. 証券取引法に定める増資手続き（有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等）を遵守するための措置が講じられているか。

・例えば、有価証券届出書の提出前における割当先名簿の作成は行内の準備作業であり、取得の申込みの勧誘は有価証券届出書が提出されていなければすることができないこと等、基本的な留意事項を行員に徹底することとしているか。

b. 中でも、有価証券届出書及び目論見書作成に当たって、自己資本比率規制等の銀行特有の規制及び当局による金融検査の存在等を踏まえ、投資家保護上万全を期すこととされているか。また、真に重要な「リスク情報」を、分かりやすく、かつ、簡潔に開示することとしているか。

・例えば、「組込方式」又は「参照方式」の有価証券届出書及び目論見書を作成する場合でも、有価証券届出書の提出日現在の「リスク情報」を記載する必要があることを認識して、対応することとしているか。

・例えば、有価証券届出書提出後においても、投資家保護上重要な事実が発生した場合には、訂正届出書を提出する必要があることを認識して、対応することとしているか。

c. その他、財務内容等について誤認を与えるような表示の防止

・増資の勧誘に当たって、目論見書（及び有価証券届出書）以外の情

- 報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。
- ・実際には、勧誘に当たっての資料として、業績予想修正（注1）、四半期開示（注2）、IR資料及び役員の記者会見等、当該銀行に関する（特に財務内容に関する）表示が利用されることが多い。

こうした現状にかんがみ、増資を予定している銀行は、こうした表示が割当先に対し、当行の財務内容について誤認を与えることの無いよう万全の措置を講じることとしているか。

（注1）経済情勢の大幅な変化又は当局による金融検査の結果等により必要となった場合に、当期の業績予想を適切に修正発表しているか。

（注2）例えば、第1四半期（4月～6月）及び第3四半期（10月～12月）の四半期開示においては、それぞれ9月末及び3月末の見込み自己資本比率に関する予想値が記載されているが、明確な根拠の無い見込値又は蓋然性の検討を欠いた見込値となっていないか。

二. 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）

- a. 増資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法、金融商品販売法等の観点から、適切なものとなっているか。

（注）銀行が第三者割当増資を行うことは、金融商品販売法の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。

- b. 特に、銀行の場合、預金等との誤認を防止することが重要であり、そのための十分な措置を講じているか。

- ・割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行うこととしているか。

（注）少なくとも個人に対しては、書面の交付による対面説明、書面への双方の署名・捺印、一定期間の記録保管等の措置を講ずることとしているか。

- ・誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。

③ 遵守状況の事後的な点検体制の整備

増資手続きの進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について全行的な事後点検を行う体制を整えているか。

(3) 銀行が新株発行（条件）の決議を行ったときにおける取扱い

- ① 法第 53 条第 1 項第 4 号に定める届出（様式・参考資料編 様式 4-7-2）の速やかな提出を求めるとともに、内部管理態勢全般の点検結果等に関する資料の添付を求めるものとする。
- ② 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、
 - イ. 法第 24 条に基づき報告を求め、又は、
 - ロ. 重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出し、
 - ハ. さらに、有価証券届出書に記載すべき重要な事項の記載が不十分である場合、又は、記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合等に該当することが明らかなきときは、その旨を証券監査担当部局へ連絡する等の対応を行うものとする。

(4) 資本の額の増加の届出

払込期日に法第 53 条第 1 項第 4 号に定める届出（様式・参考資料編 様式 4-7-3）を求めるものとする。

(5) 第三者割当増資終了後の取扱い

- ① 第三者割当増資終了後 6 か月間、銀行は法令等遵守に関する内部管理態勢について事後点検を行い、その結果について、法第 53 条第 1 項第 4 号に定める届出の添付資料の追加提出を求める。
- ② 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅲ-3-1-5 不適切な取引等

Ⅲ-3-1-5-1 履行保証

銀行が、いわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、銀行が、自ら工事を完成させる等、法第 12 条に照らして銀行が行うことができない業務を行う必要が生じない契約内容となっているか。

Ⅲ－３－１－５－２ 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止

過度な協力預金、過大な歩積両建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、銀行の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、顧客の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や顧客の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生をどのように防止しているか。

Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性

Ⅲ－３－２－１ 意義

情報開示（ディスクロージャー）を充実させることは、銀行の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促すものであるとともに、預金者の自己責任原則の確立のための基盤としても重要である。開示に期待されるこうした機能が適切に果たされるためには、銀行の経営内容がより正確に反映された財務諸表が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化等を踏まえ、適切な開示が図られる必要がある。

Ⅲ－３－２－２ 財務報告に係る内部統制

開示に当たって、財務諸表等が適正に作成される内部統制システムを構築するとともに、それが機能していたかを経営者自らが確認し、そのシステムを不断に見直すことにより、銀行経営のガバナンスが発揮されることが重要である。

主要行等においては、平成15年3月期より、銀行の代表者が有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付しているが、この書面作成に当たっては、内部統制システムの有効性の確認が必要となっている。

（参考）財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）（企業会計審議会、平成17年7月13日）

Internal Control-Integrated Framework (the Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission, 1992)

財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての経営責任の明確化について（要請）（平成17年10月7日）

Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型

(1) 銀行法上の開示

銀行法のディスクロージャー義務は、法第 20 条に基づく貸借対照表等の公告と法第 21 条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の 2 つの制度から構成されている。

法第 20 条の公告は、商法に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。

法第 21 条に基づき作成される説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている。（なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）さらに、罰則の適用はないが、法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。

(注)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「再生法」という。）により資産の査定の公表が義務付けられていることにも留意

(2) 証券取引法上の開示

株式を公開している会社である主要行等においては、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。

したがって、財務諸表の計数の正確性に加え、例えば、①平成 16 年 3 月期から導入されている「コーポレートガバナンスの状況」、「事業等のリスク」及び「財政状態及び経営成績の分析」に関する情報についての開示の適切性、②平成 17 年 3 月期から強化される「コーポレートガバナンスの状況」の開示の適切性、については留意を要する。

(3) 任意開示

現状では、投資判断に大きな影響を与えている①業績予想発表及びその修正発表、②四半期開示等は法律に基づかない任意開示である。また、IR（インベスターリレーションズ）活動や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。

Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項

Ⅲ－３－２－４－１ 重要性の原則の適用

(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等のもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第19条第2項、施行規則第18条第3項及び第4項）、銀行の連結貸借対照表・連結損益計算書（法第20条第2項）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第52条の27第1項、施行規則第34条の24第1項及び第2項）、銀行持株会社の連結貸借対照表・連結損益計算書（法第52条の28）も対象となることに留意する。

(注) 連結して記載する説明書類については施行規則上明定されている（施行規則第19条の3及び第34条の26）。

(2) その内容については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条第2項及び日本公認会計士協会監査委員会報告第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（平成5年7月21日付）に従っているか。

また、重要性の判断に当たっては、銀行グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。

Ⅲ－3－2－4－2 ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第19条の2及び第19条の3関係）

(1) 一般的な留意事項

- ① 各記載項目については、本監督指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令、連結財務諸表規則等も参考として、適切かつ分かりやすい表示がなされているか
- ② 各記載項目について自行において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。
- ③ 施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、何ら差し支えないことに留意する。

(2) 個別の記載項目について

- ① 「経営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。
- ② 「主要な業務の内容」には、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業

務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、附帯業務等の区分毎にその内容が記載されているか。

- ③ 「直近の営業年度における営業の概況」には、業況、営業実績、損益の状況等についての概括的な説明、自行が対処すべき課題等について説明されているか。
- ④ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・ALM管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。
- ⑤ 「法令遵守の体制」には、法令遵守（コンプライアンス）に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。
- ⑥ 銀行単体及び銀行グループに係る「自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況」には、決算状況表の「自己資本比率の状況」の内容と同程度のものが記載されているか。
- ⑦ 「貸倒引当金」については、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む。）毎の内訳も併せて記載されているか。
- ⑧ 「銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、銀行グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図等によって示されているか。
- ⑨ 「銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類毎の区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。

Ⅲ－3－2－4－3 リスク管理債権額の開示

- (1) 連結ベースのリスク管理債権額については、連結貸借対照表に基づき銀行及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。
- (2) 開示区分
 - ① 破綻先債権

施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ（1）の「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金」については、昭和 41 年 9 月 5 日付国税庁長官通達「金融機関の未収利息の取扱いについて」に基づき未収利息を益金に算入しなかった場合等をいう。

② 延滞債権

イ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ（2）の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの」については、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸出金」をさすものとする。

ロ. 「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。

③ 貸出条件緩和債権

イ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ（4）の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

ロ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ（4）の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。）が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。

a. 金利減免債権：金利を引き下げた貸出金

b. 金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金

c. 経営支援先に対する債権：債権放棄や D E S（デット・エクイティ・スワップ）などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的

支援の蓋然性が高い債務者に対する貸出金

- d. 元本返済猶予債権：元本の支払を猶予した貸出金
- e. 一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債
- f. 代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む。）の残債
- g. 債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く

(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

- 一 適用金利が基準金利を下回る場合であっても、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であれば、貸出条件緩和債権には該当しないこと。
- 二 ただし、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であっても、新規貸出時に、債務者の経営状況、資金使途、及び設定された貸出条件等からして、実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の貸出条件緩和債権の返済を目的として実施されたものであることが明らかな場合は、貸出条件緩和債権に該当すること。
- 三 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること。
具体的には、
 - ・ 設定に際し、信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること。
 - ・ ただし、新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること。
- 四 開示の判断は、「c. 経営支援先に対する債権」の場合は債務者単位で行うこと。また、「e. 一部債権放棄を実施した債権」、「f. 代物弁済を受けた債権」及び「g. 債務者の株式を受け入れた債権」であって、開示を逃れるために意図的に債権を分割していると認められる場合は、当該債務者に対する分割をする前の当該貸出金の残債を開示する必要がある。これらの場合を除いては、

個々の債権単位で開示の判断を行うこと。

ハ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。

- 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。
- 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。
- 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。

（注2）「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。

- 一 概ね3年（債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となること。
- 二 各金融機関毎に、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して、計画を踏まえた信用リスクの低下及び計画の不確実性を加味した基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれること。

（注3）株式会社産業再生機構が買取りを決定（株式会社産業再生機構法第25条第1項）した債権に係る債務者についての事業再生計画（同法第22条第2項）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」とであると判断して差し支えない。

（注4）既存の計画に基づく経営再建が（注1）及び（注2）の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再

建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。

なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

Ⅲ－3－2－5 主な着眼点

(1) 経営陣の姿勢

経営陣は、銀行の経営の健全性の維持、それに対する信頼性の確保の観点から、通常の企業以上に、その経営内容のディスクロージャーが重要な意義を有していることを十分に認識し、常に、積極的かつ正確なディスクロージャーをすすめるための態勢整備やその充実を図るよう取り組んでいるか。

(2) 財務報告に係る内部統制システム

- ① 経営陣は、銀行が行うディスクロージャーの適切性及び正確性を確保するための内部管理態勢の整備に努めているか。
- ② 適正な開示の前提として、例えば、財務報告プロセスを的確に文書化しているか。
- ③ 財務諸表等の記載事項に関する全てのリスクを識別・評価・統制・監視する体制が構築されているか。
- ④ 内部統制システムの妥当性と有効性を検証する内部管理体制（内部監査を含む。）が機能しているか。

(3) 利用者に分かりやすい開示

- ① 法定開示事項について、預金者、取引先等の利用者が銀行の業務内容、財務状況を適切に判断できるように、正確かつ平易な表示・記載となっているか。
- ② 特にリスク管理債権の開示は適切に行われているか。
- ③ 法第21条第4項の趣旨を踏まえ、参考となる事項の開示に努めているか。例えば、主要な事業部門別・顧客セグメント別の収益性について、的確な開示に努めているか。

- ④ 特に、将来の見込み等を開示する場合においては、十分慎重な見通しをもって経営判断が行われる態勢となっているか。

Ⅲ－３－２－６ 監督手法・対応

- (1) 決算ヒアリング、リスク管理ヒアリング等において、開示の適切性等について確認する。併せて、いわゆる代表者確認書の作成に当たって、内部統制システムの有効性の確認をどのようにして行ったか確認する。
- (2) リスク管理債権・再生法に基づく開示債権については、その計数の信頼性が極めて重要であること等にかんがみ、検査部局による検査結果通知後、法第 24 条に基づく報告を求め（Ⅱ－１－３－３参照）、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など当該銀行の自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令を発出するものとする。
- (3) その他、上記の着眼点に照らし、改善が必要と認められる銀行に関しては、必要に応じて法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。
- (4) なお、検査結果、オフサイト・モニタリング等に基づき、有価証券報告書の虚偽記載等に該当することが明らかなきには、その旨を証券監査担当部局へ連絡する。

Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等

Ⅲ－３－３－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能

Ⅲ－３－３－１－１ 意義

- (1) 法第 12 条の 2 第 2 項及び施行規則第 13 条の 7 は、銀行に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保する

ための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。

（２）以下は、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小企業向け貸付、個人向け貸付（住宅ローンを含む。）及び個人保証関係を念頭において、当局が銀行の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。

（注１）以下は、説明義務・説明責任（アカウンタビリティ）の徹底を中心に顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組みまで幅広い領域を対象としている。

（注２）上記（１）の説明体制の整備は銀行の営む全ての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては金融商品販売法の施行等に対応した体制整備が必要である（Ⅲ－３－３－２参照）。

Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点

（１）全行的な内部管理態勢の確立

① 顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する全行的な内部管理態勢の確立に関し、取締役会が適切に機能を発揮しているか。

② 法令の趣旨を踏まえた社内規則等の作成

イ. 業務の内容及び方法に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。

与信取引には、例えば、手形割引、貸付金（手形貸付、証書貸付、当座貸越）、債務保証、外国為替等の多様な取引があり、また、保証契約についても、保証約定書形式や手形保証等の種類があるが、それぞれの類型に応じた態勢整備がなされているか。

さらに、インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備がなされているか。

ロ. 顧客の知識、経験及び財産の状況に応じた説明態勢が社内規則等で明確に定められているか。

特に、中小企業や個人については実態に即した取扱いとなっているか。

③ 法令の趣旨を踏まえた行内の実施態勢の構築

イ. 社内規則等に基づいて業務が運営されるため、研修その他の体制（社内規則等の配布・管理体制を含む。）が整備されているか。

・特に、顧客からの苦情やトラブルが多発している場合には、まずマニュアル等の社内規則等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証する。

ロ. 説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機能は十分発揮されているか。

④ 苦情処理機能と説明態勢の連携

顧客からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず、苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっているか。

⑤ 経営相談機能と説明態勢の連携

企業との長期的な取引関係を前提とした貸出を行っている場合には、経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における顧客との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか（Ⅲ－３－３－１－２（５）参照）。

（２）契約時点等における説明

以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。

① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明

契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

イ. 融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき（デリバティブ取引のみを行う場合を含む。）には、顧客の知識、経験及び財産の状況から見て問題がない場合を除き、商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付して説明することとしているか。

また、当該デリバティブ取引を中途解約した場合には、解約精算金が発生する旨及びその解約精算金の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。）について、書面を交付して説明することとしているか。

顧客自身がリスクを負っている場合には、必要に応じて、説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。さらに、契約締結後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供することとしているか。

- ロ. 住宅ローン契約については、利用者に適切な情報提供とリスク等に関する説明を行うこととしているか。特に、金利変動型又は一定期間固定金利型の住宅ローンに係る金利変動リスク等について、十分な説明を行うこととしているか。

説明に当たっては、例えば、「住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明について」（平成16年12月21日全国銀行協会申し合わせ）に沿った対応がなされる態勢となっているか。また、適用金利が将来上昇した場合の返済額の目安を提示する場合には、その時点の経済情勢において合理的と考えられる前提に基づく試算を示すこととしているか。

- ハ. 個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。

例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証の法的効果とリスクについて、上記イ. のデリバティブを含む融資取引と同様に、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。

また、必要に応じ、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。

- ニ. 連帯保証契約については、補充性や分別の利益が無いことなど、通常の保証契約とは異なる性質を有することを、相手方の知識、経験等に応じて説明することとしているか。

(注1)「補充性」とは、主たる債務者が債務を履行しない場合にはじめてその債務を履行すればよいという性質をいう。

(注2)「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。

- ホ. 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。

② 契約締結の客観的合理的理由の説明

顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、

契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。

なお、以下のイ. からハ. の検証に関しては、各項に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢が整備されているかに留意する。

イ. 貸付契約

貸付金額、金利、返済条件、期限の利益の喪失事由、財務制限条項等の契約内容について、顧客の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

ロ. 担保設定契約

極度額等の契約内容について、債務者との取引状況や今後の取引見通し、担保提供者の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

ハ. 保証契約

保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由

a. 根保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由

b. 経営に実質的に関与していない第三者との間で保証契約を締結する場合には、そのような第三者に保証を求めること自体に批判があることを踏まえ、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由

c. 経営者等に保証を求める場合には、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があるような中小企業の場合、「経営者の個人保証には、企業の信用補完且つ経営に対する規律付けという機能が認められる」とされる一方、代表者であることをもって一律に保証を求めることについて様々な批判があることを踏まえ、当該経営者と保証契約を締結する客観的合理的理由

③ 契約の意思確認

イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思があることを確認した上で、行員の面前で、契約者本人（注）から契約書に自署・押印を受けることを原則としているか。

また、例外的な書面等による対応については、顧客保護及び法令等遵守の観点から十分な検討を行った上で、社内規則等において明確に取扱い方法を定め、遵守のための実効性の高い内部けん制機能が確立されているか。
（注）いわゆる「オーナー経営」の中小企業等との重要な契約に当たっては、

形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分な場合があることに留意する必要がある。

- ロ. a. いわゆる捨印慣行の不適切な利用、及びb. 契約の必要事項を記載しないで自署・押印を求め、その後、行員等が必要事項を記載し書類を完成する等の不適切な取扱いを防止するため、実効性の高い内部けん制機能が確立されているか。
- ハ. 銀行として貸付の決定をする前に、顧客に対し「融資は確実」と誤認させる不適切な説明を行わない態勢が整備されているか。

④ 契約書等の書面の交付

貸付契約、担保設定契約又は保証契約を締結したときは、原則として契約者本人に契約書等の契約内容を記載した書面を交付することとしているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

- イ. 銀行取引約定書は、双方署名方式を採用するか、又はその写しを交付することとしているか。
- ロ. 貸付契約書、担保設定契約書及び保証契約書については、その写しを交付すること等により、顧客が契約内容をいつでも確認できるようになっているか。
- ハ. 取引の形態から貸付契約の都度の契約書面の作成が馴染まない手形割引、手形貸付については、契約条件の書面化等、契約面の整備を適切に行うことにより顧客が契約内容をいつでも確認できるようになっているか。

- (3) 貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性と信取引面における説明態勢については、各銀行の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。

その際、例えば以下のような健全な融資慣行の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の観点に留意する。

健全な融資慣行は必ずしも担保・保証に頼ることではなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識し、また、「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る」、「第三者保証の利用に当たっては過度なものとならないよう」にするとの観点から、経営の方針としてどのように対応しようとしており、当該方針が実際の説明態勢にどのように対応されているか。

- (4) 銀行取引約定書ひな型の廃止への対応

平成12年4月に全国銀行協会の「銀行取引約定書ひな型」が廃止されたこ

とを受け、各銀行が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮すること及び顧客のより自由な選択を可能とすることが求められているが、この点に関する顧客への説明態勢が整備されているか。

なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。

- ① ひな型廃止と新銀行取引約定書の導入の趣旨等について、既存の顧客にも適切に説明を行う態勢が整備されているか。
- ② 従来の銀行取引約定書を差し入れている債務者及び当該約定書に連署している連帯保証人からの求めがあれば、新しい約定書及び保証契約書への差し替えに応じる態勢が整備されているか。
- ③ なお、新銀行取引約定書を導入しないこととしている場合には、顧客から求められれば、下記の金融制度調査会答申の考え方を踏まえ、客観的合理的理由について説明する態勢が整備されているか。

(参考)「我が国金融システムの改革について」(平成9年6月13日 金融制度調査会答申抜粋)

4. 金融機関等の利用者の保護

(4) 各種約款等について

銀行等との取引における各種約款については、例えば、約款等の写しの交付が必ずしも徹底されていない。また、条項によっては利用者にとって一方的、あるいは不明確であるという批判がある。今後、こうした指摘があることを踏まえ、銀行等と利用者との衡平の観点、利用者にとって契約関係をより明確に分かりやすくする観点から、銀行取引約定書、消費者ローンひな型等の各種約款等の見直しについて直ちに関係業者において検討が開始され、98年度中にも所要の措置が講ぜられることが必要であると考えられる。

(5) 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み

企業との長期的な取引関係を前提に貸出を行っている場合には、貸し手と借り手の相互の共通理解を築き、その基盤の下でリスクを共同管理しながら必要に応じ、経営改善支援・早期事業再生等に取り組んでいくことが重要である。

こうした観点から、説明態勢に関連して、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。

① 相互の共通理解に向けた基盤整備の取組み

イ. 銀行側からの意思疎通

各銀行においては、与信後における債務者の業況把握、貸出条件の履行状況、資金使途の確認、事業計画の遂行状況といった債務者の実情に

あった適切な管理を十分行うことが必要であるが、こうした過程における借り手企業の業況や財務内容、担保提供を受けた資産の評価等に関する銀行の判断について、借り手企業との相互の共通理解を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

ロ. 借り手企業からの意思疎通

借り手企業に対し、長期継続的な信頼関係を基本とする取引のメリットを享受するためには、経営内容について早め早めに銀行と相談することが重要であることを理解してもらうための説明態勢が整備されているか。

② 経営相談・支援機能の充実・強化に向けた取組み

経営改善支援（経営改善計画や借入金返済計画の策定を含む。）や早期事業再生に向けた取組みが必要と認められる場合は、相互の共通理解の下、顧客の業況や財務内容、さらには事業の将来性等についての銀行の判断を率直に説明した上で、顧客との相談、顧客への助言を行うこととしているか。

(6) 取引関係の見直し等の場合の説明

借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。

このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。

① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合

これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、Ⅲ-3-3-1-2(2)(契約時点等における説明)と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

特に、「民法の一部を改正する法律」(平成16年法律第147号)の施行に則して既存の包括根保証契約の見直しを行う際に、併せて主債務者との取引関係も見直す場合には、当該主債務者に対して銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行うことなく、当該法律改正を口実とする不適切な説明を行っていないか。

② 顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合

これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢が整備されているか。

・例えば、長期的な取引関係を継続してきた顧客に係る手形貸付について更なる更改を謝絶する場合、信義則の観点から顧客の理解と納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することとしているか。

- ③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合

イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。

・例えば、経営に実質的に関与していない第三者の保証人に保証債務の履行を求める場合は、保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について通知を行う等適切な対応を行う態勢となっているか。

ロ. 手続の各段階で、顧客から求められれば、その客観的合理的理由を説明することとしているか。

（7）苦情等処理機能の充実・強化

- ① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みを行うこととしているか。

なお、検証に当たっては、特に、Ⅲ－3－3－1－2（6）（取引関係の見直し等の場合の説明）に関する苦情等の取扱体制の実効性に留意する。

- ② 「銀行よろず相談所」と連携するとともに各地の弁護士会の「仲裁センター」における解決に積極的に協力していくなど、迅速な紛争解決に努めるとともに、同種の苦情等の再発防止に努めることとしているか。

- ③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。

イ. 融資・担保解除の強要や回収妨害等の不当な行為に対する対応態勢が確立されているか。

ロ. 与信取引関連も含め、組織的犯罪処罰法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。

（8）不公正取引との誤認防止

- ① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

平成 13 年 7 月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配布するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。

なお、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

- イ. 問題となる行為の例として「融資先企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げを受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。
 - ロ. 問題となる行為の例として「融資先企業に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。
- ② 証券取引法に規定されたいわゆるインサイダー取引規制等の不公正取引と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

Ⅲ－３－３－１－３ 監督手法・対応

- (1) 顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

当局としては、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ、報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(2) なお、検証の結果、経営としてⅢ-3-3-1-1(1)の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第27条に基づく行政処分(例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止)を検討する必要があることに留意する。

(3) なお、一般に顧客と銀行との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的に司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

(参考)

- ① 新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書(平成15年7月16日:新しい中小企業金融の法務に関する研究会)
- ② 「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」(平成14年9月30日:金融審議会)
- ③ リレーションシップバンキングの機能強化に向けて(平成15年3月27日:金融審議会)
- ④ 金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書(平成13年7月4日:公正取引委員会)
- ⑤ 銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項の作成について(平成12年4月18日:全国銀行協会)
- ⑥ 我が国金融システムの改革について(平成9年6月13日:金融制度調査会)

Ⅲ-3-3-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能

Ⅲ-3-3-2-1 意義

銀行は、預金等の受入に際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされている(法第12条の2第1項、施行規則第13条の3及び第13条の4)とともに、投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている(法第12条の2第2項、施行規則第13条の5、第13条の7)。

Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点

こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。

(1) 預金等

法第12条の2第1項の規定を踏まえ、預金等の受入に関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。

例えば、デリバティブ取引を組み込んだ元本割れの可能性のある預金商品については、デリバティブ取引を併せてみれば元本保証がないこと等の詳細な説明を行う態勢が整備されているか。また、変動金利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか（施行規則第13条の3関係）。

(2) リスク商品

① 金融商品販売法等を踏まえた対応

法第12条の2第2項、施行規則第13条の5及び第13条の7並びに金融商品販売法等の観点から、金融商品の販売に際しての顧客への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融商品販売法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。

② 不公正取引との誤認防止

独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

(参考) 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について（平成16年12月1日：公正取引委員会）

③ 公共債、投資信託の窓口販売及び証券仲介業務について

証券取引法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

例えば、外務員登録未了者による取扱いや、特定されている窓口以外での取扱い等といった、投資家保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。

④ 保険募集

保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱等について、マニュアルを策定して研修を実施

するとともに内部検査を行うなど、適切な保険募集体制が確保されているか。

例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。

(参考)「高齢者に多い個人年金の銀行窓口販売に関するトラブル」(平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター)

また、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。

(参考)「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日：公正取引委員会)(再掲)

⑤ 商品投資に係る業務(商品ファンド)の取扱い

銀行が「商品投資に係る事業の規制に関する法律」(平成3年法律第66号)により適用除外を受ける者とされている趣旨にかんがみ、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

⑥ 抵当証券業務

銀行が「抵当証券業の規制等に関する法律」(昭和62年法律第114号)により適用除外を受ける者とされている趣旨にかんがみ、同法に定められている購入者保護のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

(3) 相談・苦情処理機能

営業店及び本部の相談・苦情処理体制が確立されているか。特に、顧客に対し十分説明する体制が確立されているか。

また、組織的に利用者からの苦情等をくみ上げ、業務等の改善が行われる仕組みが構築されているか。

Ⅲ-3-3-2-3 監督手法・対応

(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、証券取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出の受理、相談・苦情等の分析などを端緒として、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等にあわせて法第24条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等にあわせて法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(2) さらに、検証の結果、経営としてⅢ-3-3-1-1(1)の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第27条に基づく行政処分(例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止)を検討する必要があることに留意する。

(3) なお、一般に顧客と銀行との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的に司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

Ⅲ-3-4 利用者保護ルール等

Ⅲ-3-4-1 顧客の誤認防止等

Ⅲ-3-4-1-1 意義

顧客に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該銀行が、その営業所を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、顧客に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。

Ⅲ-3-4-1-2 主な着眼点

銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合

には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に銀行自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。

Ⅲ－３－４－１－３ 監督手法・対応

検査結果等により、顧客の誤認防止等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－３－４－２ 顧客情報管理

Ⅲ－３－４－２－１ 意義

顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。

特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

Ⅲ－３－４－２－２ 主な着眼点

- (1) 顧客に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準を定めた上で従業員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（顧客に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点から検討を行った上で取扱い基準を定めているか。
- (2) 顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の顧客情報の漏洩等の防止などの対策を含め、顧客に関する情報の管理が適切に行なわれているかを検証できる体制となっているか。

(3) 個人である顧客に関する情報については、施行規則第13条の6の5に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

イ. 保護法ガイドライン第10条及び第11条の規定に基づく措置

ロ. 実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置

(4) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、施行規則第13条の6の7に基づき、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

イ. 労働組合への加盟に関する情報

ロ. 民族に関する情報

ハ. 性生活に関する情報

(5) 顧客情報の漏洩等が発生した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。

Ⅲ-3-4-2-3 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件等により、顧客情報の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

なお、上記の銀行法に基づく対応の他、個人である顧客に関する情報については、必要に応じて、個人情報保護に関する法律に基づき、個人である顧客に関する情報の取扱いについての報告の徴収・助言、同法の違反を是正するために必要な措置をとるべき旨等の勧告・命令を行うものとする。

Ⅲ-3-4-3 プライベートバンキング等の留意点等

Ⅲ-3-4-3-1 意義

近年、一定規模以上の資産等を有する顧客層(いわゆる富裕層顧客)を特定し、一般的にプライベートバンキングやウェルス・マネジメントなどと呼ばれ

る、財産管理や資産運用のサービス及び金融商品などを複合的に提供する業務の立上げや推進が活発に行われているが、一般の定型業務とは異なる当該業務の個別性・特性に応じて、利用者の自己責任原則と預金者、投資家及び委託者等の保護の双方の観点から、業務運営の実態とこれに伴うリスクの把握に努める監督対応が重要である。

Ⅲ－３－４－３－２ 主な着眼点

(1) 健全かつ適正な収益・営業目標の設定と業務運営の監督・管理

- ① 顧客の長期的な資産運用・財産形成に係る取引や助言等を適切に行い、健全な取引関係を維持し、適正な収益・営業目標の設定と業務運営の適切性・妥当性を確保するために、収益追求と法令等遵守（コンプライアンス）を適切にバランスさせ、営業をけん制する十分な内部統制や経営管理（ガバナンス）態勢が導入されているか。また、営業の規模等に応じて営業部員一人ひとりを適正に監督・管理する態勢が導入・整備されているか。
- ② 営業部員や役職員の給与・賞与体系が、短期的な収益獲得に過度に連動し、成果主義に偏重していないか。また、手数料収益の獲得に傾注した外国為替、投資信託、その他の有価証券等の乗り換え取引・回転売買、並びに、デリバティブが内包された預金取引や仕組み債、レバレッジ効果を有する金融取引などの勧誘・販売に不適正に注力した営業体制や商品構成になっていないか。

(2) 適切な営業を監督・管理する態勢の整備

- ① 顧客の金融取引や投資に関する知識・経験等に配慮し、説明義務の履行の観点から、顧客の適合性や銀行が提供する金融商品や取引等の適切性・妥当性が十分に検証され、取引時の勧誘状況、並びに、当該取引等の承認・内部決裁（判断・理由等）の記録が的確に保存・管理されているか。
- ② また、顧客との取引等が継続的に監督・管理され、運用結果や取引過程のパフォーマンス、時価情報、リスクの発生と変動要因などの情報が、法令諸規則や内部規程に則り、顧客に対して適時開示され、適切かつ十分に説明されていることをチェック・検証する態勢を整備しているか。
- ③ 顧客の困り込みや獲得を優先するあまり、顧客の要求等に営業部門の役席者等が過度に対応し、顧客と金融機関が本来維持すべき、健全かつ適切な関係が保たれていない状況などが認められないか。

- ④ 顧客との個別取引のみならず、営業部員や取引等に関係する当事者間に、不正なキックバックやリベートなどに相当する実質的な条件等が含まれていないか。これらの条件等を抑止・けん制する内部管理態勢が構築されているか。

(3) 利益相反の回避及び業務運営上必要な隔壁・情報管理態勢等の確立

- ① 信用供与機能を有する銀行が特定の顧客と金融取引等を行うに当たり、銀行の優越的な地位を濫用した取引や、信用の供与の条件として金融商品等を販売する、いわゆる「抱き合わせ販売」等を防止するための顧客審査、並びに、個々の取引等の検証が十分に行われているか。あるいは、顧客が信用の供与を強要し、銀行が不適正に応じている実態はないか。
- ② また、銀行やグループ関連会社等が共同で同一の顧客に複合的なサービスを提供する場合には、顧客との関係において、個々の取引のみならず、提供する金融商品・サービス内容やその仕組み全体の構成を見渡し、利益相反やビジネス上のコンフリクトが発生していないかについて、十分な検証の下、個々の取引が実行されているか。
- ③ 利益相反などの弊害を防止するフロント・ミドル・バックオフィス機能等の明確な隔離・分掌が図られ、また、顧客に提供するサービスや仕組み等が銀行と複数の関係会社等に跨る場合には、それぞれの業務部署及びリーガル・ユニット間の隔壁が適正に確立されているか。
- ④ 顧客の非公開情報や重要情報等の適切な利用及び適正かつ十分な保存・保管の態勢、並びに、漏洩等の事故が発生した場合にも詳細を的確に把握し、二次被害等の発生を想定した迅速かつ適切な対応が可能な態勢が構築されているか。また、顧客情報の保管やリーガル・ユニット間等での共有の実態については、必要に応じて態勢を検証し、顧客の十分な理解と事前の承認・同意が得られているかについても、併せて検証を要することに留意する。

(4) 法令違反を排除し、公正・妥当な取引等を確保する態勢の構築

- ① 法令違反取引や不公正・不適切な取引を排除する観点から、個別取引等の適法性の検証にとどまらず、公正価格や取引の透明性が確保され、かつ、顧客の真の取組み目的、仕組み全体の組成目的、顧客及び取引関係者等にもたらされる取引効果、リスクの発生と負担の妥当性、経済合理性などに着目し、顧客取引そのものの適切性・妥当性等が十分に検証されているか。
- ② 顧客との取引等により銀行が収受する手数料収益や取引利ざやなどが

適正かつ妥当な水準に設定されていることを検証し、これらを常にチェック及びけん制する手順や内部管理の態勢が適正に構築されているか。

- ③ 顧客との個別の紛争に係る対応については、それらの軽重や状況に応じて、適切に監督・管理する内部の態勢が整えられているか。

(5) マネー・ローンダリング及び疑わしい取引等を検出・排除する態勢の構築

- ① 顧客の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組まれる金融取引等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、本人確認事務の確実な実行と、顧客及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われる態勢となっているか。

- ② 特に、顧客の資金や資産を不正な手段や不適切な仕組み等を使って国内外で隠匿・移管させる取引など、マネー・ローンダリングや疑わしい取引を審査・検証する経験者の配置、並びに、営業部署等の不正な関与を抑止・けん制することが可能な態勢が構築されているか。

- ③ 疑わしい顧客や取引等を常時検出・分析・監視し、一元管理する手順や体制を導入しているか。また、問題等が認められた顧客や取引等を適正に管理・対応する態勢を有しているか。

Ⅲ－３－４－３－３ 監督手法・対応

監督による通常のオフサイト・モニタリング、検査結果及び不祥事件等届出の状況などにより、当該業務の運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－３－４－４ 銀行の事務の外部委託

Ⅲ－３－４－４－１ 意義

各銀行が事務の外部委託を行うに際しては、顧客を保護し経営の健全性を確保するため、以下の諸点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。

(注 1) 上記における事務の外部委託とは、銀行が、その業務(信託業務を除く。)

を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該銀行以外（法第8条に定める代理店に該当しないものを指す。）に委託することをいう。

（注2）当該外部委託が、銀行と子会社等との間で行われる場合には、本監督指針V-3-3も参照のこと。

（注3）当該委託事務が海外で行われる場合も含む。

Ⅲ-3-4-4-2 主な着眼点

（1）顧客保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。

① 委託契約によっても当該銀行と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該銀行自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。

② 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、銀行において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。

③ 委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。

④ 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第13条の6の5に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

・ 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置

・ 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

⑤ クレーム等について顧客から銀行への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

（2）銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。

① リスク管理

銀行は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けられなかった場合の銀行業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

② 委託先の選定

銀行経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行い

うるか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、銀行のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

③ 契約内容

契約内容は、例えば、以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

イ. 提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き

ロ. 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。）

ハ. 銀行が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容

ニ. 金融当局の銀行に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取決め

④ 銀行に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を銀行自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

⑤ 銀行側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、銀行が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の行内管理態勢が整備されているか。

⑥ 情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から銀行への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

⑦ 監査

銀行において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。

⑧ 緊急対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われなくても、銀行業務に大きな支障が生じないように対応が検討されているか。また、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

⑨ グループ会社への外部委託

委託契約が銀行とグループ会社との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

Ⅲ－３－４－４－３ 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件等により、銀行の事務の外部委託に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－３－５ 事務リスク

Ⅲ－３－５－１ 意義

事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

Ⅲ－３－５－２ 主な着眼点

(1) 事務リスク管理態勢

- ① 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理体制が整備されているか。
- ② 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ③ 事務部門は、十分にけん制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。

また、事務に係る諸規程が明確に定められているか。

- ④ 本人確認事務、疑わしい取引の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全行的な法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。

(2) 内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

(3) 営業店のリスク管理態勢

事務部門は、営業店における事務リスク管理態勢をチェックする措置を

講じているか。

(4) 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。年1回以上、1週間以上の連続休暇を取得させているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。

(5) 営業拠点に関する事務管理

① 職員の派出の取扱い

派出とは、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣し、当該施設主体のために、金銭出納事務を行うことをいい、官公庁、公営住宅団地、総合病院等の公共性のある施設内において公金等の金銭出納事務に限った事務を行っている限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができるが、やむを得ず預金等の取次行為と同様の行為を行う場合は、次の点に留意し、必要最小限度にとどめることとしているか。

イ. 取次を行う対象とする者は、当該派出先の施設に所属する職員及び当該派出先の施設をもっぱら利用する者に限られているか。

ロ. 取次行為を行うに当たっては、金銭や通帳の預り証等を発行するなど事故防止について万全を期しているか。

② 内部事務等を行う施設の取扱い

顧客先に出向いて営業活動を行う職員の内部事務等を行うために設置された施設などは、当該施設において恒常的に対顧客業務を行わない限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができるが、利用者が当該施設を営業所と誤認しないような措置を講じているか。

Ⅲ-3-5-3 監督手法・対応

検査結果及び不祥事件報告等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ-3-6 システムリスク

Ⅲ-3-6-1 システムリスク

Ⅲ－３－６－１－１ 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や銀行が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、銀行の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。

特に主要行等のシステムについては、元来、機能が高度である一方、大量処理が求められていることから、規模が大きく、構成が複雑である傾向にある。加えて、累次の経営再編によりシステム構成、システム運用体制が、一層複雑化していることから、特にシステム上の諸課題に的確に対応することが求められている。仮に主要行等において、システム障害が発生した場合は、利用者の社会経済生活、企業等の経済活動、ひいては、我が国経済全体にも極めて大きな影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一銀行の問題にとどまらず、金融システム全体に及びかねないことから、システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び銀行に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

(参考) 預金等受入金融機関に係る検査マニュアル

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより金融機関が損失を被るリスクである。

Ⅲ－３－６－１－２ 主な着眼点

(1) システムリスクに対する認識等

システムリスクについて経営者をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、全行的なリスク管理の基本方針が策定されているか。

(2) システムリスク管理態勢

取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。

システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。システムリスク管理体制の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理体制は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

（３）安全対策

- ① 安全対策の基本方針が策定されているか。
- ② 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。
- ③ 銀行以外の者が占有管理する端末機等（入出力装置等を含む。）を利用する資金移動取引については、コンピュータシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、取引者のプライバシー保護対策が施されているか。

（４）システム監査

- ① システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。
- ② システム監査に精通した要員を確保しているか。
- ③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
- ④ システム監査の結果は、適切に経営者に報告されているか。

（５）外部委託管理

システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

特に外部委託先（システム子会社を含む。）が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

（注）統合ＡＴＭスイッチングサービスなどの外部のサービスを利用する場合についてもこれに準じる。

(6) データ管理態勢

- ① データについて機密性等の確保のため、データ管理者を置いているか。
- ② データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

(7) コンティンジェンシープラン

- ① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。
- ② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断しうるものを根拠としているか。

(8) 障害発生時の対応

- ① 顧客に対し無用の混乱を生じさせないように、適切な措置を講じているか。
- ② 障害が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。
また、障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ金融検査マニュアルを参照。

(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(金融情報システムセンター)などがある。

Ⅲ-3-6-1-3 監督手法・対応

(1) 障害発生時

① 一般的な対応

- イ. コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 様式4-43)にて当局宛て報告を求めるものとする。
また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとする。
ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状についての報告を行うこととする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

- a. 預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。
- b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。
- c. その他業務上、上記に類すると考えられるもの。

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗ATMや窓口において対応が可能な場合。）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ロ. 必要に応じて法第 24 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

② 緊急対応

特に、大規模な障害の場合や障害の原因の解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及び店頭等における顧客対応等のコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請し、法第 24 条に基づき速やかな報告を求める。

さらに、大規模な障害の復旧の見通しが不確実であり、市場取引、ATM取引・口座振替・給与振込等の決済システムに大きな影響が生じている場合には、早期に法第 26 条に基づく業務改善命令を発出することを検討する等の対応を行う。

(2) システムの更新時等

銀行が重要なシステムの更新等を行う時は、必要に応じ、法第 24 条に基づく報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認する。

(3) 問題認識時

検査結果等により、システムリスクに係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－３－６－２ ATMシステムのセキュリティ対策

Ⅲ－３－６－２－１ 意義

利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底を図る観点から、その時々
の犯罪技術や各行の顧客特性を踏まえながら、キャッシュカード偽造等の犯罪行為に対するATMシステム全般のセキュリティを確保することが重要である。

特に、各金融機関のATMシステムは、統合ATMスイッチングサービスを通じて相互に接続していることから、仮にセキュリティ対策が脆弱なATMシステムを放置している金融機関が存在した場合、他の金融機関に対する影響が及ぶこととなるため、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」（金融情報システムセンター）等を参照しながら、適切なセキュリティ対策を講ずることが必要である。

Ⅲ－３－６－２－２ 主な着眼点

(1) 犯罪技術の巧妙化等の情勢の変化を踏まえ、キャッシュカード偽造等の犯罪行為に対する対策等について、銀行が取り組むべき最優先の経営課題の一つとして位置付け、取締役会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上に努めているか。さらに、銀行内の各部門が的確な状況認識を共有し、銀行全体として取り組む態勢が整備されているか。

(2) キャッシュカードやATMシステムについて、そのセキュリティ・レベルを一定の基準に基づき評価するとともに、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベルを維持するために体制・技術、両面での検討を行い、適切な対策を講じているか。

認証技術の開発、情報漏洩の防止、異常取引の早期検知等、不正払戻し防止のための措置が講じられているか。その際、預金者の負担が過重なものとならないよう配慮するとともに、互換性の確保などにより利用者利便

に支障を及ぼさないよう努めているか。

高リスクの高額取引をATMシステムにおいて行っている場合、それに見合ったセキュリティ対策を講じているか。特に脆弱性が指摘される磁気カードについては、そのセキュリティを補強するための方策を検討しているか。また、国際的な業務展開を行っている金融機関については、国際的なセキュリティトレンドに沿った対策を念頭におきながら、必要な検討を行っているか。

- (3) 顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。スキミングの可能性、暗証番号及びカードの盗取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性(ATM利用限度額等)、不必要に多くのカードを保有することによる管理上の問題等、キャッシュカード利用に伴う様々なリスクについて、顧客に対する十分な説明体制が整備されているか。

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」に基づき、不正払戻しに係る損失の補償に係る規程等を整備するに当たっては、可能な限り明確かつ具体的な内容とするよう努めるとともに、その内容を顧客に対して十分説明・周知する態勢が整備されているか。

- ① 犯罪予防策等に係る自行の対応も踏まえつつ、被害発生後の顧客に対する対応や捜査当局に対する協力に関する対応方針、基準等について、必要な検討を行っているか。
- ② 被害が発生した場合の補償のあり方について、約款、顧客対応方針等において、統一的な対応を定めているか。また、専門の顧客対応窓口を設けるなどにより、適切かつ迅速な顧客対応を行う態勢が整備されているか。顧客に対して情報提供等の協力を求めるに当たっては、顧客の年齢、心身の状況等に十分配慮がなされることとされているか。

不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。

Ⅲ－３－６－２－３ 監督手法・対応

被害が発生した場合は、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被害

が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令等を行うものとする。

(参考)「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書」(平成 17 年 6 月 24 日：偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ)

「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」(平成 17 年 10 月 6 日：全国銀行協会)

Ⅲ－３－６－３ 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用

Ⅲ－３－６－３－１ 意義

現在、金融機関相互のシステム・ネットワークは、金融機関相互の金融取引の決済や CD/ATM オンライン提携などを行う上で、基幹インフラとしての機能を担っている。仮にシステム・ネットワークにおいて、障害が発生した場合は、その影響は決済システム全体及び顧客サービス全般に及びかねないことから、システム・ネットワークに係るリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

Ⅲ－３－６－３－２ 主な着眼点

- (1) 統合 ATM スイッチングサービス、全国銀行データ通信システム等の金融機関相互のシステム・ネットワークのサービスを利用する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。
- (2) 特に、当該外部サービスにおいて、システムの更改を行う場合においては、顧客や業務に対する影響が生じないように、当該外部サービスの管理者及び自行の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認し、必要な場合は、当該外部サービス管理者に対して適切な対策を求めるなどの対応がなされているか。
- (3) 特に、銀行が、当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合、顧客サービスや我が国の決済システム等に対する影響が生じないように、当該外部サービス管理者とともに、適切かつ十分なリスク管理態勢、プロジェクトマネジメント態勢等を整備しているか。

Ⅲ－３－６－３－３ 監督手法・対応

検査結果等により、銀行のシステム・ネットワークに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。また、銀行が当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合において、当該システム・ネットワークに係るリスク管理態勢に疑義が生じた場合においても同様の対応を行うものとする。

Ⅲ－３－７ インターネットバンキング

Ⅲ－３－７－１ 意義

情報通信技術の進展により、インターネットは、銀行にとっては低コストのサービス提供を可能とする一方、利用者にとっては利便性の高い取引ツールとなり得るものである。

したがって、銀行は、インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、内部管理態勢を確立することが重要である。

Ⅲ－３－７－２ 主な着眼点

(1) 内部管理体制の整備

- ① インターネットバンキングの健全かつ適切な業務の運営を確保するための社内規則等を定めているか。
- ② 利用者からの問合せ等のための窓口を設け、これをホームページ等で分かりやすく明示しているか。
- ③ 通信技術の進展に伴い、取引の安全性を確保する観点から、不正防止策に係る技術的な問題について、適切に検討を行う体制が整備されているか。

(2) セキュリティの確保

- ① インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に係るプログラムを作成し、必要に応じて見直す体制を整えているか。
- ② 取引の安全性の確保等の観点から、適切な不正防止策を講じているか。

- ③ 不正取引については、その実態の把握に努め、その防止策のあり方を検討し、必要な措置を講じているか。

(3) 利用者保護の確保

- ① 利用者に対し、暗証番号等は推測されやすい番号を避ける等の注意喚起を行っているか。
- ② 利用者が取引内容を確認できる手段を講じているか。
- ③ 不正取引については、利用者保護のあり方を検討し、必要な措置を講じているか。

(4) その他

- ① インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、本人確認等の顧客管理体制の整備が図られているか。
- ② ホームページのリンクに関し、利用者が取引相手を誤認するような構成になっていないか。
- ③ フィッシング詐欺対策については、利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できるような措置を講じる等、業務に応じた適切な不正防止策を講じているか。

(参考)「インターネット・バンキングにおいて留意すべき事項について」(全国銀行協会)

「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(金融情報システムセンター)

Ⅲ-3-7-3 監督手法・対応

検査結果等により、銀行のインターネットバンキングに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ-3-8 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント

Ⅲ-3-8-1 意義

Ⅲ-3-8-1-1 システム統合リスク

主要行等のシステムについては、規模が大きく構成が複雑なことに加え、累次の経営再編によりシステム構成、システム運用体制が一層複雑化しており、銀行業務におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。

特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。

（参考）システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（平成14年12月）

- ① 「システム統合」とは、合併、営業譲渡、持株会社化、子会社化及び業務提携等の経営再編（「経営統合」）により、システムを統合、分割又は新設することをいう（システムの共同開発・運営を含む。）。
- ② 「システム統合リスク」とは、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、顧客サービスに混乱をきたす、場合によっては金融機関等としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼすなど、顧客等に損失が発生するリスク、また統合対象金融機関等が損失を被るリスクである。

Ⅲ－3－8－1－2 システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策

- （1）主要行等が、システム統合を行う場合のリスクは多岐にわたるが、
- ① 広範囲の個人顧客に利用されているATM取引やテレフォンバンキング等において、顧客との確実な取引確保のため、安定的かつ確実なシステム運営が必要であること、
 - ② 口座振替・給与振込等が極めて大規模に行われている状況の下では、システムダウン等が決済システムに与える影響が極めて重大であること、
 - ③ 合併等の経営統合により、営業店の体制も事務処理の方式等が抜本的に変化することとなる中で、営業基盤となる事務環境の整備なくしては、顧客に対して十分なサービスを提供できないこと、等からすれば、とりわけ事務リスク・システムリスクに係るリスク管理の強化が重要である。
- すなわち、「システム統合リスク」とは、単にシステムの開発にかかわ

るリスクに限られるのではなく、事務（ユーザー）部門における事務処理対応、営業店における顧客対応等の「事務リスク」の分野を広く包摂したものであって、対象銀行の経営陣の責任において、「顧客利便」を最重要視した複合的なリスク管理が求められている点が重要である。

（２）リスク軽減策の基本的考え方

システム統合リスクのリスク量は、事象（イベント）の発生確率と発生した場合の影響度（インパクト）の積で認識すべきものであり、主要行等の業容等からすれば、以下のような徹底したリスク軽減策が求められることに留意する必要がある。

- ① 発生する確率は低い事象でも、発生した時にはその影響が極めて大きいため、コンティンジェンシープランを発動しても制御し切れず、結果として顧客や決済システム等に大きな影響・障害を与えるリスク事象があることを重視し、そのようなシステム及び業務・事務を網羅的に洗い出して、徹底したテスト・リハーサル等により、これらの発生を確実に防止することが基本となる。
- ② さらに、上記以外のリスク事象についても、同様の対策を講じて、少なくとも発生確率を一定水準以下に抑制する。
- ③ 以上のリスク軽減策に見合うコンティンジェンシープランを整備し、各種リスク事象が複合的に顕在化（障害が同時発生）しても、顧客に大きな影響を及ぼすことを回避できるような体制を整備する。

Ⅲ－３－８－１－３ プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性

合併に伴うシステム統合の実施に当たっては、下記のような合併時固有の事情から、システム開発会社だけではなく、銀行においても、実効性のあるプロジェクト管理態勢の構築（いわゆる「プロジェクトマネジメント」の実施）が不可欠であると考えられる。

- （１）合併に伴うシステム統合についてみると、合併する複数の銀行の経営陣は、制約のあるスケジュールと競争・競合環境の下で、①合併後の経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、③統合比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。

こうした中で、合併の日程は、システム統合の準備に要する期間のみを勘案して決定されるわけではなく、合併対象銀行の経営を巡る様々な要因

の影響を受けるので、結果として、システムのテストや営業店における事務の習熟に十分な時間を確保できず、大規模な障害を起こした事例が見られること。

- (2) 合併を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本合意、②合併契約の締結（統合比率を含む。）、③株主総会の承認、④合併の認可申請・認可、⑤合併であり、対象銀行の経営陣としては、株主の了承と複数の関係当局（注）の認可等を得る必要があること。

（注）関係当局としては、金融監督当局、公正取引委員会のほか、海外拠点の監督当局がある。

- (3) 主要行等の場合の合併によるシステム統合の想定されるパターンは、例えば以下のような、長期にわたる複雑なプロジェクトであること。

- ① システム統合は以下のような2段階で行われることが多く、合併の基本合意から完全なシステム統合の実現まで長期間（3年～）を要することもあること。

イ. 第一段階：合併（行名、店名、店番の変更）時は、旧行のシステムは並列して存続させ、その間をつなぐ中継・連携システムを稼動

ロ. 第二段階：完全な統合システムを稼動させ、商品・サービスの一本化、店舗統廃合を本格化

- ② 第二段階も、全店が同時に移行するのではなく、店別に移行する「店群移行方式」が採用されることがあること。

- ③ 持株会社の下、銀行、信託銀行、証券会社等の合併・システム統合が並列して行われることがあること。

Ⅲ－3－8－2 主な着眼点

検証に当たっての基本的な着眼点は、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」（平成14年12月）に示されているところによるが、以下は、主要行等の業態の特徴、規模、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。

- (1) 取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化

経営統合を行う複数の銀行（以下Ⅲ－3－8－2及びⅢ－3－8－3において「対象銀行」という。）の代表取締役は、上記Ⅲ－3－8－1のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性

を正確に認識しているか。

対象銀行の代表取締役は、システム統合に係る役職員の責任分担を明確化するとともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。

(2) システム統合方式に係る経営判断の合理性

対象銀行の取締役会は、システム統合の方式決定に当たり、対象銀行間の軋轢を排除し、十分な協議を行い、合併までのスケジュール、合併後の経営戦略等に基づき、システム統合実施までの準備期間を十分に確保した上で、合理的な意思決定が行われているか。

(3) システム統合計画とその妥当性

① 事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策

対象銀行の取締役会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでのシステム障害の事例等を踏まえ、システム統合において対顧客障害を起こさないという観点から、上記Ⅲ－3－8－1を踏まえ、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。

事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を策定しているか。

② システム統合計画の妥当性

あらかじめ決められた統合の期限を優先するあまり、リスク管理を軽視した計画等となっていないか、第三者機関の評価等も活用して、計画の妥当性につき客観的・合理的に検証しているか。

また、移行判定項目・基準等においては、全ての役職員がいつまでに何をすべきかを明確に定めたものとなっているか。

(4) 銀行における十分なテスト・リハーサル体制の構築

これまでの障害事例の反省として、ほとんどのケースにおいて「十分なテスト・リハーサルを行わなかったこと」が挙げられていることを踏まえ、

① レビューやテスト不足が原因で、顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないような十分なテスト、リハーサルの体制を整備しているか。具体的には、工程毎のレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理するためのレビュー実施計画や、システム統合に伴う開発内容に適合したテスト計画が策定され、実施するための体制が整備されているか。

特に、ファイル移行等に関する最終的な品質は、全店・全量データによ

る機能確認を行わないと判定できないことを踏まえたテスト計画となっているか。さらに、テスト期間中に判明する想定外の不整合データについてのデータクレンジング等の追加的な事務負担を織り込んで、スケジュール管理が行われているか。

- ② システムの開発内容に関係ない部分であっても、例えば対外接続系に使用されていたベンダーのパッケージソフトの潜在的な不具合が統合時に顕在化し、結果として大規模な障害に発展する等、全く想定外のリスク事象が発生することがあることにかんがみ、影響が無いと見込まれる部分であっても影響が無いことを確認するためのテスト等を可能な限り計画しているか。
- ③ 統合後の業務運営の検証のため、本番環境を想定した訓練やり取りは、可能な限り全営業部店（ＡＴＭを含む。）や対外チャネル（全銀システム、統合ＡＴＭスイッチングサービス、手形交換、日銀ＲＴＧＳ等）に同時並行的にピーク時の負荷をかける等、できる限り忠実に本番に近い環境を再現して行うこととしているか。
- ④ 統合により、事務処理の方式が抜本的に変化する営業部店において、いわゆる追付き開発・差分開発の見送りに伴う事務負担の増加への対応を含め、事務手続きの習得教育・障害訓練は十分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。

（５）対顧客説明、接続テスト実施体制の構築

- ① 顧客折衝の実実施計画や折衝に当たって必要な役職員研修の具体的な実行計画等、顧客への周知・説明態勢の十分な整備、研修やマニュアルの実行可能性について、個別具体的な検証がなされているか。
- ② システム統合により、取り扱う金融サービス（例えば、手数料の徴収形態、資金入金日等に至るまで）に変更がある場合には、顧客利便性に配慮した検討を行ったうえで、顧客への周知が適切に行われているか。
- ③ 口座振替、エレクトロニックバンキング等の顧客とつながりのある取引について、顧客側の事情を勘案した接続テストの実施等スケジュールを策定し、顧客への説明を十分に行っているか。

特に、これまでの障害事例の反省として「十分な接続テストを行わなかったこと」が挙げられていることから、顧客との接続テストは、可能な限り全て実施することを基本として計画を組んでいるか。

接続テストを行わないケース又は行う必要がないと考えられるケースについても、可能な限り実データ等により問題が起きないことを確認することとしているか。

- ④ こうした対顧客説明、接続テスト等の進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。

(6) プロジェクトマネジメントのための基本的な体制整備

- ① 対象銀行の取締役会は、システム統合は、単にシステムの問題としてではなく、事務処理対応及び顧客対応という事務リスクと密接不可分であること、また、一つの分野で発生するリスクが他の分野にも波及し、経営再編全体の大きな障害となる可能性があることを十分認識した上で、協調して、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門（以下「統括役員及び部門」という。）等を設置しているか。
- ② 対象銀行間、取締役・統括役員及び部門間、開発部門・ユーザー部門間、同一部門内、営業店内における意思疎通が十分に図られる体制が整備されているか。
- ③ 対象銀行の取締役会並びに統括役員及び部門は、協調して統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。システム統合に関する情報が対象銀行の一部の役職員の間にとどまることのないよう銀行内、銀行間の報告体制が整備されているか。

(7) 設計・開発段階からのプロジェクトマネジメント

商品の整理・統合等に係る設計・開発段階から、事務（ユーザー）部門とシステム部門の間で認識の相違や、業務要件の洗出しの漏れ・仕様調整漏れが生じ、これが統合時の障害のひとつの原因となっていることから、設計・開発の各段階毎に品質管理が重要である。

こうしたことを踏まえ、各工程の検証及び承認ルールを明確にする等、適切な管理が行われているか。特に、納期を優先するあまり、品質を犠牲にし、各工程の完了基準を満たさずに次工程に進むことがないか。

(8) 外部委託先の管理態勢

統合に係るシステム開発等の業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。

外部委託先の作業の問題点の早期発見・早期是正がなされないと、追加テスト等を行うことによる遅延が発生することを踏まえ、外部委託業務の内容及びその進捗状況を的確に把握しているか。

特に、対象銀行と複数の外部委託先が関与する場合、管理態勢の複雑化に伴うリスクを十分認識した上で、対象銀行が協調して、主体的に関与する体制となっているか。

- (9) 計画の進捗管理・遅延・妥当性の検証に係るプロジェクトマネジメント
対象銀行の取締役会並びに統括役員及び部門は、システム統合計画の進捗管理に際し、協調して残存課題、未決定事項等の問題点の把握、解消予定の見定めが十分なされる体制となっているか。

こうしたプロジェクトの進捗管理をしていく際には、常に計画の妥当性まで遡って検証しながら進めることとしているか。

万一、何らかの理由によりシステム統合が遅延する等、不測の事態が生じた場合に協調して適切に対応できる体制を整備しているか。具体的には、システム統合が計画に比して遅延した場合にスケジュールを見直す基準が策定された上で取締役会の承認を得ており、それに基づいて適切な対応が図られる体制が整備されているか。

また、協調して遅延の根本原因を究明し、対処する体制が整備されているか。

- (10) 資源配分及び計画の変更等に係るプロジェクトマネジメント

① 統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、対象銀行が協調して統合の段階毎の進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。特定の部署・担当者に作業が集中することのないよう業務管理が適切に行われているか。

② 計画の見直しに当たっては、変更後の計画が妥当なものであるか、変更により全体のプロジェクトにどのような影響があるかを十分検証、検討したものとなっているか。

- (11) 厳正な移行判定の実施

① 対象銀行の統括役員及び部門は、Ⅲ－３－８－１を踏まえ安全性・安定性を確保するために適切に策定され、取締役会の承認を得た業務の移行判定基準（システムの移行判定基準を含む。）に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、取締役会での承認を経て実行することとしているか。

移行判定時までには、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等（コンテンツエンジニアリングプランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。）が終了し、経営陣の判断するに当たっての不可欠な材料が全て揃うスケジュール・計画となっているか。

移行判定の時期は、対外接続や顧客への対応も含めて、フォールバック

が円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されているか。

- ② いわゆる店群移行方式においては、各回の移行毎に、前回移行までに発生した障害事例（例えば移行店と未移行店を跨ぐ処理に関してシステム又は運用に起因する障害、障害対応に起因する二次障害等）への対策の実施状況、移行対象店舗の特性（口座振替・財形等の個社対応をしている大口先の存在等）も勘案した移行判定を行うこととしているか。

(12) フォールバックの態勢整備

移行判定時において統合不可（戻し、延期等）の判断がなされた場合、システム、内部事務、顧客対応等が円滑に行われる体制が整備されているか。

システム統合日前後における不測の事態への対応プラン（システム統合の中止を含む。）が連携して策定され、取締役会の承認を得ているか。

(13) コンティンジェンシープランの確立

既存のコンティンジェンシープランについて、システム統合後のシステムの構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で、取締役会の承認を受けているか。

また、システム統合に係るコンティンジェンシープランが、同様に策定されているか。特にこれまでの事例を踏まえ、対象銀行は連携して、

- ① システム障害等の不測の事態が発生した場合、システムが完全復旧するまでの代替手段を検討・整備しているか。
- ② 口座振替の処理遅延やATM障害が取引のピーク日に発生した場合、二重引落や通帳への記帳ミス等の二次的災害を防止するためのマニュアル対応及び営業店等における訓練が十分に行われる体制が整備されているか。

また、統合後の事務処理に不慣れな営業店の店頭の混乱等による顧客サービスの低下を防止するための体制が整備されているか。

システムが完全復旧するまでの間、手作業に頼らざるを得ない場合に備え、軽微な障害であっても短期間に同時多発する可能性も考慮して、事務量を適切に把握し、必要な人員の確保が迅速にできる体制が整備されているか。

- ③ システム障害等の不測の事態が発生した場合、障害の内容・原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行うこととしているか。

- ④ 単に机上のプランにとどまらず、実際に十分な回数の訓練を行い、その結果を踏まえて、必要に応じプランの見直しを行って、実効性を確保しているか。

(14) 実効性のある内部監査、第三者評価

- ① 対象銀行の内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）は、単なる進捗状況のモニタリング・検証のみならず、各問題が統合計画に与える影響やシステム統合リスク管理態勢の実効性といった観点から監査するものと位置付けられた上で、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。
- ② システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を、その限界も見極めつつ、効果的に活用しているか。

(15) 銀行持株会社による統括機能

銀行持株会社の下で子銀行等のシステム統合が行われる場合には、銀行持株会社の経営管理機能の一環として、システム統合リスク管理機能（プロジェクト管理機能を含む。）が適切に発揮されているか。（IV－4 参照）

III－3－8－3 監督手法・対応

- (1) 銀行が、システム統合等を行う場合にあっては、基本合意等の公表を受けて、法第 24 条に基づき、システム統合の計画（スケジュールを含む。）及びその進捗状況、並びに、システム統合リスク管理及びプロジェクトマネジメントの態勢について、定期的に報告を求めて実態を把握し、重大な問題が無いかなを検証する。
- (2) システム統合リスク管理態勢等に関する検査結果通知が行われた場合には、法第 24 条に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告、及び、リスクを適正に制御する方策（計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等）についても報告を求め、システム統合リスク管理態勢（プロジェクトマネジメントの態勢を含む。以下同じ。）に問題がないかなを検証する。
さらに、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果を受けた改善・対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。

(3) システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、法第 24 条に基づき報告を求める。

店別に統合システムに移行する「店群移行方式」が採用される場合には、各回の移行判定の都度、同様の報告を求める。また、各回の移行後、その評価に係る報告を次回の移行判定の前までに求める。

(4) 上記(1)～(3)のいずれかの検証等の結果、問題がある場合には法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題がある場合には、法第 26 条に基づき、システム統合リスク管理態勢に関する業務改善命令を発出するものとする。

(5) システム統合に係る経営統合が当局の認可を要する場合（例えば合併の場合）には、当該認可申請に対し、法令に基づく審査基準の範囲内で、システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等その他Ⅲ－3－8－2を踏まえた資料の提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ所要の調整を経て、又は法第 54 条に基づき必要な条件を付して認可することとする。

また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第 24 条に基づき報告を定期的に求めるものとする。

(6) なお、システム障害発生時の着眼点と対応については、Ⅲ－3－6－1－2(8)、Ⅲ－3－6－1－3(1)等にも留意する。

Ⅲ－3－9 海外業務管理

Ⅲ－3－9－1 意義

内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、銀行の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する銀行本部（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。

Ⅲ－3－9－2 主な着眼点

- (1) 本店及び海外営業拠点経営陣等による拠点経営・業務運営の適正な管理
- ① 各海外営業拠点の経営・業務に精通する拠点経営陣及び本店派遣行員の選任と適正な配置が行われているか。
 - ② 各海外営業拠点の業務運営実態及び現地法制に十分な知識・経験を有する内部監査担当者及び法令等遵守担当者等が配置されているか。内部監査担当者は拠点長から独立し、本店監査部等に直結しているか。法令遵守担当者は各国に配置されているか。
 - ③ 現地採用の行員・従業員等に対し、業務運営上必要な法令諸規則及び行内規程等の遵守を図る研修等を定期的の実施しているか。
 - ④ 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から、役職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなく、人事ローテーションを確保するよう配慮されているか。年1回以上、1週間以上の連続休暇を取得させているか。
- (2) 海外営業拠点のリスク管理・内部管理態勢の点検・改善・充実
- ① 海外営業拠点の業務運営実態やリスクに即した検査の実施及び検査体制の整備がされているか。
 - ② 業務リスクや必要性に応じて外部の専門家等による業務監査が実施されているか。
 - ③ 検査結果及び内部（外部）監査結果は、適切に経営陣に報告されているか。
 - ④ 海外営業拠点の市場リスク及びシステムリスク管理体制を含む各種リスク管理態勢は整備されているか。また、リスク度合い等に応じて各種リスク管理手法の高度化が図られているか。
 - ⑤ 特に、内外の金融機関の巨額損失事件等の事例や発生原因を踏まえ、フロントとミドル及びバックオフィスの各部署の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にし、実効性のあるリスク管理と内部けん制が機能する態勢となっているか。
 - ⑥ 各海外営業拠点において銀行業務を営むために必要な事務の一部又は全部を第三者に外部委託している場合には、Ⅲ－３－４－４「銀行の事務の外部委託」を参考に、業務委託の実態及びリスクに応じた管理態勢等が適正に整備されているか。
- (3) 海外営業拠点の報告・モニタリング体制の整備・強化
- ① 海外営業拠点の業務運営実態やリスクに応じた、適正な行内の報告体制が整備されているか。特に、不祥事件及びその他業務運営上の重大な

問題等が発生した場合の適時・適切な報告を行う体制が、営業拠点内及び銀行本部（国内）との間で適切に構築されているか。

- ② 不祥事件及びその他業務運営上の重大な問題等が発生した海外営業拠点の初動対応の適正化が図られているか。また、報告を受けた問題等に海外営業拠点や銀行本部（国内）が迅速かつ適切に対応することができる経営管理・業務統括管理機能の整備・強化が図られているか。
- ③ 経営管理・業務統括管理部署等による報告内容・発生事象等の分析・モニタリングと情報の共有化が図られているか。
- ④ 海外監督当局に対する適切な対応等
 - イ. 海外監督当局が通常実施する検査・監督に、迅速かつ適切に対応できる人的構成・体制の整備及び維持が図られているか。
 - ロ. 海外監督当局との直接対話や円滑なコミュニケーションを確保する観点から、問題等が発生した場合にも迅速かつ適切な説明を実施することができる報告体制が整備されているか。
 - ハ. 海外監督当局に報告された事柄、事故、不祥事件等について、銀行本部（国内）の経営陣及び経営管理・業務統括管理部署等の適時・適切な関与・判断を可能にする責任分掌体制の整備・明確化が図られているか。

Ⅲ－３－９－３ 監督手法・対応

- (1) 海外監督当局による検査結果、海外監督当局に届け出られた不祥事件等届出などの報告を求め、これにより、海外営業拠点の監督・管理態勢に問題があると認められる場合には、業務運営の国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、関係する海外監督当局との連携を検討する。
- (2) その際、関係する海外監督当局との情報交換等を通じて、海外営業拠点の業務運営状況を確認するとともに、問題認識の共有を図り、必要に応じて、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－４ 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供

- (1) 規模が大きく我が国経済に大きな影響力を有し、かつ国際的な金融活動を展開している主要行等においては、利用者のニーズに応じた多様で良質

な金融商品・サービスを提供し、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することが求められる。

(2) どのような金融商品・サービスを提供するかについては、様々な商品・サービスの中から、各銀行が自らのビジネスモデルを踏まえて、自主的な経営判断により選択すべきものであるが、具体的な例としては以下のような取組みが期待されている。

① 市場型間接金融への取組み

例えば、

- ・プロジェクトファイナンス
- ・ノンリコースローン
- ・シンジケートローン
- ・貸出債権の証券化
- ・顧客企業の債券発行支援 等

② 新しい中小企業金融への取組み

例えば、

- ・キャッシュフローを重視し、担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存しない融資への取組み
- ・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備
- ・信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用（審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等） 等

③ 個人向け（リテール）金融への取組み

例えば、

- ・個人のリスク選好やライフサイクルに応じたニーズの高い金融商品・サービスの提供
- ・住宅ローンや、スコアリングシステムを活用した個人向け信用供与 等

(参考)

- ① 「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」（平成 14 年 9 月 30 日：金融審議会）
- ② 「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成 15 年 3 月 27 日：金融審議会）

(3) 監督手法・対応

決算ヒアリング、リスク管理ヒアリング、内部監査ヒアリング（Ⅱ－1－1－2 参照）等を通じて、取組み態勢・取組み状況について確認する。

これらを踏まえ、必要に応じて、監督上の対応を検討する。

また、これらの取組みに当たって、商品・サービスのリスク・リターン特性や、融資に関する金利や収入の変動等に伴うリスク等について、適切な説明責任を果たすことが必要であるが、こうした説明責任については、「Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等」を参照すること。

Ⅲ－５ 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等

Ⅲ－５－１ 意義

- (1) CSRは、一般的に、企業が多様な利害関係者（ステークホルダー）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- (2) 銀行のCSRについては、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- (3) しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が銀行を選択する際、その銀行及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることにつながると考えられる。そのような観点から、銀行がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

Ⅲ－５－２ 主な着眼点

銀行のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、銀行の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

- (1) 目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

(2) 信頼性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

(3) 分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該銀行の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

Ⅲ－５－３ 監督手法・対応

銀行によるCSRを重視した取組みやその情報開示は、銀行が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

Ⅲ－６ 業務継続体制（BCM）

Ⅲ－６－１ 意義

近年、銀行が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など銀行を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、一部地域に集中して立地し、かつ、我が国の金融システムにおいて根幹的な役割を果たしている主要行等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継

続体制 (Business Continuity Management; B C M) を構築し、危機管理 (Crisis Management ; C M) マニュアル、及び業務継続計画 (Business Continuity Plan; B C P) の策定等を行っておくことが必要である。

なお、風評及びシステムリスク等に係る危機管理については、銀行の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途、監督上の留意点を定めることとする。

Ⅲ－６－２ 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は銀行に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、銀行における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2) 主な着眼点

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める (不可避なものでは予防策を講じる。) よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- イ. 自然災害 (地震、風水害、異常気象、伝染病等)
- ロ. テロ・戦争 (国外において遭遇する場合を含む。)
- ハ. 事故 (大規模停電、コンピュータ事故等)
- ニ. 風評 (口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等)
- ホ. 対企業犯罪 (脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等)
- ヘ. 営業上のトラブル (苦情・相談対応、データ入力ミス等)
- ト. 人事上のトラブル (役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等)
- チ. 労務上のトラブル (内部告発、過労死、職業病、人材流出等)

- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む。)への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。
- ⑤ 業務継続計画(BCP)においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、全国銀行協会及び他の主要行等と連携し対応する体制が整備されているか。

例えば、

イ. 災害等に備えた顧客データ等の安全対策(紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等)は講じられているか。

ロ. コンピュータシステムセンター等の安全対策(バックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等)は講じられているか。

ハ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。

ニ. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段(手作業、バックアップセンターにおける処理等)により再開(リカバリー)するまでの目標時間は具体的に計画されているか。

(参考)「金融機関における業務継続体制の整備について」(日本銀行、2003年7月)

- ⑥ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

Ⅲ-6-3 危機発生時における対応

Ⅲ-6-3-1 総論

危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該銀行における危機対応の状況(危機管理体制の整備状況、被害の復旧状況、業務の継続状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等)が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリン

グ又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告徴求することとする。

Ⅲ－６－３－２ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）

（１）災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法により、その目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

銀行において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時、的確な措置を講ずることを要請する。

② 預金の払戻及び中途解約に関する措置

イ. 銀行において、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預金払戻の利便を図ることを要請する。

ロ. 銀行において、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講ずることを要請する。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

銀行において、災害時における手形交換又は不渡処分、銀行の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。

④ 営業停止等における対応に関する措置

銀行において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

（２）東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により、地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、銀行業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、銀行に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- ① 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の警戒宣言時の対応について
 - イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、銀行において、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。
 - ロ. 営業停止等又は継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法については、銀行において、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。
 - ハ. 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。
- 二. その他
 - a. 警戒宣言が解除された場合には、銀行において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。
 - b. 発災後の銀行の応急措置については、上記「（1）災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。
- ② 当該強化地域外に営業所を置く銀行の警戒宣言時の対応について
 - イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、銀行において、地震

防災対策強化地域内にある銀行の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるよう要請する。

- ロ. 銀行において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の本店及び支店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。

Ⅲ－６－４ 事態の沈静化後における対応

危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該銀行に対して、法第24条に基づき、事案の概要と銀行側の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴求することとする。

Ⅲ－６－５ 風評に関する危機管理体制

- (1) 風評リスクへの対応に係る体制が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規程を設けているか。なお、他行や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
- (2) 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。
- (3) 風評が預金の払い出しに結びついた場合の対応方法について、営業店及び店舗外現金自動設備の状況把握、顧客対応、現金輸送、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。
- (4) 上記(3)のような状況になった場合、当局、日本銀行、他行、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。
なお、必要に応じて、自治体・警察にも連絡を行うものとなっているか。
- (5) 上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認するものとする。

IV 銀行持株会社

IV-1 意義

銀行持株会社は、その子会社である銀行（以下「子銀行」という。）及び法第52条の23第1項各号に掲げる会社の経営管理を行う会社であり、その業務範囲は子会社に対する経営管理及びこれに附帯する業務に限定されている。銀行持株会社は、その子会社の経営管理を行うに当たっては、銀行経営の健全性確保や預金者保護といった銀行法の趣旨を十分に踏まえたうえで、子銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

IV-2 主な留意事項等

銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。

- (1) グループ全体の経営管理（ガバナンス）態勢の構築に責任ある役割を果たしているか。
- (2) 銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率の計算が正確に行われているか（Ⅲ-2-1参照）。
- (3) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢（Ⅲ-3-1-4参照）がグループ全体に確立されているか。
- (4) システミックリスクの顕在化のおそれについて理解した上で、流動性リスク管理態勢を整備しているか。
- (5) 情報開示の適切性・十分性（Ⅲ-3-2参照）については、最終的には株式を公開している銀行持株会社の責任であることを踏まえた対応が行われているか。
- (6) 子銀行が合併等に伴いシステム統合を行う場合には、Ⅲ-3-8を踏まえた上で、システム統合リスク管理態勢を整備しているか。

IV-3 一般的な監督手法・対応

- (1) 子銀行の経営管理等に関し、必要があると認められる場合は、銀行持株会社に対しヒアリングを行うものとする。なお、必要に応じ、子銀行とあわせて行うものとする。
- (2) 子銀行に対し、法第 24 条に基づき報告を求める時であって、銀行持株会社の経営管理にかかわる等必要がある場合には、同時に銀行持株会社に対しても、法第 52 条の 31 に基づき、報告を求める。
- (3) 子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、銀行持株会社の経営管理等に問題が認められるときは、銀行持株会社に対し法第 52 条の 31 に基づき報告を求め、また、重大な問題があるとき認められるときは、法第 52 条の 33 に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

IV-4 システム統合

- (1) 子銀行等が合併等に伴いシステム統合を行う場合には、銀行持株会社に対し法第 52 条の 31 に基づき、システム統合リスク管理態勢及びプロジェクト管理態勢について、定期的に報告を求めて実態を把握し、重大な問題が無いか検証する。
(注) 子銀行等の合併後の本格的なシステム統合、又は、合併等を伴わないシステム統合の場合は、必要に応じ、法第 52 条の 31 に基づき報告を求めるものとする。
- (2) システム統合リスク管理態勢及びプロジェクト管理態勢に関する検査結果通知が行われた場合には、法第 52 条の 31 に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告、及び、リスクを適正に制御する方策（計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等）についても報告を求め、システム統合リスク管理態勢及びプロジェクト管理態勢に問題がないか検証する。
さらに、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果を受けた改善・対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。
- (3) システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、法第 52 条の 31 に基づく報告を求める。

- (4) 上記(1)(2)(3)のいずれかの検証等の結果、問題がある場合には法第52条の31に基づき報告を求め、重大な問題がある場合には、法第52条の33に基づき、システム統合リスク管理態勢・プロジェクト管理態勢に関する業務改善命令を発出するものとする。

IV-5 事務処理上の留意点

同一の事項に関して、銀行及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、銀行及び銀行持株会社の連名により、1つの届出書として提出することが可能であることに留意する。

- ① 法第53条第1項第2号、同条第3項第3号
- ② 法第53条第1項第3号、同条第3項第4号
- ③ 施行規則第35条第1項第8号、同条第3項第5号
- ④ 施行規則第35条第1項第10号、同条第3項第6号
- ⑤ 施行規則第35条第1項第11号、同条第3項第7号
- ⑥ 施行規則第35条第1項第12号、同条第3項第8号
- ⑦ 施行規則第35条第1項第13号、同条第3項第9号
- ⑧ 施行規則第35条第1項第14号、同条第3項第10号
- ⑨ 施行規則第35条第1項第15号、同条第3項第11号
- ⑩ 施行規則第35条第1項第16号、同条第3項第12号

V 銀行グループに対する連結ベースの監督等

V-1 基本的な考え方

(1) 銀行グループのリスク管理

銀行グループが晒されるリスクについては、銀行グループが全体として晒されるリスクと、銀行グループ内で銀行が晒されるリスクとに分けて考えることができる。こうしたリスク管理のあり方については、最終的な目標が預金者及び決済システムの保護であることを前提とした上で、いずれのリスクを重視すべきかを整理する必要がある。この点については、銀行グループの境界を明確にしつつ銀行グループ全体としてリスク管理を行っていく方法と、グループの境界は開放的なものとしつつ銀行単体をグループの他社のリスクから遮断する方法とが考えられる。リスク管理を監視・けん制するための個別の制度については、規制対応の実行可能性等に応じて両者の考え方をそれぞれ取り入れる必要はあるものの、リスク管理の実態やステークホルダーによる銀行グループの監視状況、グループ展開による利用者利便と国際的な競争力の向上の促進という諸点を勘案すれば、グループの境界を明確にしつつグループ全体としてのリスク管理を念頭においたものとしていくことが適当である。

(2) 銀行グループの範囲

銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとすることとされている。

(3) 連結ベースの監督の概要

企業会計上の連結財務諸表はもとより、銀行法上のリスク管理債権の開示も連結ベースで行われるほか、自己資本比率規制、大口信用供与規制、アームズ・レングス・ルール等についても、連結ベースでの適用となっていることに留意する。

(参考) 金融制度調査会「銀行グループのリスク管理等に関する懇談会報告書」

(平成10年1月)

V-2 アームズ・レングス・ルール

アームズ・レングス・ルールは、銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定であり、以下の点に留意する。

(1) 銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、アームズ・レングス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。

(2) 法第13条の2ただし書きの承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第13条の2各号に掲げる取引又は行為をすることについて施行規則第14条の8各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。

① 施行規則第14条の8第3号に該当する場合

イ. 特定関係者が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。

ロ. 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。

ハ. 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。

ニ. 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。

なお、承認に当たっては、特定関係者の経営改善計画の確実な履行を図る観点から、必要に応じ、以下の条件を付すものとする。

a. 特定関係者の経営改善計画を確実に履行させるよう図ること。

b. 特定関係者の経営改善計画の履行状況、履行状況に対する銀行の認識、当該特定関係者に対する銀行の経営管理方針について、経営改善計画の期間中、事業年度毎に報告すること。

c. 特定関係者の経営改善計画の履行状況が不十分である場合、特定関係者の業務の見直しを含め、経営改善計画の抜本的な見直しを検討すること。

② 施行規則第14条の8第4号に該当する場合

銀行が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大

きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等

V-3-1 基本的考え方

(1) 銀行の他業禁止規制の趣旨

銀行には、銀行法上他業禁止規制が課されているが、その趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等(注)の点にある。

(注) この他に、銀行業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止が他業禁止の趣旨として指摘されている。

(2) 銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとする。

V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い

銀行が法第10条第2項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

(1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

(注1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。

(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。

なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点に

ついて態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。

③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか(Ⅲ-3-4-2-2参照)。

(2) 銀行が、従来から実施することを認められてきた電子マネー(オフラインデビットにおける電子カードを含む。)の発行に係る業務については、発行見合資金の管理等、利用者保護に十分配慮した対応となっていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。

(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

① 当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。

② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。

③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。

(注1) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、営業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。

イ. 行内の業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと。

- ロ. 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。
- ハ. 当該不動産に対する経費支出が修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業に伴う建替え等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること。
- 二. 賃貸等の規模（賃料収入、経費支出及び賃貸面積等）が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。

（注2） リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記（注1）を準用すること（ただし、ハ. のただし書き及び二. を除く。）。

V-3-3 子会社等の業務範囲

銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。

（注1） 銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の3第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第16条の2第1項第1号から第6号までに掲げる会社、同項第11号に掲げる会社及び同項第13号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。

なお、子会社等に関する届出（子会社については法第53条第1項第2号の届出、特定出資会社については施行規則第35条第1項第12号の届出、子法人等又は関連法人等については同項第14号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業

務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。

- (注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が証券取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日付)その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。
- (注3) 法第16条の2及び法第16条の3に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、証券投資法人、パートナーシップ、LLCその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。

V-3-3-1 子会社等の業務の範囲

(1) 銀行の代理店

銀行の代理店(施行規則第9条の3第3項に規定する金融機関等を除く。)は、他の会社の株式を保有していないか。

(2) 銀行の子会社が営む従属業務(法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、本監督指針Ⅲ-3-4-4等に沿って適切な対応を行っているか。

(注) 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「銀行法第16条の2第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成14年告示第34号、以下「収入依存度規制告示」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様(当該銀行及びその子会社からの収入)であることに留意する。

(3) 銀行の子会社が営む金融関連業務(法第16条の2第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。

① 信用保証業務

原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものを取り扱っているか。

また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

- イ. 保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、保証業務の専業体制の確立、内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配慮しているか。
 - ロ. 保証会社が信用保証を行うに当たって、物的担保以外に不必要な人的担保も徴求していないか。
 - ハ. 銀行が、信用保証を必要とする債務者に対し、自行が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行っていないか。
- 二. 銀行が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通常の場合の金利に比較して次のものに相当する部分を低減しているか。
- a. 通常見込まれる貸倒れに伴う損失
 - b. 担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト
 - c. 信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト

② 信託受益権販売業

不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うに当たっては、銀行が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。

③ リース業務

不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

④ 投資顧問業務

業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。

- イ. 保護預りは当該社では扱わず、銀行本体、信託銀行等の扱いとなっているか。
- ロ. 投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。

⑤ 電気通信業務（いわゆるVAN業務）

主として（概ね5割以上）銀行の業務及び企業の資金、経理に関連したもの（受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するもののほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等）を取り扱うこととしているか。

（注）電気通信事業法第16条第1項による総務省への届出について照会があ

った場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務（以下「媒介役務」という。）の提供を営利の目的とせず（例えば、共同出資の子会社等が、出資金融機関のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としていないことが明白な場合：100%出資の子会社はこれに含まれる。）に行う場合には必要ない」旨回答すること。

（４）銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。

① 銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第16条の2第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。

例えば、保険専門関連業務（同条第2項第4号に定める保険専門関連業務をいう。）を営む会社については、銀行が保険会社を子会社としている場合等に限り、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。

なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新法」という。）の施行の際、信託業務を営む銀行（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務を営むもの（以下③において「特定法人」という。）の当該業務については、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。

② 従属業務を専ら営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該銀行の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

③ 関連会社として届出がなされたもの（当該関連会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、（４）に該当する会社及び特定法人を除く。）で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等が、新法の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に

命ずるところにより、当該特定子法人等又は特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

ただし、当該特定子法人等又は特定関連法人等が当該銀行の子会社又は特定出資会社となる場合並びに当該特定子法人等又は特定関連法人等が新法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合はこの限りでない。

(注1) 関連会社とは、銀行が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて、銀行と緊密な関係を有する会社をいう。

(注2) 例えば、以下のような場合については、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、上記特定子法人等又は特定関連法人等に準じて取り扱って差し支えない。

- イ. 銀行の届出済の関連会社が上記の業務を営む場合に、当該銀行が他の会社の保有する当該関連会社の株式を取得したことにより、新法の施行の際、当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限り。）となったことについてやむを得ない理由があるとき（新法附則第104条に規定する届出がなされているものに限る。）
 - ロ. 新法の施行の際、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、法第16条の3第4項第1号の規定により当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限り。）となった場合（同号に規定する認可を受けている場合に限る。）
 - ハ. 新法の施行の際、二の銀行のそれぞれの特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、合併によりいずれか一の銀行の特定子法人等又は特定関連法人等（以下「存続会社」という。）となった場合（存続会社が合併前に営んでいた業務以外の業務を合併後に営むこととなる場合には、当該業務について平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているものに限る。）
- ④ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。

なお、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記②の例による。）を満たす場合に限る。）においては、平成14年3月期末までに当

該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

(注) 当該特定子法人等又は特定関連法人等が平成 14 年 3 月期末を超えて必要な見直しを終えていない場合には、見直しが終了していない正当な理由について、別に命ずるところにより報告を求めることに留意する。

V-3-3-2 金融機関の貸出金等に係る担保不動産の保有・管理会社（いわゆる自己競落会社）の取扱い

いわゆる自己競落会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) 当該会社の業務は以下に限られているか。

- ① 出資金融機関が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合（出資金融機関に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合も含む。）に行う当該貸出金等に係る担保不動産の取得（競落による取得に限る。）。
- ② 買取会社が買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合（買取会社に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合を含む。）に、出資金融機関（会社の親銀行をいう。）が買取会社に譲渡した不動産担保付債権に係る担保不動産の取得（競落による取得に限る。）。
- ③ 取得した不動産の保有・管理及び売却。

(2) 当該会社の業務遂行に当たって以下の点は遵守されているか。

- ① 取得した不動産に関し、必要に応じ、民間都市開発推進機構、特定不動産共同事業者、宅地建物取引業者等との連携を図りつつ、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣接地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効活用に努めているか。
- ② 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の活用による流動化を検討するなど、取得した不動産の円滑な売却の実現に努めているか。
- ③ 当該会社は、以上のような行為を行うに当たって、ホテル業等関連会社が営むことが適当でない業務を営んでいないか。

(3) 競落対象物件は出資金融機関又は買取会社の貸出金等に係る担保不動産であり、当該不動産の競落により、出資金融機関又は買取会社に配当が見込ま

れるか。

(注) 貸出金等には出資金融機関が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該不動産の被担保債権となっているもの及び買取会社の不動産担保付債権を含む。

(4) その他

- ① 会社は、宅地建物取引業法の規定により、同法第3条の免許を取得しているか。
- ② 会社は取得した不動産毎に収支・損益の分別管理を行っているか。
- ③ 出資金融機関及び会社は会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

V-3-3-3 銀行の海外における子会社等の業務の範囲

(1) 銀行の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。

(注) 海外における貸出債権回収のために担保権を実行する必要がある場合で、現地市場の状況から担保資産の売却が極めて困難であり、かつ、現地法制上、他に適切な処理方法が存在しないときに、管理子会社を設立して担保流れ資産の保有・管理を行うことは、この限りではない。

また、銀行業を営む外国の会社（以下「銀行現法」という。）が行う業務については、バーゼルコンコルダット（「銀行の海外拠点監督上の原則」1975年バーゼル委員会（1983年改訂））の趣旨にかんがみ、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するものとする。

(2) 銀行の海外における子会社（銀行現法を除く。）が新法の施行の際現に行う子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務で、現地法制等に照らして問題がなく、かつ、当該業務を1年以内に廃止することにより重大な支障が生ずるおそれのあるものについて新法附則第104条に規定する届出がなされた場合には、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、当分の間、当該業務を子会社対象会社の営むことができる業務と認めて差し支えない。ただし、当該業務の見直しができる限り速やかに行われるよう、所要の措置が講じられているかどうか留意する。

(3) 出資先外国法人として報告がなされたもの（当該出資先外国法人がその業

務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、上記（２）の子会社を除く。）で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、上記V-3-3-1に準じて取り扱う。

（注）出資先外国法人とは、銀行が海外の外国法人に経営支配又は経営参画の形態をもって出資するものをいう。

経営支配とは、銀行が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有（議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等当該金融機関以外の者となっても、当該銀行が自己の計算で所有している場合を含む。）している場合（当該銀行及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。）をいう。

経営参画とは、銀行が外国法人における議決権の100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合をいう。

なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国における議決権の過半数を実質的に所有している出資者が他にいる場合は原則として該当しない。

V-3-3-4 銀行とその証券子会社等の関係

（１）証券取引法及び外国証券業者に関する法律等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準）における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する証券会社及び外国証券会社の国内支店との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。

- ・銀行等は、その関係証券会社（当該銀行等が証券会社の親銀行等（証券取引法第32条第5項に規定する親銀行等をいう。）又は子銀行等（証券取引法第32条第6項に規定する子銀行等をいう。）に該当する場合における当該証券会社をいう。）又は関係外国証券会社の国内支店（当該銀行等が外国証券会社の特定金融機関（外国証券業者に関する法律第14条において準用する証券取引法第32条第1項に規定する特定金融機関をいう。）に該当する場合における当該外国証券会社の国内支店をいう。）との間において、証券取引法第45条の規定により禁止されている行為に関与していないか。

(2) 銀行等がその関係証券会社との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務（以下、本項において「内部管理に関する業務」という。）について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号又は第8号に規定する行為を行う場合には、当該関係証券会社が証券取引法第45条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係証券会社との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係証券会社にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。

- ① 統合する内部管理に関する業務について、銀行等が実質的な管理・監督を行わないまま関係証券会社へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務に係る銀行等と関係証券会社との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行等における当該内部管理業務を担当する取締役等（外国銀行支店にあつては支店長、及び副支店長、管理本部長等当該銀行等の営業部門及び当該関係証券会社から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係証券会社の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。
- ② 銀行等が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。
 - イ. 担当取締役等は、銀行等における内部管理業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行等の取締役会等（外国銀行支店にあつては本店における自己の職務関係上の上位者又は当該内部管理に関する業務の責任者を含む。以下「取締役会等」という。）や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。
 - ロ. 担当取締役等による営業部門に対するけん制機能が機能しない可能性がある場合には、けん制機能の実効性を確保するための措置が取られているか。例えば、外国銀行支店長が個別の営業部門の役職を兼ね又は実質的に

従事している場合に、支店長とは別に管理業務を統括する責任者を営業部門から独立して設置し、当該責任者が支店長に対する報告に加えて取締役会等に対しても直接報告する態勢をとっているか。

ハ. けん制機能の実効性の確保を目的として関係証券会社との合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合議機関における意思決定についての担当取締役等の職責や銀行等の関与が形骸化していないか、合議機関が営業推進の目的に利用されるなどけん制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必要がある。例えば、その防止のための措置として、当該合議機関の目的及び手続（決議方法、議事録の作成を含む）、各構成員の権限と責任が明確になっているか。

③ また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 31 第 1 項に基づいて当該銀行等に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 31 第 2 項に基づき、当該銀行等の子会社たる証券会社に対しても報告徴求を行うこととする（外国銀行支店に係る関係証券会社を除く。ただし、外国銀行支店に係る外国銀行と特殊の関係（施行令第 14 条）のある証券会社については、法第 48 条に基づき、当該外国銀行支店に対して報告徴求できることに留意。）。

イ. 当該内部管理に関する業務等の実施についての方針及び手続

ロ. 担当取締役等当該内部管理に関する業務に従事する者の権限・事務分

ハ. その他各種規定の整備状況

ニ. 当該内部管理に関する業務実施に係る人員・組織の状況等

（注）銀行等とは、普通銀行、外国銀行支店、銀行持株会社をいう。

V-3-3-5 金融機関等とその関係保険会社の関係

保険業法施行規則等において、保険業法第 8 条第 1 項若しくは同法第 100 条の 3 に規定する特定関係者又は同法第 194 条に規定する特殊関係者に金融機関等（同法施行令第 2 条の 3 第 4 項各号に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨にかんがみ、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。

（1）金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者（保険業法第 8 条第 1 項に規定する特定関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第 100 条の 2 に基づく同法施行

規則第 53 条の 4 から第 53 条の 6 に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。

- (2) 金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者等（保険業法第 100 条の 3 に規定する特定関係者及び同法第 194 条に規定する特殊関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。以下同じ。）及び関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等との間において同法第 300 条の規定により禁止されている行為に関与していないか。

(注) 関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等とは、関係保険会社の役員、関係保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人、関係保険会社を所属保険会社とする損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人をいう。

V-3-3-6 子会社等に係るその他の留意事項

- (1) グループ全体のシナジー効果を発揮するための経営戦略は明確になっているか。合併等の経緯等から、不必要なあるいは重複する子会社等の体制となっていないか。
- (2) カード会社や住宅ローンの保証子会社等の金融関連子会社について、財務の健全性は確保されているか。
- (3) 事務請負、人材派遣等の従属業務子会社については、グループ全体のコスト競争力等の向上を目指しているか。
- (4) 関連又はいわゆる「緊密先」と言われる不動産管理会社の財務の健全性は確保されているか。

V-3-4 議決権の取得制限

- (1) 銀行の子会社である投資顧問会社が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、法第 16 条の 3 において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。
- (2) 法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き又は法第 52 条の 24 第 2 項ただし書きの承

認を行う場合で、その議決権の取得理由が施行規則第17条の6第3号又は第34条の20第3号に定める場合（いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合）には、法第16条の3第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。

（注）「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。

V-4 銀行主要株主

V-4-1 意義及び着眼点

銀行の経営の健全性を確保するため、銀行の相当程度の議決権を取得して銀行経営に関与しようとする株主については、法人であれ個人であれ、取得時及び取得後を通じた行政による適切なチェックの仕組みを整えることが必要であるという考え方に基づき、主要株主に対する届出、認可制度等が設けられている。

また、主要株主の経営状況が銀行に影響を与えるリスクを遮断するため、銀行が主要株主に対して行う融資などの取引については、既存の大口信用供与規制やアームズ・レングス・ルールなどを基本としつつ、主要株主が不当な影響力を行使することによる「機関銀行化」の弊害を防止する等の観点から、主要株主に対する信用供与等について適正な量的規制を設定するなどの追加的な措置が講じられている。

また、50%超保有の主要株主の場合には、単独で銀行の支配力を有しているものであるから、銀行持株会社とほぼ同様に、銀行の経営が悪化した時に支援を求めることが想定されている。

こうした主要株主制度は、銀行グループ内におけるリスクが銀行に波及することを回避しようという連結監督の考え方と共通の考え方に立っていること、銀行持株会社と同様の制度設計がなされている点に留意する必要がある。

（参考）「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（平成12年12月21日：金融審議会第一部会報告）

V-4-2 監督手法・対応

相当程度の銀行議決権の取得時及び取得後の対応等は、Ⅶを参照。

VI 外国銀行支店の監督

VI-1 意義

我が国に支店や出張所等の営業所（以下、それらを総称して「支店」という。）を設置する外国銀行については、我が国の銀行法や関連法令諸規則の及ばない外国の本店に直接従属しており、本店の経営・管理方法や業務の種類・内容・所属する事業部門によっては、1つの支店の中に並存する業務部門間や複数の支店を展開する場合の各支店相互間の統括管理関係がない場合も少なくない。

したがって、外国銀行の支店の業務の健全性と適切性を監督する際には、外国銀行の経営上の特色や支店業務の個別性・多様性に応じて、支店において実際に行われている業務運営の実態とこれに伴うリスクの把握に努め、必要に応じて、外国銀行の本店や母国監督当局等との連絡・協議、あるいは、銀行法等に基づく所要の報告徴求を行うなどの監督対応が重要である。

VI-2 主な着眼点

（1）本店及び支店経営陣等による支店経営・業務運営の適正な管理

- ① 支店経営・業務に精通する支店経営陣及び本店派遣行員の選任と適正な配置が行われているか（我が国における支店業務の運営に十分な資質・経験を有する経営陣や業務運営・管理責任者の選任、及び、適正かつ妥当な人事ローテーションの定期的な実施が図られているか。）。
- ② 本店による支店の経営陣及び業務運営・管理責任者に対する適正かつ適切な権限の委譲・責任分掌体制の明確化が図られているか（適法性及び実効性を具備した組織・職務権限規程等の策定と周知徹底が図られているか。）。
- ③ 支店の業務運営実態やリスクに合致した本店による支店の監督・管理及び監視体制の整備・維持が図られているか（本店の経営管理・国際業務統括部門等による海外支店の監督・管理及び監視体制の適切性・十分性が確保されているか。）。
- ④ 支店の業務運営・管理上の問題や不祥事件等が発生した場合の本店及び関連する監督当局等に対する迅速かつ適切な連絡・報告体制が整備されているか。

（2）法令等遵守態勢の整備

- ① 我が国の銀行法、並びに、業務に関連する内外の法令諸規則の遵守の

徹底を図るための支店の法令等遵守態勢（実効性を有する組織・管理規程等の整備、人的構成及び体制の構築を含む。）が確立・維持されているか。

- ② 法令違反の発生や不適切な業務運営の実態等が発覚した場合に、迅速かつ適切に報告・対処することが可能な体制が確立・維持されているか（支店の業務運営責任者や営業部門等の活動に対する独立した内部けん制・監視機能が整備されているか。）。
- ③ 特に、何らかの事情や理由等により、支店の役職員が我が国の法令諸規則に精通していない場合には、これに適切に対応し、所要の指導や監視を徹底するための本店及び支店による体制の構築や継続的な取組みが図られているか。

（３）リスク管理態勢の整備

- ① 支店の業務運営実態に即した各種リスク管理体制が整備されているか。また、本店による当該リスク管理に係る適切かつ十分な監督及びモニタリングが実施されているか。
- ② 業務運営上のリスクの発生を早期に発見し、適切に対処・是正するために設置された支店内部の管理（コントロール）態勢（実効性を有する組織・管理規程等の整備、人的構成及び体制の構築を含む。）が適切かつ十分に整備されているか。
- ③ リスク管理上の問題等が顕在化した場合に、迅速かつ適切に報告・対処することが可能な体制が確立・維持されているか（支店の業務運営責任者や営業部門等の活動に対する独立した内部けん制・監視機能が整備されているか。）。

（４）支店業務の検査・監査とフォローアップの実施

- ① 支店業務の検査（自店検査を含む。）及び内部監査の実効性が確保されているか。
- ② 検査（自店検査を含む。）及び内部監査部署には、銀行法その他業務に関連する法令諸規則に精通した担当者及び責任者を配置しているか。
- ③ 支店の業務運営の実態やリスクに応じた業務監査が実施されているか。また、リスク度合いや必要に応じて、外部の専門家等を活用しているか。
- ④ 支店の検査・監査の指摘事項等に対する改善及びフォローアップが確実に実施されているか（改善及びフォローアップを確実に実施・完了させるための行内の責任分担・分掌は明確化されているか。）。

(5) 適正な情報管理態勢の構築

- ① 支店及び本店による支店の情報管理態勢（実効性を有する情報管理規程の整備と役職員への周知徹底、人的構成及び体制の構築を含む。）が適切かつ十分に整備されているか。
- ② 支店の業務に関連する情報管理上の問題や顧客情報漏えい事故等が発生した場合に、支店及び本店による迅速かつ的確な対応や顧客、関係当事者、監督当局等に対する迅速かつ適切な説明等が確実に実行されるための態勢が整備されているか。
- ③ 情報管理上の問題や顧客情報漏えい事故等が発生した原因を調査・分析し、的確かつ適切な改善計画等を策定し、確実に実施しているか。
- ④ 特に、顧客情報管理については、Ⅲ－３－４－２「顧客情報管理」を参考に、支店業務に見合う管理態勢を整備しているか。

(6) 苦情処理機能の充実・強化

- ① 支店の業務で発生する苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みを行うこととしているか。
- ② 反社会的勢力との絶縁など、民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。特に、送金・資金決済業務、与信関連取引を含め、組織的犯罪処罰法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。

(7) 支店事務の外部委託

- ① 支店が業務を営むために必要な事務の一部又は全部を支店以外に委託する場合には、Ⅲ－３－４－４「銀行の事務の外部委託」を参考に、支店の業務委託の実態及びリスクに応じた管理態勢等が適正に整備されているか。
- ② 特に、外部委託は、支店の業務を営むために事務（オペレーション）の一部又は全部を当該支店以外に委託することであり、支店の経営管理や支店業務のマネジメント機能（重要な人事政策を含む。）を外部で行わせるものではないことに留意する。

(8) 業務提供関係会社への業務の委託

外国銀行の支店がその業務を証券会社に関する内閣府令第15条第3号及び第18条第3号に規定する者（以下本項において「業務提供関係会社」という。）に委託する場合には、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下の点に留意する必要がある。

- ① 委託業務の範囲及び具体的な内容については、銀行の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。その上で、基本に係らない業務を委託する場合であっても、当該業務が銀行業の遂行に密接に関連する業務であることにかんがみ、業務委託に伴う情報管理上のリスク及びオペレーティング・リスク、並びに、業務提供関係会社の業務遂行能力及び管理態勢など、委託業務の妥当性及び委託先の適切性が委託に際して十分に検討・検証されているか。
- ② 当該委託業務に関する業務運営上の最終的な責任や規制上の責任は、当該業務提供関係会社による業務遂行に起因するものであっても、委託者である当該外国銀行の支店にあることに留意する。したがって、当該委託業務に係る支店による監督当局への対応を的確に実施するため、当該委託業務に係る責任者の設置や業務提供関係会社に対する管理態勢の整備・責任分掌の明確化が図られているか。

(9) 兼職体制が導入された内部管理部門の態勢整備

外国銀行のグループ証券子会社や証券業務を行う支店等を我が国に設置している金融グループにおいて、いわゆる証券取引法が規定する弊害防止措置の適用除外の承認を受けて兼職体制を導入している外国銀行の支店の内部管理態勢の適切性・十分性の点検・改善・充実については、別途、V-3-3-4「銀行とその証券子会社等の関係」を参照のこと。

VI-3 監督手法・対応

- (1) 監督による通常のオフサイト・モニタリング、検査結果及び不祥事件等により、外国銀行の支店の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条第1項に基づき外国銀行の支店に報告を求めるとともに、法第48条に基づき、外国銀行支店の母国本店にも報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。
- (2) その際、業務運営の国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、必要に応じ、母国監督当局や関係する海外監督当局との連携及び情報交換等を検討する。
- (3) また、II-5-3「意見交換制度」等を通じて外国銀行の母国本店との

直接のコミュニケーションや問題認識の共有等を図るとともに、必要に応じ、母国監督当局等との協議を行う。

(注) 外国銀行支店が国際的に活動する金融コングロマリットに属している場合には、必要に応じ、「金融コングロマリット監督指針」を参照。

Ⅶ 銀行業への新規参入の取扱い

Ⅶ－１ 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等

Ⅶ－１－１ 意義

これまで、コンビニ等の店舗網にＡＴＭを設置し主に決済サービスの提供を行う銀行、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行、主として中小企業向けミドルリスク・ミドルリターンの融資を行う銀行、といった新たな形態の銀行や特色ある銀行が設立されている。また、株主構成面では、事業会社等の異業種による銀行業への参入もみられるところである。

新銀行の免許申請がなされた場合、又は、銀行主要株主認可申請がなされた場合には、当局としては、申請者の財産的基礎や人的構成等、銀行法に規定されている審査基準に合致しているか否かについて厳正に審査する必要がある。

一般的には、新銀行の免許申請がなされた場合には、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかについては、申請者が行おうとするビジネスモデルに応じて、本監督指針や検査マニュアルに定める着眼点も参照すべきであるが、以下は、特に、当局が、銀行業への新規参入に関し、免許に係る審査及びその後の監督上の対応を行う際の着眼点を類型化して例示したものである。

Ⅶ－１－２ 限定的な銀行業務を営む免許申請の取扱いについて

(1) 免許審査の対応

融資業務を行わない、為替取引を行わない、といったように、必ずしも銀行業務の全てを行わないようなビジネスモデルによる銀行免許の申請がなされた場合には、そのような限定的な銀行業務を適切に遂行できる体制か否か等について法令に定める基準に基づき審査を行うものとする。

しかしながら、このような銀行の場合には、免許付与後に、免許申請時には想定していなかった業務展開を行おうとする場合には、当局として、そのような業務が適切に遂行できる体制となっているか等について改めて検証を行うことが必要である。

したがって、銀行業務の全てを行わないようなビジネスモデルによる免許申請に対して免許を付与するときは、免許申請時に想定していなかった新たな銀行の業務を行おうとする場合にはあらかじめ当局の承認を必要とする旨の条件を付することとする。

(2) 免許後の監督において留意すべき事項

免許付与後に免許申請時には想定していなかった業務展開が行われるような場合には、免許条件に基づき、当該業務が適切に遂行できる体制となっているか等について改めて検証を行い承認の可否を判断することとする。

なお、銀行が免許の条件に違反した場合には、法第27条等に基づく行政処分を検討することとする。

Ⅶ－１－３ 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点

(1) 基本的考え方

銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、現行の信用リスクを中心とした自己資本比率規制の下では、信用リスクはほとんどないことから所要自己資本額は極めて小さくなるが、伝統的な銀行業とは異なる業務形態にかんがみ、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本が必要である。また、伝統的な銀行業に想定される信用リスクを取らない場合には、信用リスクに対応するリターン（収益性）も期待できないことから、将来の収支見通しについては、この点も勘案した審査が必要である。

(2) 免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点

① 免許審査において確認すべき事項

イ. 銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、伝統的な銀行業とは異なる業務形態にかんがみ、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本となっているか、ALM管理（資産負債管理）等のリスク管理が適切に行われるような体制となっているか。

ロ. 将来の収支見通しの審査に当たっては、収益源をどこに求めるのか、その収益源は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収益の前提となる諸条件について見込みを下回った場合の対応策が講じられており、そのような場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか。

ハ. なお、全国的に決済業務を営む場合には、確実な決済の確保が見込まれるか。

② 免許後の監督において留意すべき事項

免許審査時に確認した自己資本が維持されているか、ALM管理等のり

スク管理が適切に行われているか等について、検査ないし報告徴求等により確認する。また、免許審査時に確認した収益源については、計画どおりの収益を上げているかどうか、収益の前提となる諸条件に変更はないかどうか、計画どおりの収益を上げていない場合にはその対応策等について、報告徴求等により確認する。

Ⅶ－１－４ 有人店舗を持たずインターネット・ＡＴＭ等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点

(１) 基本的考え方

インターネット等による電子金融取引は、既存銀行において既に取り扱いを開始しており、規制のあり方や監督方法を電子取引の特性に対応したものにへと見直すことにより、実効性のある利用者保護を図る必要が生じている。特に有人店舗を持たず、専らインターネットやＡＴＭ等の非対面取引を専門に行う銀行については、従来有人店舗が果たしてきた機能を、適正なルール及び行内の態勢整備等を行うことにより他の手段で代替する必要がある。また、ＩＴ（情報通信技術）を活用した新たなサービスの提供に当たっては、一般の利用者が特別の訓練を経ずに安全かつ簡便に利用できるような仕組みが整えられている必要がある。以上のような観点を踏まえ、当面、インターネットやＡＴＭ等の非対面取引を専門に行う銀行に対する免許・監督については、以下の点に留意する。なお、電子金融取引に係る規制・監督一般については、関連分野の有識者からなる各種報告書の指摘も踏まえ見直しを行う。

(２) 免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点

① 免許審査において確認すべき事項

- イ. 以下に掲げる事項について、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているか。
 - a. 顧客からの苦情・相談の対応
 - b. システムダウン等に伴う顧客対応
 - c. 法令に基づく顧客への説明義務の履行
 - d. ディスクロージャーの履行
 - e. マネー・ローンダリング防止等の組織犯罪への対応の観点からの本人確認義務及び疑わしい取引の届出の履行
- ロ. 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込め

るような計画となっているか。

ハ. 金利等の条件に敏感である顧客層の特性や、取引の解約・変更が容易になされ得る特性にかんがみ、顧客の一時大量流出に備えた流動性確保のための方策が確立しているか。

ニ. システムのセキュリティのレベルが十分な水準に達しているか。システムの安全管理体制（外部委託先の管理を含む。）や障害発生時の危機管理体制等が適切に講じられているか。（外部機関からの評価書類の提出を求めるものとする。）。

② 免許後の監督において留意すべき事項

免許審査時に確認した対応策の履行状況について、検査ないし報告徴求等により確認する。

Ⅶ－１－５ 事業親会社等が存在する銀行の免許申請について

Ⅶ－１－５－１ 子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点

（１）基本的考え方

銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となるが、銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される銀行主要株主に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等（以下Ⅶ－１－５において「事業親会社等」という。）の事業戦略上の要請によって、子銀行の健全性が損なわれることのないよう、銀行経営の独立性の確保について、特に留意する必要がある。

（２）免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点

① 免許審査において確認すべき事項

イ. 子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているか。例えば、子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行の経営の独立性が損なわれていないか。

ロ. 事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか（なお、この点は、コンビニにＡＴＭを設置する等のインストアブランチ（小売店舗内銀行営業所）一般の形態に適用されるべき事項である。）。

② 免許後の監督において留意すべき事項

免許付与後の子銀行の経営の独立性や、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の状況等について、銀行法に基づき子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。

Ⅶ－１－５－２ 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点

(1) 基本的考え方

銀行経営の独立性が確保されたとしても、事業親会社等の経営悪化等、子銀行の意図しない事業親会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性がある。特に、子銀行と事業親会社等とが営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、子銀行の営業基盤が一気に失われるおそれ（共倒れリスク）がある。こうしたリスクに対応するためには、現行の大口信用供与規制及びアームズ・レングス・ルールの遵守は当然のことであるが、以下のような諸点について留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点

① 免許審査において確認すべき事項

イ. 子銀行において、事業親会社等のリスクを遮断するための方策（注）が十分講じられているか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。

a. 事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対し、支援、融資等を行わないこと。

b. 事業親会社等の業況悪化や、事業親会社等による子銀行株の売却、預金の引出し等、事業親会社等に起因する種々のリスク（シナジー（相乗）効果の消滅、レピュテーションリスク（風評リスク）等に伴う株価の下落・預金の流出、取引先の離反等）をあらかじめ想定し、それによって子銀行の経営の健全性が損なわれないための方策（収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等）を講じること。

c. 特に、子銀行が事業親会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること。

（注）なお、事業親会社等の子銀行以外の子会社等についても、子銀行との間で営業基盤を共有する場合等当該子会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性が高い場合があり得ることから、当該子会社等に対する必要なリスク遮断策を併せて求めるものとする。

d. 上記のリスク遮断策によっても、完全に事業親会社等のリスクを遮断することが困難な場合も想定され、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握する観点から、銀行主要株主認可に係る審査の過程において、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について確認する。具体的には、免許申請者の収支の見込みや社会的信用等を審査するに当たり、当該事業親会社等の財務状況や社会的信用等についても十分勘案する。

② 免許後の監督において留意すべき事項

免許付与後のリスク遮断策の履行状況（その確実な履行を免許の条件とする）については、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。なお、リスク遮断策の履行状況に問題がある場合や、当初予定していたリスク遮断策では不十分である場合には、子銀行に対し、法第26条に基づく業務改善命令を発出することもあり得る。

Ⅶ－２ 銀行主要株主の認可審査及び認可後の対応

Ⅶ－２－１ 意義

(1) 事業会社等は、顧客基盤や店舗ネットワークの共有を通じたシナジー効果を得ることを目的とした銀行業への参入がみられる。また、投資目的により銀行株式を保有する者もみられる。このような者のうち、国、地方公共団体等を除き、銀行の経営に影響力を及ぼし得る者については、銀行法に基づき、銀行主要株主としての認可を受けることが必要である。

(2) したがって、銀行免許の申請がなされる際、当該申請者に、事業会社等や投資ファンド等、銀行主要株主となろうとする者が存在する場合には、銀行主要株主認可申請が同時になされることが必要であり、当局としては、免許審査と並行して銀行主要株主認可に係る審査を行うことが必要である。

Ⅶ－２－２ 銀行主要株主認可審査において確認すべき事項

Ⅶ－２－２－１ 事業会社等による銀行主要株主認可申請

(1) 事業会社等による、銀行の議決権に係る取得資金に関する事項、保有の目的、その他議決権の保有に関する事項に照らして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のよ

うな点について十分検証するものとする。

- ① 事業会社等の銀行保有に係る方針・目的が銀行の業務の健全性・適切性等を損なうおそれがないか。例えば、短期売買目的による議決権の保有等となっていないか。
- ② 議決権を取得するための資金原資にかんがみ、銀行の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。例えば、過度の借入金による議決権の取得等となっていないか。
- ③ 事業会社等を含めたグループ間における取引の適正確保がなされているか。

(2) 事業会社等の財産及び収支の状況に照らして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

- ① 事業会社等の財務の状況、資金調達の状況にかんがみ、銀行の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。
- ② 特に、子銀行の50%超の議決権を保有している事業会社等については、子銀行が計画どおりの収益が上げられない場合にも、その経営の健全性確保のための十分なキャッシュフロー等が準備されているか。
- ③ 認可審査に際しては、直近の決算期の財務諸表及び監査報告書等の資料（事業会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料）の提出を求め、監査報告書に当該事業会社等の継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提に重要な疑義が認められる旨の追記がないか等について確認することとする。

(3) 事業会社等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

- ① 事業会社等の経営体制、当該事業会社等が主要株主基準値以上の議決権を保有する銀行（以下Ⅶ－2－2及びⅦ－2－3において「子銀行等」という。）に係る経営管理体制にかんがみ、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。
- ② 子銀行等の経営の健全性を確保するためには、子銀行等の経営の独立性が確保されることが前提となるが、銀行主要株主に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等の事業戦略上の要請によって、子銀行等の経営の独立性が損なわれることがないよう、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

- イ. 事業会社等の役員又は職員が子銀行等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行等の経営の独立性が損なわれていないか。
- ロ. 子銀行等が事業会社等の店舗を共有する場合等において、事業会社等が銀行業務の一部を受託したり、事業会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか（なお、この点は、コンビニにATMを設置する等のインストアブランチ（小売店舗内銀行営業所）一般の形態に適用されるべき事項である。）。

（４）子銀行等の経営の独立性が確保されたとしても、事業会社等の経営の悪化等、子銀行等が意図しない事業会社等のリスクが子銀行等に及ぶ可能性がある。特に、子銀行等と事業会社等とが営業基盤を共有しているような場合には、事業会社等の破綻等に伴い、子銀行等の営業基盤が一気に失われるおそれ（共倒れリスク）がある。こうしたリスクに対応するためには、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

- ① 子銀行等に対する事業会社等のリスクを遮断するための方策が十分講じられているか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。

- イ. 事業会社等の業況が悪化した場合、子銀行等より支援・融資等を受けないこと。

- ロ. 事業会社等の業況悪化、子銀行等株式の売却、預金の引出し等、事業会社等により子銀行等に起因する種々のリスク（シナジー（相乗）効果の消滅、レピュテーションリスク（風評リスク）等に伴う子銀行等の株価の下落・預金の流出、取引先の離反等）をあらかじめ想定し、それによって子銀行等の経営の健全性が損なわれないための方策（収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等）を講じること。

- ハ. 特に、子銀行等が事業会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること。

- ② 上記のリスク遮断策によっても、子銀行等に対する事業会社等のリスクを完全に遮断することが困難な場合も想定され、事業会社等の経営リスクに伴う子銀行等の経営悪化を早期に把握する観点から、銀行主要株主認可に係る審査の過程において、子銀行等の経営に影響を及ぼし得る事業会社等の財務状況や社会的信用等について十分検証する。

Ⅶ－２－２－２ 投資ファンドによる銀行主要株主認可申請

(1) 投資ファンドによる、銀行の議決権に係る取得資金に関する事項、保有の目的、その他議決権の保有に関する事項に照らして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

- ① 投資ファンドの銀行保有に係る投資方針・投資目的が銀行の業務の健全性・適切性等を損なうおそれがないか。例えば、短期売買目的による議決権の保有等となっていないか。
- ② 議決権を取得するための資金原資にかんがみ、銀行の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。例えば、過度の借入金による議決権の取得等となっていないか。
- ③ 投資ファンドの運用者や主要な出資者等が子銀行等の役員又は職員を兼任していないか。
- ④ 投資ファンドの運用が悪化した場合、子銀行等より支援・融資等を受けないこととしているか。
- ⑤ 投資ファンドやその出資者を含めたグループ間における取引の適正確保がなされているか。

(2) 投資ファンドの財産及び収支の状況に照らして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

- ① 投資ファンドの運用の状況、資金調達の状況にかんがみ、銀行の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。
- ② 特に、子銀行の50%超の議決権を保有している投資ファンドについては、子銀行が計画どおりの収益が上げられない場合にも、その経営の健全性確保のための十分なキャッシュフロー等が準備されているか。
- ③ 認可審査に際しては、直近の決算期の財務諸表及び監査報告書等の資料（投資ファンドが外国ファンドである場合には、運用状況を示す類似の資料）の提出を求めることとする。

(3) 投資ファンドが、その運用体制等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

- ① 投資ファンドの運用体制について、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。
- ② 投資ファンドの主要な出資者等が、銀行の公共性について理解を有し、

かつ、十分な社会的信用があるか。

- (4) 特に、新規免許を受け営業を開始する銀行の経営が軌道に乗るには一定の期間を要することが一般的であることにかんがみ、ある程度長期保有を継続し、株主としてのガバナンスをもって新銀行の経営を安定・成長させる方針であるか、また、それがどういう形で担保し得るか等について確認するものとする。

その際、株式の公開に関する考え方についても確認するものとする。

Ⅶ-2-3 認可後の監督において留意すべき事項

- (1) 銀行主要株主に対しては、法第52条の11に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状況を含む。ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該銀行主要株主と子銀行等との取引関係（預金、借入等）を記載した書類の提出を求めるものとする。

- (2) オフサイト・モニタリングや検査結果等に基づき、子銀行等の独立性確保及び子銀行等に対する事業リスク遮断のための方策等に係る実効性等に疑義が生じた場合は、銀行主要株主に対して、必要に応じて法第52条の11に基づく報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第52条の13に基づく措置命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅶ-3 既存銀行への資本参加等への適用

Ⅶ-3-1 既存銀行への資本参加等において留意すべき事項

- (1) 上記Ⅶ-1の観点、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加し、これに伴いインターネットバンキング業務を本格的に展開する等これまでのビジネスモデルを大きく変更した場合における当該銀行の監督上の着眼点においても、基本的に適用することとし、必要に応じて、法第24条に基づく報告を求め、ビジネスモデルの変更に向けた準備状況、既存顧客の保護の状況等を把握し、業務の適切性を検証することとする。

- (2) なお、検証の結果、預金者等の保護及びビジネスモデルの変更に向けた円滑かつ適切な準備体制の確保等を図る必要があると認められる場合には、

準備に要する期間を勘案した一定の期限を付した上で、法第 26 条に基づく業務の一部停止命令を発出する等の対応を行う。

Ⅶ－３－２ 銀行主要株主認可について

(1) 上記Ⅶ－２の観点、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可に係る審査についても、基本的に適用することとし、銀行主要株主認可等の過程において深度あるヒアリングを行い、十分な検証を行うものとする。

(2) また、上記Ⅶ－２に掲げた主な着眼点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。

Ⅶ－４ 新たな形態の銀行等に対する本監督指針の準用

国内銀行には、本監督指針の適用を受ける主要行等、及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の適用を受ける地域銀行のほかにも、新たな形態の銀行やいわゆる子会社信託銀行等が存在するが、これらの銀行の監督に当たっては、当該銀行の形態や業務の実態を踏まえつつ、必要に応じて本監督指針の規定を準用することとする。

(注) 信託兼営銀行における信託勘定に係る業務については、別途「信託会社等に関する総合的な監督指針」によることとなる。

(別紙 1)

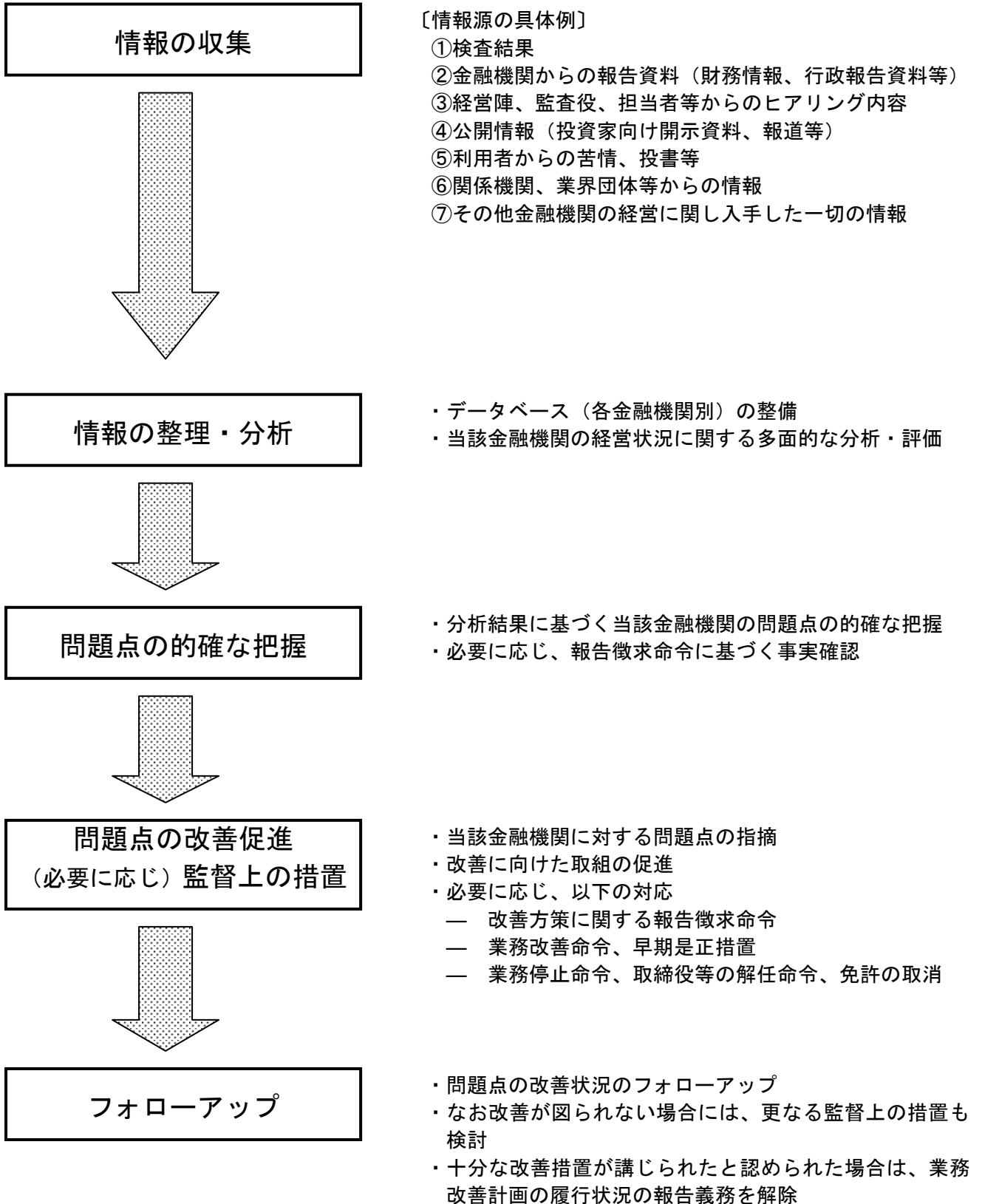
監督上の検証プロセスに関するガイダンス
(バーゼル銀行監督委員会公表)

-
- 1 . マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定
 - 2 . 実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則
 - 3 . コア・プリンシプル・メソドロジー
 - 4 . デリバティブのためのリスク管理指針
 - 5 . 金利リスク管理のための諸原則
 - 6 . 電子バンキングおよび電子マネー業務のリスク管理
 - 7 . 銀行組織における内部管理体制のフレームワーク
 - 8 . 銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引に関する健全な実務のあり方
 - 9 . 銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化
 - 10 . 銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス
 - 11 . 信用リスク管理の諸原則
 - 12 . 外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針
 - 13 . 金利リスクの管理と監督のための諸原則
 - 14 . 電子バンキングにおけるリスク管理の原則
 - 15 . 銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係
 - 16 . 銀行の顧客確認に関するガイダンス
 - 17 . 銀行監督当局と銀行の外部監査人との関係
 - 18 . 弱体化した銀行の取扱いに関する監督上のガイダンス
 - 19 . クロスボーダー電子バンキング業務の管理と監督
 - 20 . オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス

(別紙 2)

Ⅱ－１－１－１ 一般的な監督事務の流れ

銀行監督に当たっての一般的な事務の流れは以下のとおり。



主要行等の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール

(別紙3)

	銀行における決算・ディスクロージャー	主な当局への報告		オフサイト・モニタリング (分析・評価・ヒアリング)		
		財務会計情報	リスク情報	ヒアリング等	財務関係情報	リスク情報
7月	ディスクロ誌	日計表等	市場、流動	監督方針を策定・公表	個別銀行のデータ整備	
8月	四半期決算公表	日計表等	市場、流動、信用		決算分析	
9月		日計表等	市場、流動	リスク管理ヒアリング		
10月		日計表等	市場、流動	内部監査ヒアリング		
11月	中間決算公表	中間決算状況表 日計表等	市場、流動、信用、統合	決算ヒアリング	決算分析	
12月		半期報告書 中間業務報告書 経営実態報告 日計表等	市場、流動	総合的なヒアリング		
1月	(中間ディスクロ誌)	日計表等	市場、流動			分析、ヒアリング
2月	四半期決算公表	日計表等	市場、流動、信用		決算分析	
3月		日計表等	市場、流動	リスク管理ヒアリング		
4月		日計表等	市場、流動	内部監査ヒアリング		
5月	決算公表	決算状況表 日計表等	市場、流動、信用、統合	決算ヒアリング	決算分析	
6月		有価証券報告書 業務報告書 経営実態報告 日計表等	市場、流動	総合的なヒアリング		

(別紙4)

決算等に関する提出資料

資料名	作成基準日	提出期限	備 考
未残日計表	毎月末	作成基準日から 20日以内	・ 3、9月分の提出期限については45日以内。
平残日計表			
中間決算状況表	中間決算日	作成基準日から 45日以内	・ 「10. 有価証券等の状況」、「11. 単体自己資本比率」及び「12. 土地の含み損益の状況」の提出期限については、作成基準日から3ヵ月以内。 ・ 「10. 有価証券等の状況」及び「11. 単体自己資本比率(1)、(2)」の速報値に係る提出期限については、作成基準日後55日又は決算発表日の前日のいずれか早い日。 (なお、確報値については、速報値と異なる場合のみ作成基準日後3ヵ月以内に提出を受ける。)
決算状況表	決算日		
中間連結決算状況表 ※1	中間決算日	速報値については、作成基準日後55日又は決算発表日の前日のいずれか早い日	・ 確報値については、速報値と異なる場合のみ作成基準日から3ヵ月以内に提出を受ける。 ・ 「3. 連結自己資本比率(3)~(7)」及び「5. 株式等保有状況」の提出期限については、作成基準日から3ヵ月以内。
連結決算状況表 ※1	決算日		
中間決算状況表 (信託業務の状況) ※2	中間決算日	作成基準日から 45日以内	・ 「(4) 期間別受託元本残高表」及び「(5) 主要勘定各店別内訳表」の提出期限については、作成基準日から3ヶ月以内。
決算状況表 (信託業務の状況) ※2	決算日		
経営実態報告 ※1	中間決算日 及び決算日	作成基準日から 3ヵ月以内	

※1 銀行持株会社にも提出を求めている資料

※2 信託兼営銀行のみ提出を求めている資料